

みえ障がい者共生社会づくりプラン (平成27～29年度)

＜最終案＞

平成27（2015）年3月

三重県

目 次

第 1 編 計画策定の基本的方向.....	1
第 1 章 計画の策定にあたって.....	1
第 2 章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況.....	9
第 3 章 計画の基本的な考え方.....	40
第 2 編 重点的取組.....	47
第 1 章 権利の擁護に関する取組.....	47
第 2 章 障がい者雇用に関する取組.....	51
第 3 章 障がい者スポーツに関する取組.....	56
第 4 章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組.....	59
第 5 章 途切れのない相談支援に関する取組.....	65
第 6 章 災害時の対応に関する取組.....	71
第 3 編 分野別施策.....	74
第 1 章 共生社会を実感できる地域社会づくり.....	74
第 2 章 生きがいを実感できる地域社会づくり.....	84
第 3 章 安心を実感できる地域社会づくり.....	94
第 4 編 障害福祉計画.....	110
第 1 章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定.....	110
第 2 章 障がい者支援のための体制整備.....	123
第 3 章 障害保健福祉圏域別計画.....	147
第 5 編 計画の推進.....	186
第 1 章 計画の推進体制.....	186
第 2 章 計画の進行管理（PDCAサイクル）.....	188
第 3 章 計画の見直し.....	189

第 1 編 計画策定の基本的方向

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国における障がい者の権利の保障、障がい者施策は、これまで、「リハビリテーション（ライフステージの全段階において全人間的復権をめざす）」「ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も共に一緒に暮らし活動する社会をめざす）」という理念のもと、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向けた取組として展開されてきました。

平成 18 年（2006 年）には、障がい者が有する人権や自由を確保し、障がい者固有の尊厳を大切にすることなどを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連で採択されました。

わが国では、その批准に向け、「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月施行）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成 24 年 10 月施行）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（平成 25 年 4 月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28 年 4 月施行予定）など国内法の整備が進められ、平成 26 年 1 月 20 日に条約を批准、平成 26 年 2 月 19 日に効力が発生しました。今後、わが国における障がい者の権利を保障するための取組が一層強化されることとなります。

また、このような中、国においては、障がい者施策の基本的な方向を示す「障害者基本計画（第 3 次）」が平成 25 年 9 月に策定され、共生社会の実現に向けた取組の新たな方向を明らかにしています。

県では、平成 18 年度に、「障害者基本法」に基づく障害者計画と、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画を統合した「みえ障がい者福祉プラン」（平成 18 年度～平成 20 年度）を策定し、平成 20 年度には第 2 期計画（平成 21 年度～平成 23 年度）に改訂しました。

その後、平成 23 年度に、「障害者基本法」の改正などをふまえ、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成 24 年度～平成 26 年度）（以下、「前期プラン」という。）を策定し、就労支援、障がい者スポーツの環境整備、相談支援、防災・減災対策など総合的かつ計画的な施策展開を進めてきました。

このような中、前期プランは平成 26 年度に終期を迎えることから、前期プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、平成 25 年に策定された国の「障害者基本計画」および平成 26 年 5 月に告示された「障害者総合支援法」に基づく国の基本指針に即して、プランを改訂するものです。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」第11条第2項に定める「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（都道府県障害者計画）」および、「障害者総合支援法」第89条第1項に規定する「市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（都道府県障害福祉計画）」として策定するものであり、県の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

(2) 計画の性格

この計画は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画です。

また、県民一人ひとりや民間事業者、関係団体においても、それぞれの立場で自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として行動するための指針となることを期待するものです。

(3) 計画の対象

この計画における「障がい者」は、「障害者基本法」に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を基本として考えます。

なお、「社会的障壁」とは、障がい者が生活をしていく上で障壁となる事物、制度、慣行、観念など一切のものを意味します。

（※障がい者で18歳未満の人を示す場合には、「障がい児」という表記を用います。）

(4) 他の計画との関係

この計画は、「障害者基本法」第11条第1項に基づき国が策定した「第3次障害者基本計画」を基本とするとともに、本県における戦略計画である「みえ県民カビジョン」をふまえて策定しています。また、この計画は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」、「三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」、「三重県保健医療計画」や「みえ高齢者元気・かがやきプラン」など、関連する他の計画との整合を図っています。

(5) 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、さまざまな状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても適宜見直しを行います。

3 前期プランによる取組成果

前期プランでは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、「共生社会を実感できる地域社会づくり」「生きがいを実感できる地域社会づくり」「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた取組を進めるとともに、4項目の重点的取組として「雇用の場の拡大と就労への総合的支援」「勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備」「ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化」「災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応」の展開を図ってきました。その取組結果と課題については、以下のとおりです。

(1) 重点的取組の取組結果と課題

① 雇用の場の拡大と就労への総合的支援

ア) 主な取組結果

雇用の場の拡大と就労への総合的な支援を行うため、「就労に向けた障がい者への支援」、「雇用の場の確保に向けた「福祉から就労へ」の支援」の2項目を取組方向として、取り組んできました。

「就労に向けた障がい者への支援」については、特別支援学校において、キャリア教育マネージャー等外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を実施するとともに、三重労働局・ハローワークとの共催で、就職面接会の開催などに取り組みました。

「雇用の場の確保に向けた「福祉から就労へ」の支援」については、「共同受注窓口」を通じた受注拡大を推進するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大を進めました。また、一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」の創設を支援するとともに、障がい者が担える農業・農作業の検証および、農業経営体・福祉事業関係者に農業分野における障がい者雇用に関する情報の提供を行いました。さらに、障がい者雇用を促進する新たな仕組みの一つとして、ステップアップカフェを設置しました。加えて、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、「障害者雇用率改善プラン」を策定し、三重労働局と合同で企業訪問を行いました。

イ) 残された課題

本県の障がい者の実雇用率（1.79%：平成26年6月1日現在）は全国33位となっており、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成を図るため、三重労働局との緊密な連携、関係機関等との情報共有を図りながら、障がい者雇用の推進に取り組んでいく必要があります。

また、就労移行支援事業所の確保や障害者就業・生活支援センターにおけるサービスの質の向上などの就労支援および就労定着に向けた支援を行うとともに、就労継続支援事業所等の福祉的就労における工賃の向上を図る必要があります。

さらに、特別支援学校の生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進め、生徒の進路希望を実現する必要があります。

加えて、社会的事業所の創設支援、農林水産業における障がい者雇用の推進などにより、多様な就労先を確保するとともに、ステップアップカフェにおいて、障がい者雇用の理解促進および企業や県民と連携した取組等を推進する必要があります。

② 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備

ア) 主な取組結果

障がい者のスポーツへの参加機会の拡充等を図るため、「障がい者スポーツを支える環境整備」を取組方向として、取り組んできました。

全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けて、全国障害者スポーツ大会競技で、本県にない競技団体の結成を促進するとともに、三重県全域で活動するスポーツ組織への支援を行いました。

また、障がい者スポーツ団体の全国大会等への出場を支援するとともに、障がい者スポーツ指導員に活動の場を提供し、スキルアップを図りました。

イ) 残された課題

平成 33 年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会三重大会に向け、開催地の選定、準備委員会の設置および基本方針の策定などの準備を行う必要があります。

また、競技の運営支援を行う上級障がい者スポーツ指導員、障がい区分判定員、競技別の指導員や審判員等を育成するとともに、北信越東海ブロック大会の誘致や全国障害者スポーツ大会出場選手の練習環境の整備などにより競技力の強化を図る必要があります。

さらに、パラリンピック選手のキャンプ地誘致などにより、競技性のあるスポーツにチャレンジする気運を醸成するとともに、障がい者のスポーツ人口の拡大や国内外で活躍できる障がい者の育成を図る必要があります。

③ ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化

ア) 主な取組結果

障がい者に途切れのない相談支援を行うため、「相談支援体制の整備」「相談支援ネットワークの構築」の 2 項目を取組方向として、取り組んできました。

「相談支援体制の整備」においては、障がい者が安心して地域で生活をしていくための相談支援の窓口を設置するとともに、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施しました。また、相談支援事業者等に必要とされる必須研修やサービスの質の向上を図るための専門的な研修等を実施するとともに、サービス等利用計画の作成促進のための研修会を開催しました。さらに、三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に向けた取組を進めるとともに、市町において取組の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーの育成や、発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進しました。

「相談支援ネットワークの構築」においては、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテを活用し、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を推進しました。

イ) 残された課題

市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制の強化のため、市町または障害保健福祉圏域における基幹相談支援センターの設置促進を図るとともに、障害保健福祉圏域や全県を対象とした相談支援事業については、地域支援機能やバックアップ体制の強化等が必要です。

また、相談支援や障害福祉サービスを提供する人材の育成、効果的な研修の実施が必要です。

さらに、サービス等利用計画の質の向上や、県障害者自立支援協議会と圏域（自立支援）協議会の連携強化が必要です。

障がい児への支援においては、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係者間のスムーズな連携による支援を提供する必要があります。

また、三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に向けて運営面での検討を進めるとともに、発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

④ 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

ア) 主な取組結果

災害時に援助を必要とする障がい者に的確に対応するため、「障がいや施設の状況に応じた防災・減災対策」を取組方向として、取り組んできました。

施設を利用する障がい者の安全・安心を確保するため、入所施設の耐震化を促進しました。

また、福祉避難所の確保に向け、市町担当者会議における要請や未確保の市町の状況調査など、働きかけを行いました。

さらに、災害時要援護者対策の先進的事例の各市町への紹介および避難行動要支援者名簿の早期作成に向けた助言を行いました。

イ) 残された課題

県内の入所施設における耐震化は完了しましたが、引き続き、通所や共同生活援助の障害福祉サービスを提供する施設の耐震化および、スプリンクラーの設置義務規定の改正への対応など利用者の安全・安心を確保する必要があります。

また、福祉避難所については、市町間で福祉避難所確保の状況に差があり、さらなる確保が求められています。

さらに、避難行動要支援者名簿や個別計画の早期作成および、三重県聴覚障害者支援センターと市町との間での避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結促進により、障がい者に確実に支援を届ける必要があります。

加えて、大規模災害等の発生後に、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、精神科医療や精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームである、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）の編成および活動準備が求められています。

（２） 分野別施策の取組結果と課題

① 共生社会を実感できる地域社会づくり

ア) 主な取組結果

障がいの有無に関わらず、共に生きていく環境が整備されている社会をめざし、「障がいに対する理解の促進」、「社会参加の環境づくり」、「地域における生活基盤の充実」、「権利の擁護」の４項目の施策に、取り組んできました。

「障がいに対する理解の促進」については、障がい者福祉フォーラムの開催などによる啓発・広報、学校における福祉教育の推進やボランティアコーディネーターの養成などボランティア活動の促進に取り組みました。

「社会参加の環境づくり」については、視覚障がい者を対象とした歩行訓練やオストメイトに関する研修の実施などによる障がいに応じた活動支援、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の運用開始などユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備、三重県聴覚障害者支援センターの開設など情報・コミュニケーションの支援、点字版・音声版の選挙公報など選挙等における配慮に取り組みました。

「地域における生活基盤の充実」については、共同生活援助の整備促進など障害福祉サービス等の基盤整備の促進、福祉型障害児入所施設へのコーディネーターの配置などによる地域生活移行に向けた環境整備に取り組みました。

「権利の擁護」については、研修の実施などによる虐待防止に対する取組の強化および、成年後見制度に関する検討や研修などによる権利擁護のための体制の充実に取り組みました。

イ) 残された課題

障害者権利条約の批准などをふまえ、障がい者の権利に関する、県民の意識のさらなる向上を、図る必要があります。

また、障がいに応じた訓練など障がい者の社会参加に向けた活動支援、ユニバーサルデザインの意識向上やまちづくり、視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センターにおける情報提供やコミュニケーション支援など社会参加の環境づくりに、引き続き、取り組む必要があります。

さらに、障がい者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生活することができるよう、地域における暮らしを支援する必要があります。

加えて、障がい者虐待の防止や虐待に対する対応力の強化を図るとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の実施など障がい者の権利を擁護する必要があります。

② 生きがいを実感できる地域社会づくり

ア) 主な取組結果

障がい者が、自らの能力を生かしながら、人生をデザインし、生きがいを実感できる社会をめざし、「特別支援教育の充実」、「就労の促進」、「スポーツ・文化活動への参加機会の拡充」の3項目の施策に、取り組んできました。

「特別支援教育の充実」については、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成・活用促進による早期からの一貫した支援の充実、特別支援学校のセンター的機能の活用などによる専門性の向上、「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づく整備推進など教育環境の整備に取り組みました。

「就労の促進」については、地域の事業所等における職業訓練による就労に向けた支援、就労系障害福祉サービス事業所の職員による就職後の相談支援による職場定着に向けた支援、障がい者雇用アドバイザーの配置による雇用の場の確保、社会的事業所の創設支援や農業分野における障がい者雇用などの多様な働き方への支援に取り組みました。

「スポーツ・文化活動への参加機会の拡充」については、競技団体の結成支援や障がい者スポーツ指導員の養成など障がい者スポーツの環境整備、三重県障がい者芸術文化祭の開催による文化活動への参加機会の充実、「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」などバリアフリー観光の推進に取り組みました。

イ) 残された課題

障がいのある子どもたちの教育については、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進する必要があります。

また、障がい者雇用においては、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成、就労や就労定着に向けた支援、多様な就労先の確保などに取り組む必要があります。

さらに、全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備、障がい者芸術文化祭の開催などによる文化活動への参加機会の充実および、バリアフリー観光の機運醸成と案内機能の強化に取り組む必要があります。

③ 安心を実感できる地域社会づくり

ア) 主な取組結果

障がい者が、自立し、社会に参加するための必要な支援が提供される社会をめざし、「障害福祉サービス等の適切な提供」、「相談支援体制の整備」、「保健・医療体制等の充実」、「防災・防犯対策の推進」の4項目の施策に、取り組んできました。

「障害福祉サービス等の適切な提供」については、市町への指導を通じた適切なサービスの支給決定や事業所への指導などによる障害福祉サービスの適切な提供、福祉・介護職場への就労支援などによる福祉人材の育成・確保、みえテクノエイドセンターにおける福祉用具フォーラムの開催による福祉用具の活用などに取り組みました。

「相談支援体制の整備」については、サービス等利用計画の策定促進や（自立支援）協議会における地域の相談支援体制の強化に関する協議など相談支援体制の充実、自閉症・発達障がいや

重症心身障がい児・者などを対象とした専門性の高い相談事業など専門的な相談支援体制の整備、体系的な研修の実施による相談支援従事者等の人材育成に取り組みました。

「保健・医療体制等の充実」については、精神科救急医療システムや電話による24時間精神科医療相談による医療の確保、三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備に向けた取組および市町における専門性の高い人材の育成など発達支援・療育の充実に取り組みました。

「防災・防犯対策の推進」については、福祉避難所の設置促進や障がい者入所施設の耐震化の促進などによる防災対策の推進、ファックス110番・ウェブ110番の設置など防犯対策の推進に取り組みました。

イ) 残された課題

障害福祉サービスについては、適切なサービスが提供されるよう、引き続き市町への助言や事業所への指導等を行う必要があります。また、福祉・介護現場の人材を確保するとともに、人材の資質の向上を図る必要があります。さらに、障がい者のニーズに応じた福祉用具の開発を行う必要があります。

相談支援体制の整備については、市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制の強化および、障害保健福祉圏域や全県を対象とした相談支援事業における地域支援機能やバックアップ体制の強化が必要です。また、相談支援を提供する人材の資質の向上を図る必要があります。

保健・医療体制等の充実については、身近な地域において、必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。また、難病患者の総合的な相談・支援や受入病院の確保を図る必要があります。アルコール依存症患者については、早期発見により、早期治療や多量飲酒者への支援等につなげる必要があります。さらに、三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備に向けて運営面での検討を進めるとともに、発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

防災対策の推進については、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成に向け、市町を支援する必要があります。また、福祉避難所については、市町間で確保の状況に差があることから、さらなる確保が必要です。

第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況

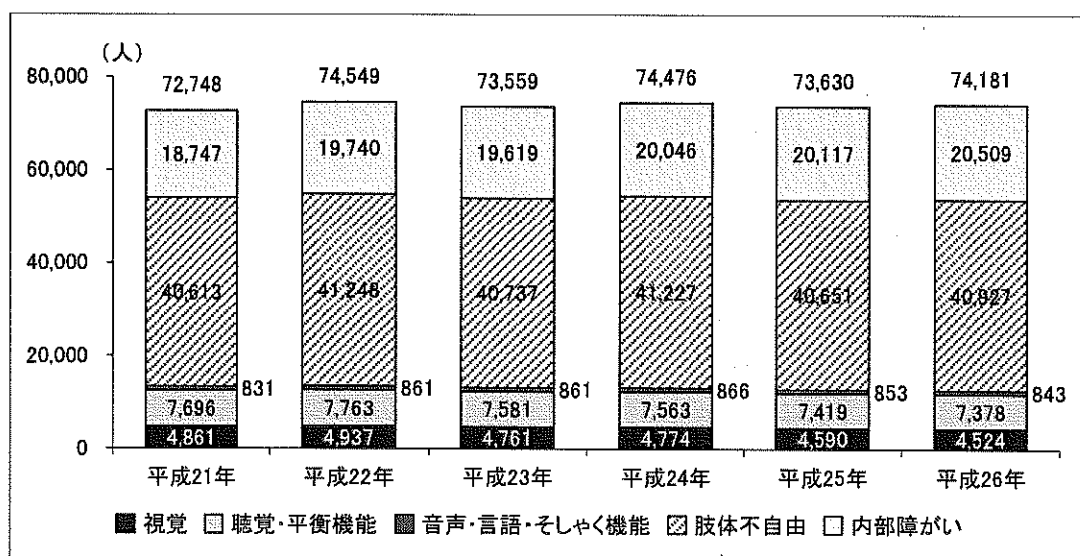
1 障がい者の状況

(1) 身体障がい

本県において、身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は、平成26年4月1日現在で74,181人となっています。年によって変動は見られますが、近年の推移としては、ほぼ横ばいとなっています。

障がい種別ごとにもみると、肢体不自由が40,927人と最も多く、全体の55.2%を占めています。次いで、内部障がいが20,509人(27.6%)、聴覚・平衡機能障がい7,378人(9.9%)、視覚障がい4,524人(6.1%)と続いています。内部障がいは増加傾向がみられ、特に心臓、腎臓などの障がいが増えています。

図表1-1 身体障害者手帳所持者数(障がい種別)

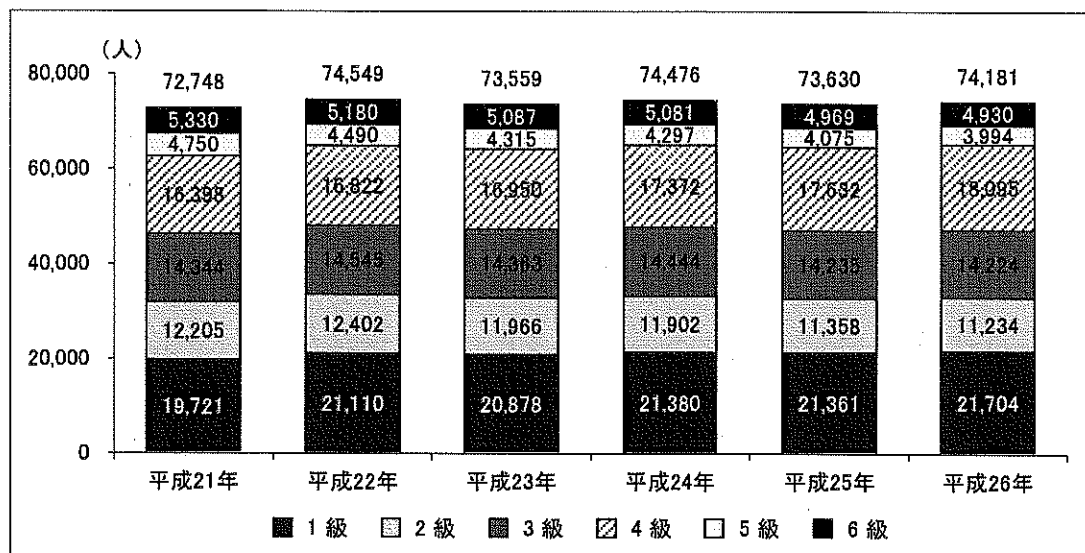


	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由	内部障がい							合計	
					心臓	呼吸器	腎臓	膀胱・直腸	小腸	肝臓	その他		計
平成21年	4,861	7,696	831	40,613	9,601	1,801	4,473	2,708	67	97	18,747	72,748	
平成22年	4,937	7,763	861	41,248	10,143	1,808	4,700	2,816	88	78	107	19,740	74,549
平成23年	4,761	7,581	861	40,737	10,198	1,712	4,587	2,766	81	147	128	19,619	73,559
平成24年	4,774	7,563	866	41,227	10,498	1,646	4,755	2,787	80	142	138	20,046	74,476
平成25年	4,590	7,419	853	40,651	10,625	1,553	4,757	2,805	83	148	146	20,117	73,630
平成26年	4,524	7,378	843	40,927	10,890	1,536	4,859	2,820	83	150	171	20,509	74,181

※各年4月1日現在

障がいの程度を等級別にみると、1級が最も多く21,704人(29.3%)、次いで4級が18,095人(24.4%)となっています。重度障がいの1級・2級を合わせると32,938人で、身体障がい者総数の44.4%を占めています。

図表1-2 身体障害者手帳所持者数(等級別)



※各年4月1日現在

障がいの種類別に障がいの程度をみると、肢体不自由では4級の人が多く(28.3%)、内部障がいでは1級の人が多く(60.6%)となっています。

図表1-3 身体障害者手帳所持者数(障がい種別・等級別)

	(人)						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1,651	1,257	371	339	568	338	4,524
	36.5%	27.8%	8.2%	7.5%	12.6%	7.5%	100.0%
聴覚・平衡機能	350	1,849	1,126	1,242	41	2,770	7,378
	4.7%	25.1%	15.3%	16.8%	0.6%	37.5%	100.0%
音声・言語・そしゃく機能	26	78	443	296	0	0	843
	3.1%	9.3%	52.6%	35.1%	0.0%	0.0%	100.0%
肢体不自由	7,249	7,827	9,073	11,571	3,385	1,822	40,927
	17.7%	19.1%	22.2%	28.3%	8.3%	4.5%	100.0%
内部障がい	12,428	223	3,211	4,647	0	0	20,509
	60.6%	1.1%	15.7%	22.7%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	21,704	11,234	14,224	18,095	3,994	4,930	74,181
	29.3%	15.1%	19.2%	24.4%	5.4%	6.6%	100.0%

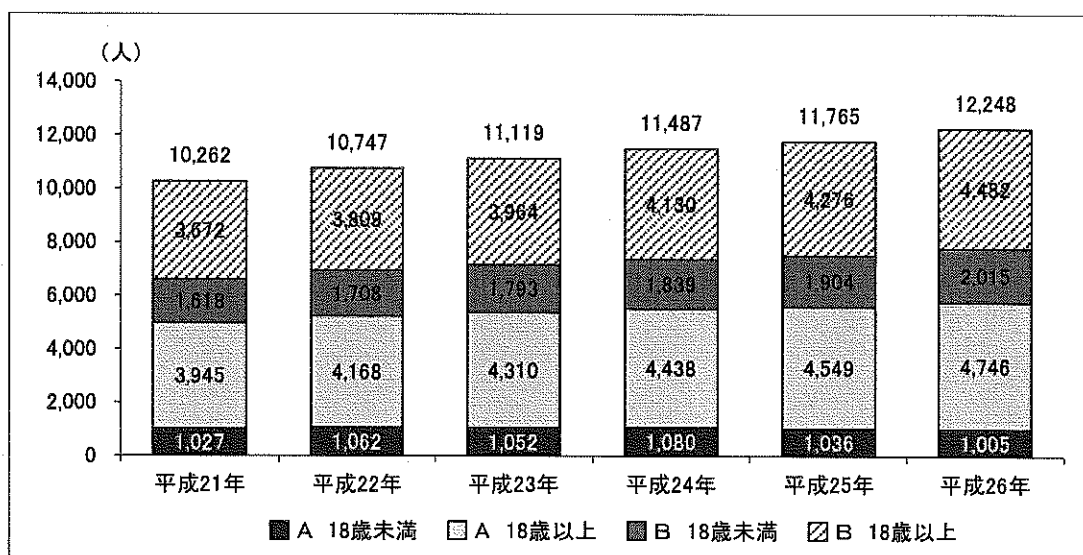
※平成26年4月1日現在

(2) 知的障がい

本県において、療育手帳の交付を受けている人の総数は、平成26年4月1日現在で12,248人となっています。人数は増加傾向で推移しています。

障がいの程度別にみると、療育手帳A（重度）所持者は5,751人で全体の47.0%となっています。また、年齢別では18歳以上が9,228人で全体の75.3%を占め、その割合は年々上昇しています。

図表1-4 療育手帳所持者数



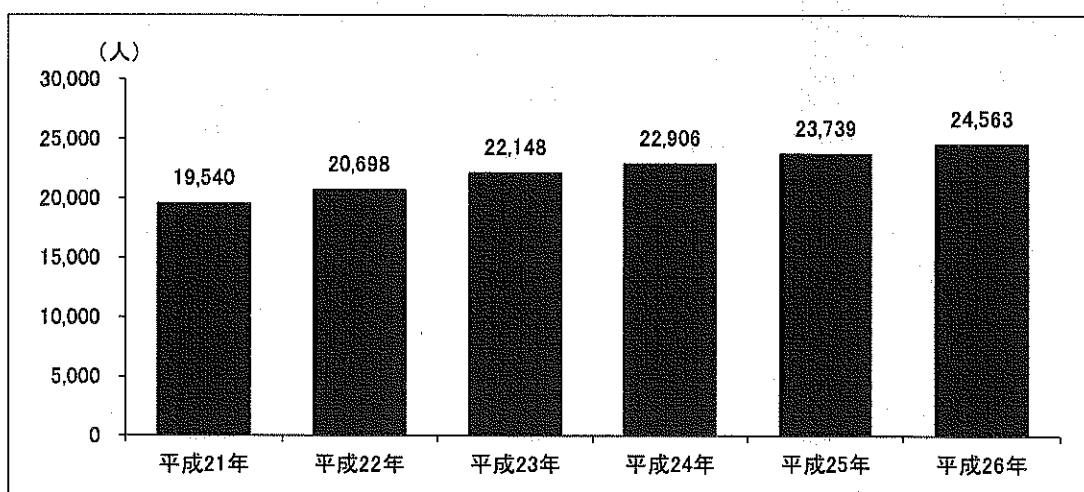
※各年4月1日現在

(3) 精神障がい

本県における精神科病院入院患者は 4,205 人（平成 26 年 6 月 30 日現在）、通院患者（自立支援医療（精神通院）受給者）は 24,563 人（平成 26 年 3 月末日現在）で、合計約 29,000 人となっています。通院患者数は増加傾向で推移しています。

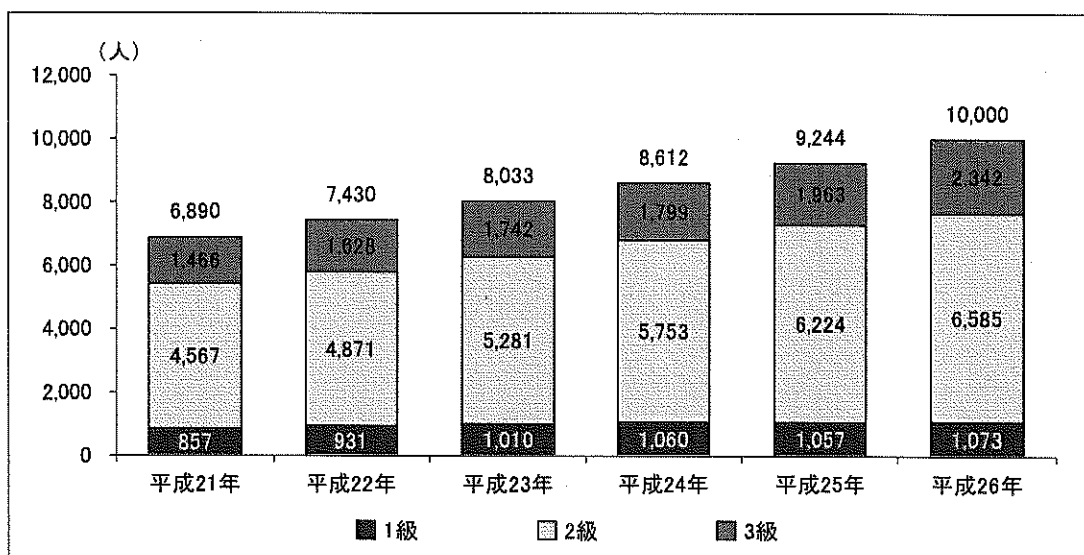
また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の総数は、平成 26 年 3 月末日現在で 10,000 人となっており、人数は増加傾向で推移しています。障がいの程度別では、2 級が 6,585 人で全体の 65.9%を占めています。

図表1-5 自立支援医療（精神通院）受給者数



※各年3月末日現在

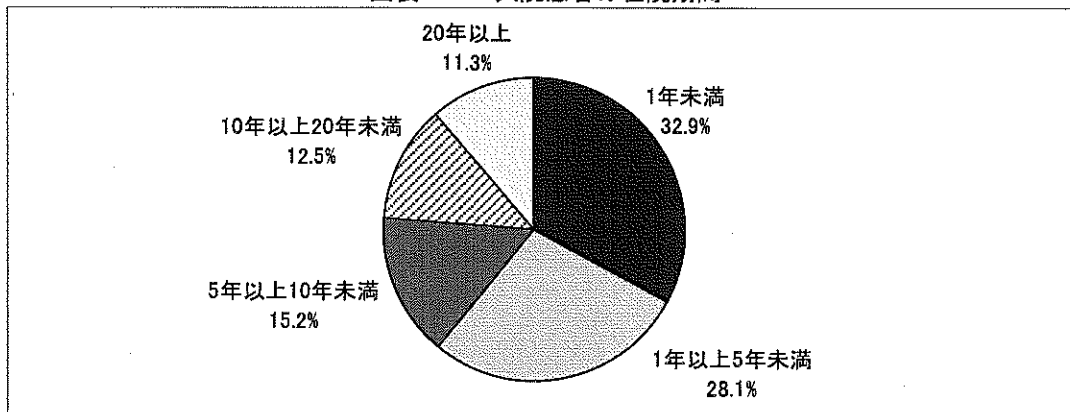
図表1-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数



※各年3月末日現在

精神科病院の入院患者の在院期間は、1年未満の入院患者が32.9%、1年以上5年未満が28.1%、5年以上10年未満が15.2%、10年以上20年未満が12.5%、20年以上が11.3%となっています。

図表1-7 入院患者の在院期間



※平成26年6月30日現在

入院患者を疾患別で見ると、統合失調症が2,619人(62.3%)、器質性精神障がい(19.2%)、気分障がい(7.7%)となっています。通院患者(自立支援医療(精神通院)受給者)では、気分障がい(9,905人(40.3%))、統合失調症(7,366人(30.0%))、神経症性障がい(2,420人(9.9%))となっています。

通院患者の疾患別人数の推移を見ると、患者数の増えている疾患が多くなっており、過去5年の増加数では気分障がい、増加率では器質性精神障がいの伸びが大きくなっています。

図表1-8 精神疾患の種類別構成

	症状性を含む器質性精神障がい	統合失調症、統合失調症型障がいおよび妄想性障がい	気分障がい	神経症性障がい、ストレス関連障がいおよび身体表現性障がい	てんかん	その他	合計
入院患者	806	2,619	324	59	39	358	4,205
(構成比)	19.2%	62.3%	7.7%	1.4%	0.9%	8.5%	100.0%
通院患者	660	7,366	9,905	2,420	1,643	2,569	24,563
(構成比)	2.7%	30.0%	40.3%	9.9%	6.7%	10.5%	100.0%

※入院患者：平成26年6月30日現在、通院患者：平成26年3月末日現在

通院患者	症状性を含む器質性精神障がい	統合失調症、統合失調症型障がいおよび妄想性障がい	気分障がい	神経症性障がい、ストレス関連障がいおよび身体表現性障がい	てんかん	その他	合計
平成21年	327	5,629	7,475	1,616	1,517	2,976	19,540
平成22年	344	5,961	8,014	1,789	1,522	3,068	20,698
平成23年	417	6,312	8,528	2,017	1,568	3,306	22,148
平成24年	560	6,411	9,233	2,091	1,604	3,007	22,906
平成25年	608	6,730	9,472	2,261	1,649	3,019	23,739
平成26年	660	7,366	9,905	2,420	1,643	2,569	24,563

※各年3月末日現在

(4) 難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」によると、難病は、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」とされています。

本県における特定疾患受給者の総数は、平成 25 年度現在で 13,651 人となっており、患者数は増加傾向が見られます。疾患別にみると、潰瘍性大腸炎 2,303 人（16.9%）、パーキンソン病関連疾患 2,182 人（16.0%）、強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎 959 人（7.0%）、全身性エリテマトーデス 790 人（5.8%）などが多くなっています。

なお、平成 25 年度から、特定疾患を含めた 130 の疾病の難病患者が障害福祉サービス等の対象となりましたが、平成 25 年度の本県における難病患者の障害福祉サービス等支給決定者数（障害者手帳を所持しない「難病患者等」として支給決定した人数）は 22 人となっています。

また、障害者総合支援法の対象となる難病等については、平成 27 年 1 月から、130 疾病から 151 疾病に拡大されたところです。

図表1-9 疾患別特定疾患受給者数の推移

(人)

疾患名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	受給者数	受給者数	受給者数	比率
1 ベーチェット病	252	260	262	1.9%
2 多発性硬化症	241	251	272	2.0%
3 重症筋無力症	243	257	282	2.1%
4 全身性エリテマトーデス	755	760	790	5.8%
5 スモン	29	27	27	0.2%
6 再生不良性貧血	166	162	163	1.2%
7 サルコイドーシス	306	330	354	2.6%
8 筋萎縮性側索硬化症	151	148	150	1.1%
9 強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎	887	918	959	7.0%
10 特発性血小板減少性紫斑病	455	475	495	3.6%
11 結節性動脈周囲炎	123	129	138	1.0%
12 潰瘍性大腸炎	1,997	2,111	2,303	16.9%
13 大動脈炎症候群	85	79	82	0.6%
14 ビュルガー病	82	76	75	0.5%
15 天疱瘡	77	80	91	0.7%
16 脊髄小脳変性症	380	405	427	3.1%
17 クローン病	455	475	499	3.7%
18 難治性肝炎のうち劇症肝炎	3	1	2	0.0%
19 悪性関節リウマチ	97	97	97	0.7%
20 パーキンソン病関連疾患	1,980	2,070	2,182	16.0%
21 アミロイドーシス	29	41	44	0.3%

(人)

疾患名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	受給者数	受給者数	受給者数	比率
22 後縦靭帯骨化症	723	764	782	5.7%
23 ハンチントン病	18	21	23	0.2%
24 モヤマヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	176	193	220	1.6%
25 ウェゲナー肉芽腫症	22	23	27	0.2%
26 特発性拡張型(うっ血)心筋症	632	660	682	5.0%
27 多系統萎縮症	155	165	176	1.3%
28 表皮水疱症(接合部型および栄養障害型)	5	5	6	0.0%
29 膿疱性乾癬	32	31	30	0.2%
30 広範脊柱管狭窄症	64	60	59	0.4%
31 原発性胆汁性肝硬変	428	448	468	3.4%
32 重症急性膵炎	26	29	27	0.2%
33 特発性大腿骨頭壊死症	120	138	159	1.2%
34 混合性結合組織病	134	151	157	1.2%
35 原発性免疫不全症候群	10	10	11	0.1%
36 特発性間質性肺炎	109	102	101	0.7%
37 網膜色素変性症	352	348	363	2.7%
38 プリオン病	12	7	6	0.0%
39 肺動脈性肺高血圧症	30	37	46	0.3%
40 神経線維腫症	33	36	41	0.3%
41 亜急性硬化性全脳炎	3	3	3	0.0%
42 バッド・キアリ症候群	6	5	4	0.0%
43 慢性血栓性肺高血圧症	25	26	31	0.2%
44 ライソゾーム病(ファブリー病含む)	17	17	16	0.1%
45 副腎白質ジストロフィー	4	3	2	0.0%
46 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	1	0.0%
47 脊髄性筋萎縮症	2	3	4	0.0%
48 球脊髄性筋萎縮症	13	14	15	0.1%
49 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	66	74	83	0.6%
50 肥大型心筋症	39	42	59	0.4%
51 拘束型心筋症	0	0	0	0.0%
52 ミトコンドリア病	11	12	14	0.1%
53 リンパ脈管筋腫症(LAM)	5	6	7	0.1%
54 重症多形滲出性紅斑(急性期)	4	0	3	0.0%
55 黄色靭帯骨化症	38	49	62	0.5%
56 間脳下垂体機能障害	178	231	269	2.0%
合計	12,286	12,866	13,651	100.0%

(5) 発達障がい

「発達障害者支援法」によると、発達障がいは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされています。

県内に2か所設置している自閉症・発達障がい支援センターにおける相談状況をみると、相談者数は1,216人で、疾患別では、広汎性発達障がい311人、自閉症259人、アスペルガー症候群110人となっています。

図表1-10 自閉症・発達障がい支援センター相談支援数（実人数）

(人)

発達障がい児・者年齢層		あさけ	れんげ	合計
発達支援	0～3歳	10	13	23
	4～6歳	58	65	123
	7～12歳	175	385	560
	13～15歳	74	38	112
	16～18歳	51	27	78
	19～39歳	104	88	192
	40歳以上	26	17	43
	不明	1	4	5
	合計	499	637	1,136
就労支援	18歳以下	6	1	7
	19～39歳	48	14	62
	40歳以上	9	2	11
	不明	0	0	0
	合計	63	17	80

(人)

障がい種別(医師による診断名で集計)		あさけ	れんげ	合計
発達支援	自閉症	189	60	249
	アスペルガー症候群	58	34	92
	広汎性発達障害	97	200	297
	注意欠陥多動性障害(AD/HD)	26	23	49
	学習障害(LD)	0	18	18
	その他(発達性言語障害・協調運動障害等)	65	19	84
	不明(未診断含む)	64	283	347
	合計	499	637	1,136
就労支援	自閉症	8	2	10
	アスペルガー症候群	15	3	18
	広汎性発達障害	6	8	14
	注意欠陥多動性障害(AD/HD)	3	0	3
	学習障害(LD)	0	0	0
	その他(発達性言語障害・協調運動障害等)	10	1	11
	不明(未診断含む)	21	3	24
	合計	63	17	80

※平成25年度

(6) 重症心身障がい

「児童福祉法」によると、重症心身障がい児は、「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童」とされています。

県内の状況をみると、重症心身障がい児・者数は、18歳未満222人、18歳以上542人で計764人、うち、医療型障害児入所施設などの施設入所者は212人（平成26年4月1日現在）となっています。

図表1-11 重症心身障がい児・者数

(人)

	重症心身障がい児・者数	うち施設入所者数
18歳未満	222	3
18才以上	542	209
計	764	212

※平成26年4月1日現在

(7) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいは、頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じるものです。

県内の広域的な専門的相談支援として、高次脳機能障がい支援普及事業を行っている三重県身体障害者総合福祉センターの新規相談者を疾患別にみると、平成25年度では脳血管障がいが32人、外傷性脳損傷が21人等となっています。

図表1-12 高次脳機能障がい者の相談支援状況

高次脳機能障がいの相談支援状況	新規相談者	67人
	平均年齢	41.0歳
	相談件数	1,169件
新規相談者の原因疾患	外傷性脳損傷	21人
	脳血管障がい	32人
	脳腫瘍	2人
	低酸素脳症	3人
	脳炎	2人
	多発性硬化症	1人
	その他	6人
	計	67人

※平成25年度

(8) 遷延性意識障がい

遷延性意識障がいは、事故や病気などで脳に損傷を受け、重度の昏睡状態になることで、自力での移動や摂食ができない、意思疎通が困難といった状態等が続く症状です。

遷延性意識障がい者については、全国的にも情報がほとんどなく、本県では、県内における実態を把握するために、平成26年2月に医療機関等への調査を行いました。その結果、県内の遷延性意識障がい者（準ずる者を含む）数は1,180人と推計されます。原因疾患としては脳血管障がい750人と63.6%を占め、所在は病院754人（63.9%）、介護老人福祉施設・介護老人保健施設269人（22.8%）等となっています。

図表1-13 遷延性意識障がい者の原因疾患・所在

(原因疾患)			(所在)		
	人数(人)	構成比		人数(人)	構成比
脳血管障がい	750	63.6%	病院	754	63.9%
頭部外傷	47	4.0%	特養・老健施設	269	22.8%
頭蓋内炎症	10	0.8%	障害者支援施設	20	1.7%
心疾患	39	3.3%	在宅	109	9.2%
呼吸器障がい	62	5.3%	その他	28	2.4%
その他(認知症)	85	7.2%	合計	1,180	100.0%
その他	187	15.8%			
合計	1,180	100.0%			

※平成25年12月1日の入院者、12月1日～31日の通院・受診者を基準とする調査

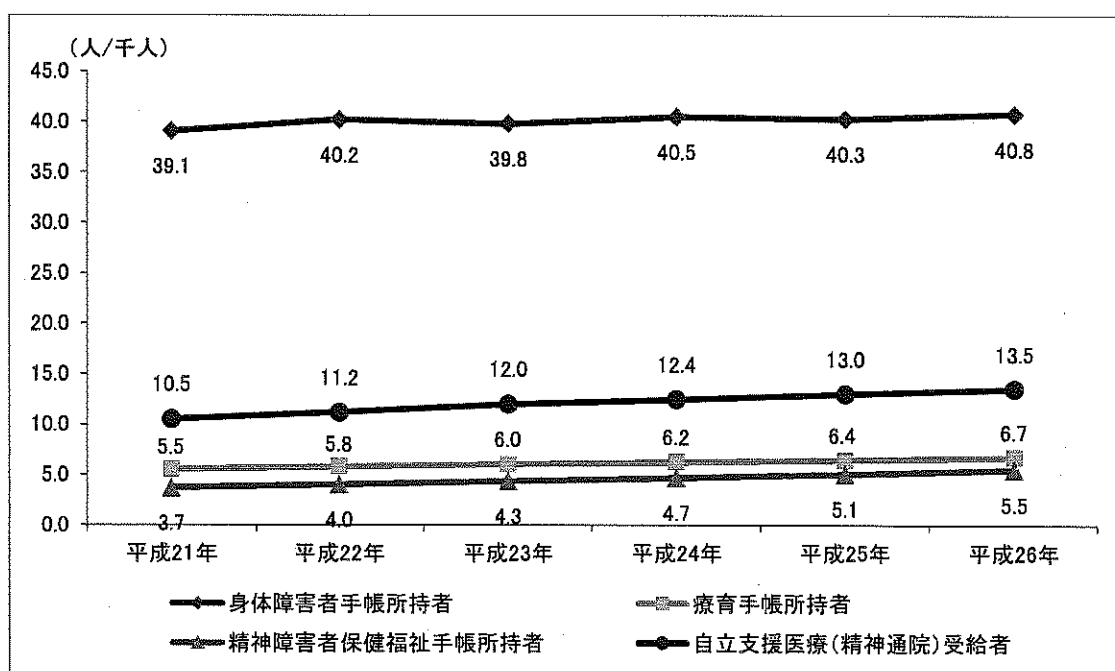
2 障がい者数の将来見込

(1) 障がい者比率の推移

本県における人口あたりの障がい者数をみると、平成26年4月1日現在で身体障害者手帳所持者数は人口千人あたり40.8人、療育手帳所持者数は6.7人となっています。また、平成26年3月末日現在で精神障害者保健福祉手帳所持者数は人口千人あたり5.5人、自立支援医療（精神通院）受給者数は13.5人となっています。

近年の比率の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいとなっていますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）受給者数はいずれも上昇傾向がみられます。

図表2-1 人口千人あたり障がい者数の推移



※身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は各年4月1日現在

※精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）受給者数は各年3月末日現在

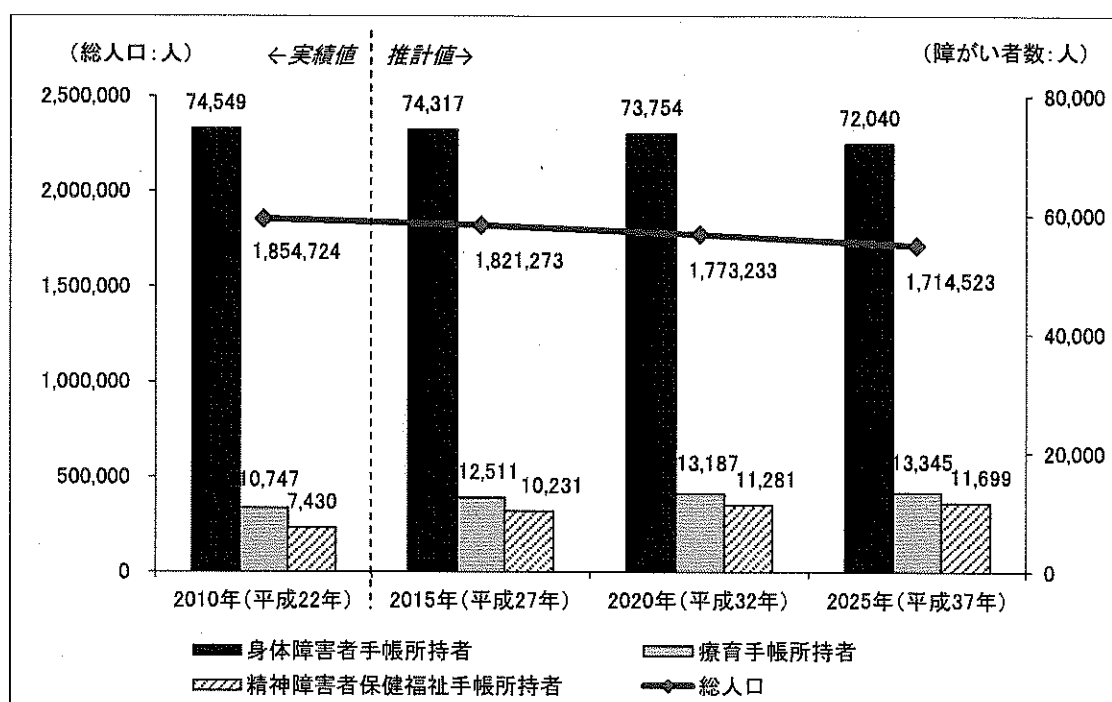
※総人口データとして三重県「月別人口調査結果」各年4月1日現在を使用

(2) 障がい者数の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の総人口は、今後減少傾向で推移していくものと見込まれ、現在（平成26年）の約182万人から、2025年（平成37年）には10万人以上減少して約171万人になると推計されています。

この前提のもとで本県の障がい者数の将来推計を行ったところ、身体障害者手帳所持者数については、総人口の減少とともに障がい者数も減少していくものと見込まれます。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、人口あたりの障がい者数の比率が上昇していることから（前ページ参照）、総人口が減少しても障がい者数は増加していくものと見込まれます。

図表2-2 障がい者数の将来推計



※総人口は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」（平成25年3月推計）

（平成22年は国勢調査の実績人口） 各年10月1日現在

※推計方法：市町別の手帳所持者数比率の実績値推移より、将来の手帳所持者数比率を設定し、それを市町別将来推計人口に掛け、合算して全県の障がい者数とした

※身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は各年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年3月末日現在

3 障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査の結果（概要）

(1) 調査概要

障がい者の地域生活に係る意向や必要な障害福祉サービス等を明らかにするとともに、プランの策定における基礎資料とするため、県内の障害者支援施設入所者・家族、入所待機者・家族、精神科病院入院者に対する調査を実施しました。

調査対象	県内の障害者支援施設入所者（全数）およびその家族 入所待機者・家族（全数） 精神科病院入院者（入院1年以上で65歳未満の医療保護・任意入院者からの抽出調査）
調査期間	平成26年8月11日～9月24日（調査基準日：平成26年6月30日）
調査方法	入所・入院者は支援職員による聞き取り、入所待機者・家族は郵送調査、入所者家族は各施設を通じて調査票を配布・回収

(2) 主な調査結果

① 対象者の状況

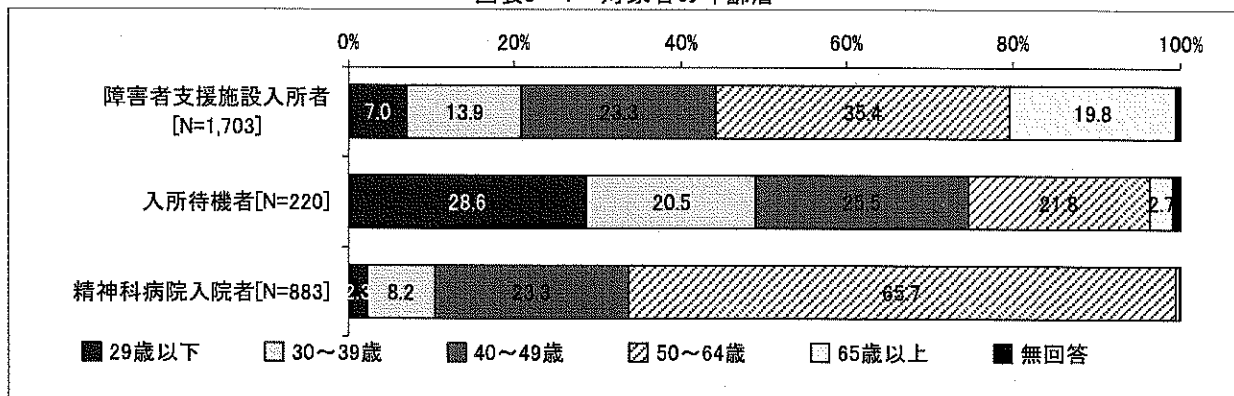
ア) 対象者の属性

対象者の年齢層は、施設入所者・待機者は比較的分散しています。病院入院者は50～64歳の層が多くなっています。

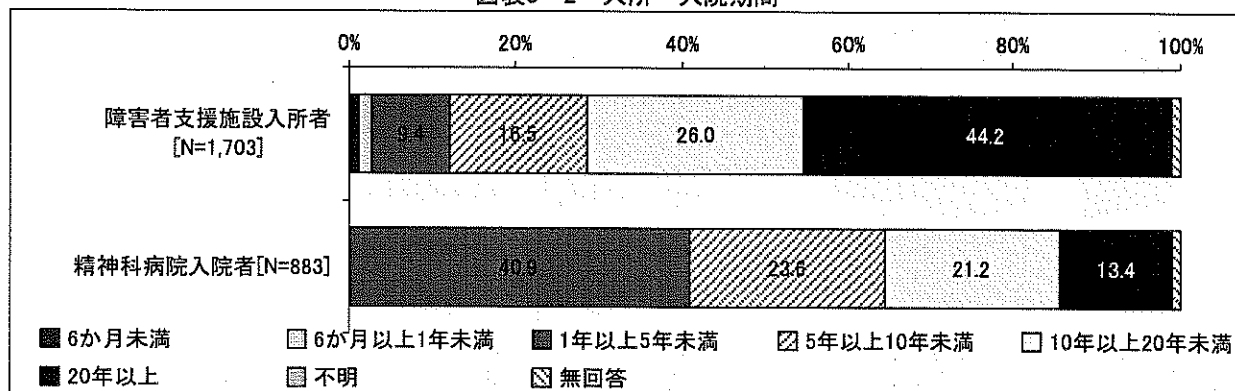
入所・入院期間は、施設入所者で「20年以上」という人が半数近くを占めています。

障害支援区分は、施設入所者・待機者では「区分6」が多く、病院入院者では「区分認定を受けていない」人が多くなっています。

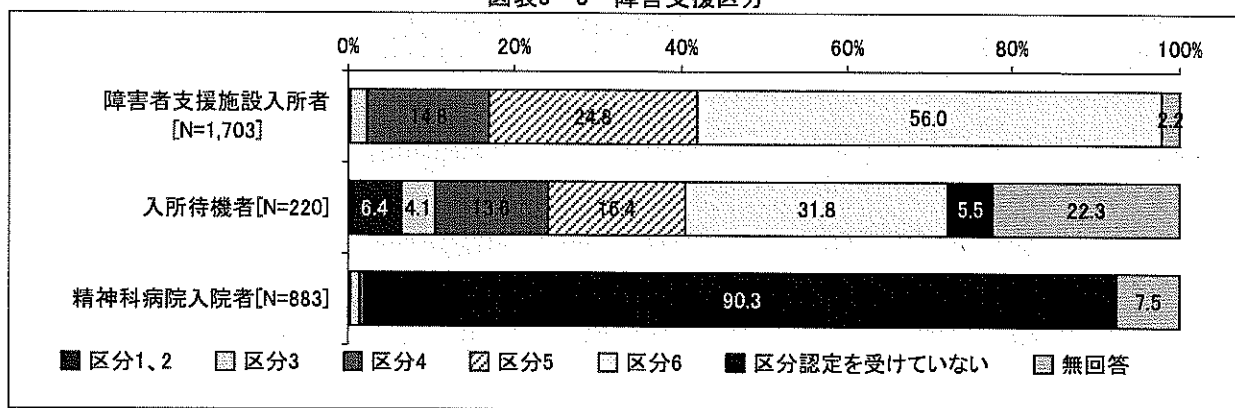
図表3-1 対象者の年齢層



図表3-2 入所・入院期間



図表3-3 障害支援区分

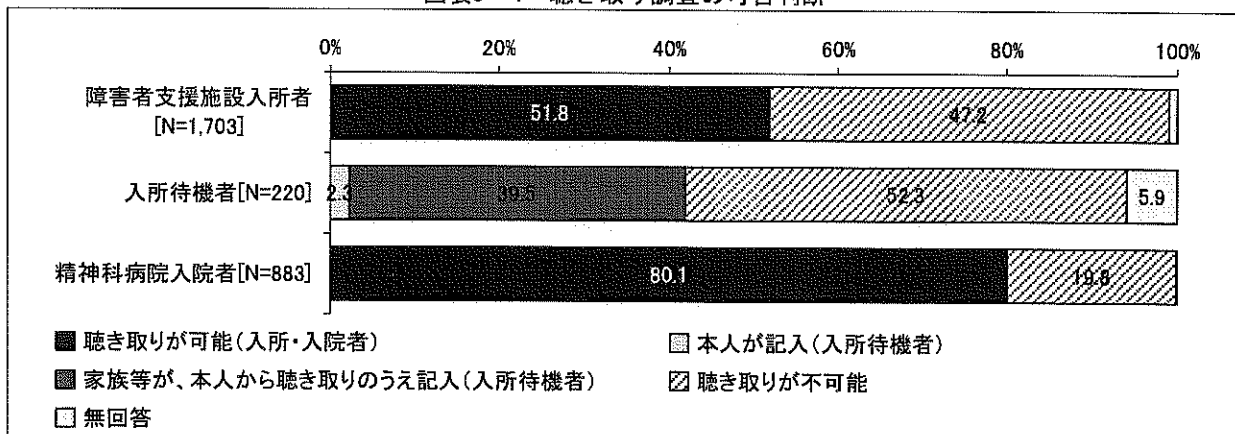


イ) 聴き取り調査の可否状況

施設入所者、病院入院者の職員による聴き取り調査の可否判断については、「聴き取りが可能」という対象者が施設入所者ではほぼ半数、病院入院者では8割となっています。入所待機者では、回答可く（「本人が記入」「家族等が、本人から聴き取りのうえ記入」）は4割程度となっています。

入所者では半数近くが「聴き取りが不可能」となっていますが、これは今回の調査内容や調査方法が要因となっている面もあると思われます。本人の意向を確認できるよう、意思疎通の円滑化が望まれます。

図表3-4 聴き取り調査の可否判断



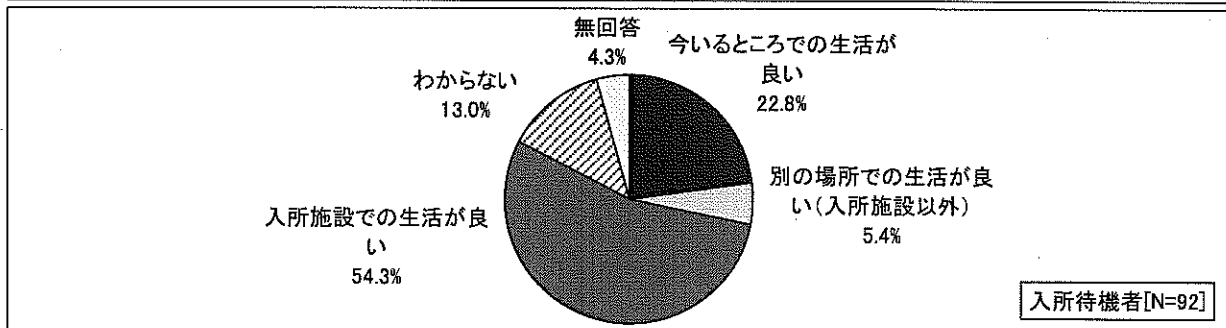
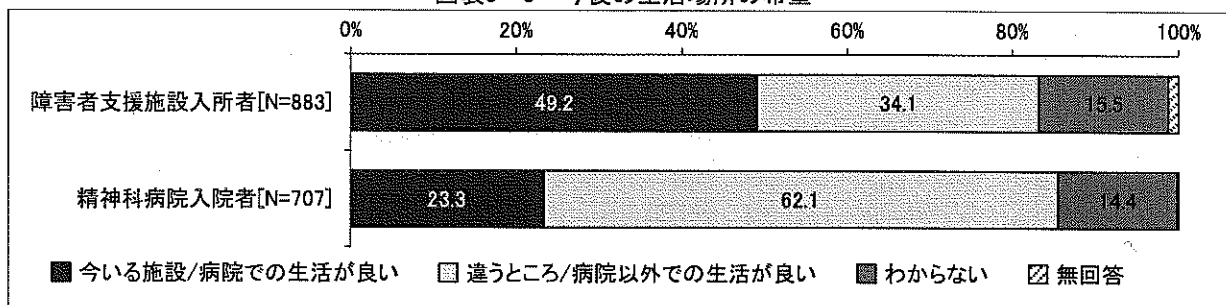
② 障がい者本人の意向

ア) 今後の生活場所の意向

入所者・入院者で、聞き取りの可能な人に対して今後の生活場所の希望を聞いたところ、施設入所者ではほぼ半数が「今いる施設での生活が良い」と回答している一方で、1/3以上が「違うところでの生活が良い」と回答しています。病院入院者では、「病院以外での生活が良い」が6割超となっていますが、「病院での生活が良い」も2割超となっています。

また、入所待機者では、「入所施設での生活が良い」という人が半数超ですが、「今いるところでの生活が良い」「別の場所での生活が良い(入所施設以外)」という人も約3割となっています。

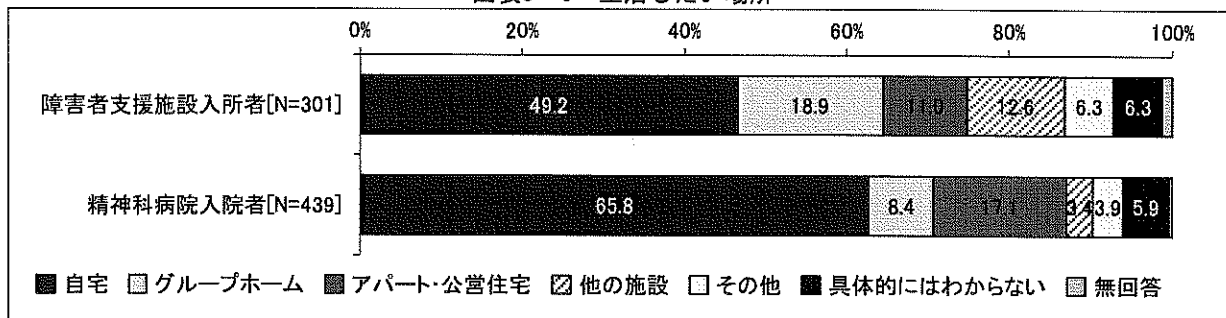
図表3-5 今後の生活場所の希望



入所者・入院者で、「違うところ/病院以外での生活が良い」と答えた人に、具体的にどこで生活したいかを聞いたところ、「自宅」という回答が多く、「グループホーム」または「アパート・公営住宅」との回答は、3割弱となっています。

地域での生活を実現するためには、重度訪問介護など在宅者に対する障害福祉サービスの充実を検討していく必要があります。また、「自宅」が多くを占めることについては、グループホームなど他の生活場所にかかる情報不足や宿泊体験の機会不足なども要因として考えられます。

図表3-6 生活したい場所

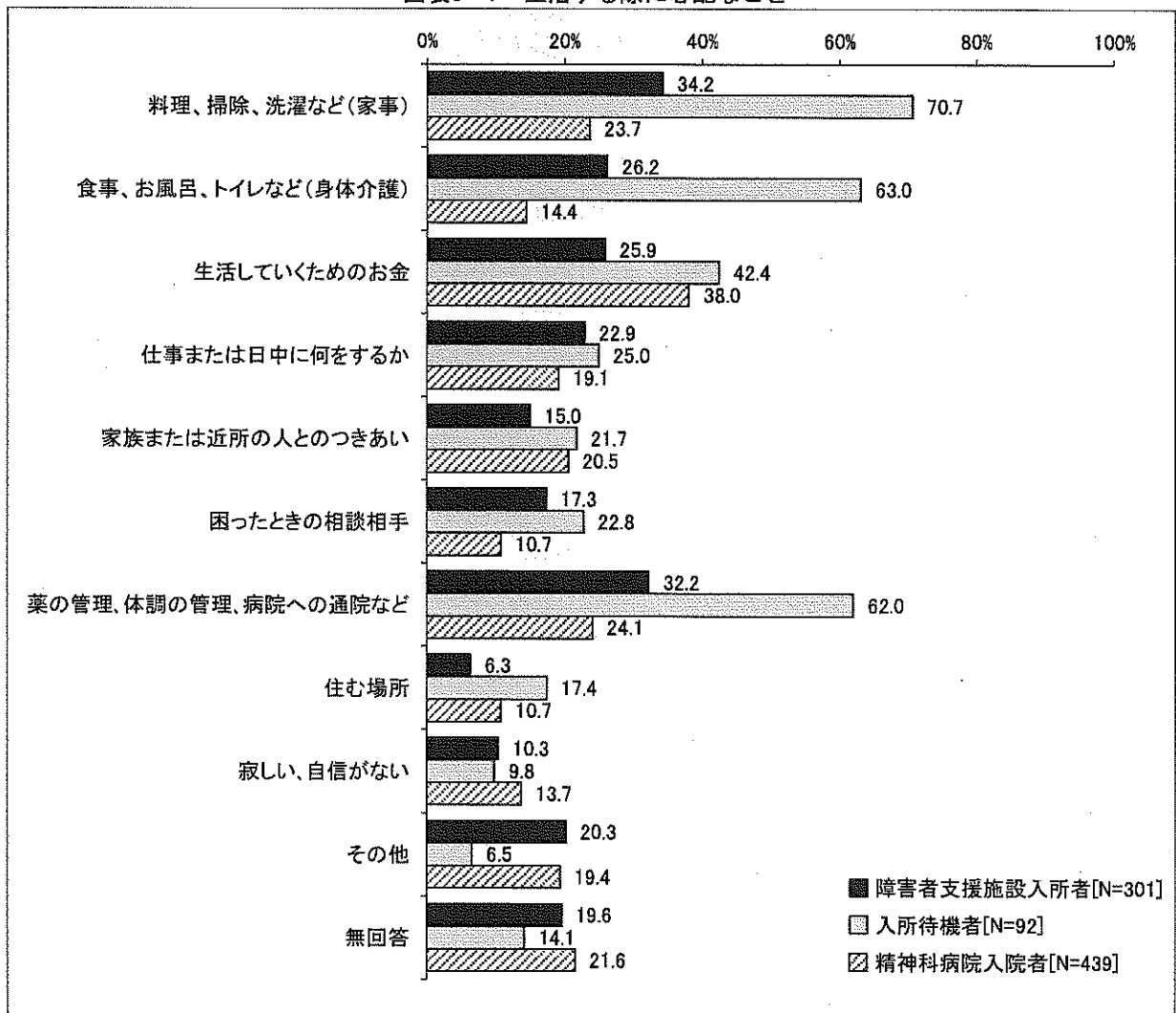


イ) 地域生活で心配なこと

入所者・入院者で、「違うところ/病院以外」で生活する際に心配なこととしては、「料理、掃除、洗濯など（家事）」「薬の管理、体調の管理、病院への通院など」「生活していくためのお金」等をあげる人が多くなっています。

一方、入所待機者が、生活する際に心配なこととしては、「料理、掃除、洗濯など（家事）」「食事、お風呂、トイレなど（身体介護）」「薬の管理、体調の管理、病院への通院など」等が高い割合となっています。

図表3-7 生活する際に心配なこと



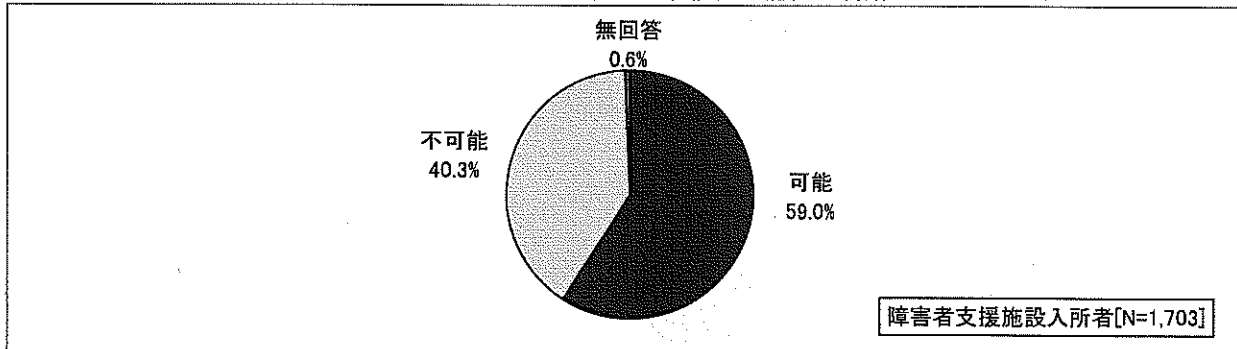
③ 支援職員の判断

ア) 地域移行に関する職員判断

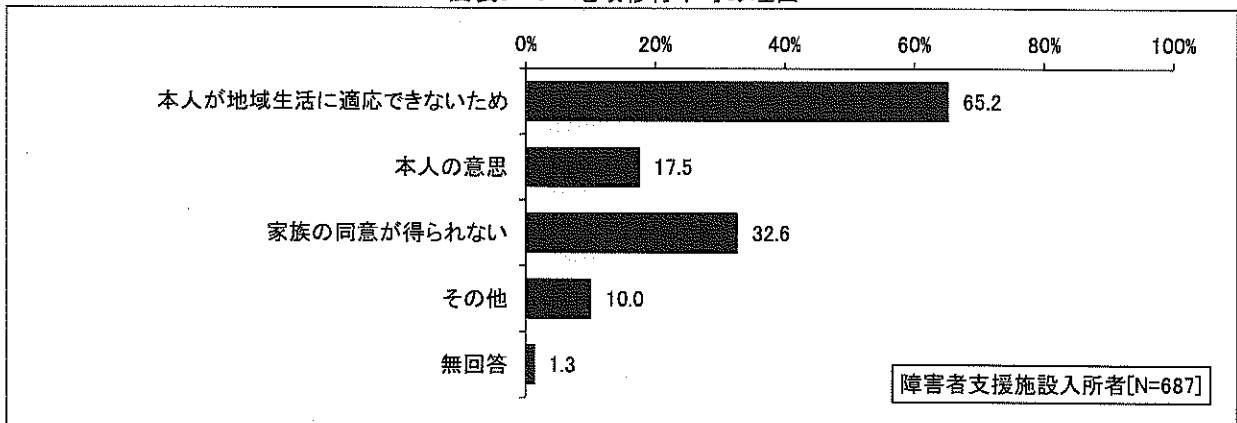
施設入所者の地域移行の可能性について、支援職員は、約 6 割の入所者について地域移行が「可能」と回答しています。

地域移行が「不可能」と判断した場合の理由については、「本人が地域生活に適應できないため」が 7 割近くを占め、また、「家族の同意が得られない」も約 3 割となっています。

図表3-8 施設入所者の地域移行可能性の判断



図表3-9 地域移行不可の理由

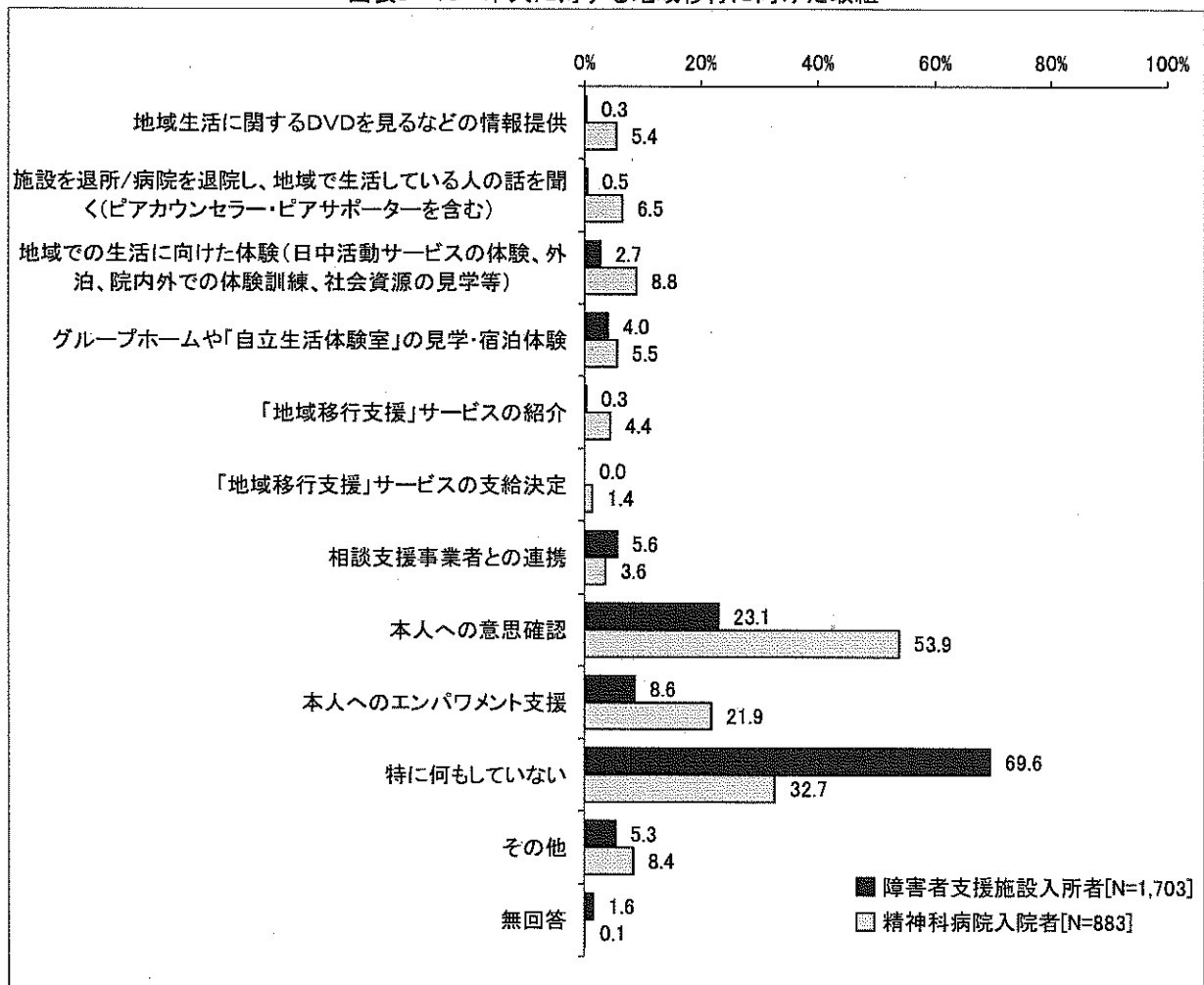


イ) 地域移行に向けての働きかけ、課題

本人に対する地域移行に向けた取組として、行っていることを聞いたところ、施設入所者については、「特に何もしていない」が約7割、「本人への意思確認」が約2割となっています。病院入院者では、「本人への意思確認」がほぼ半数、「特に何もしていない」は約3割となっています。

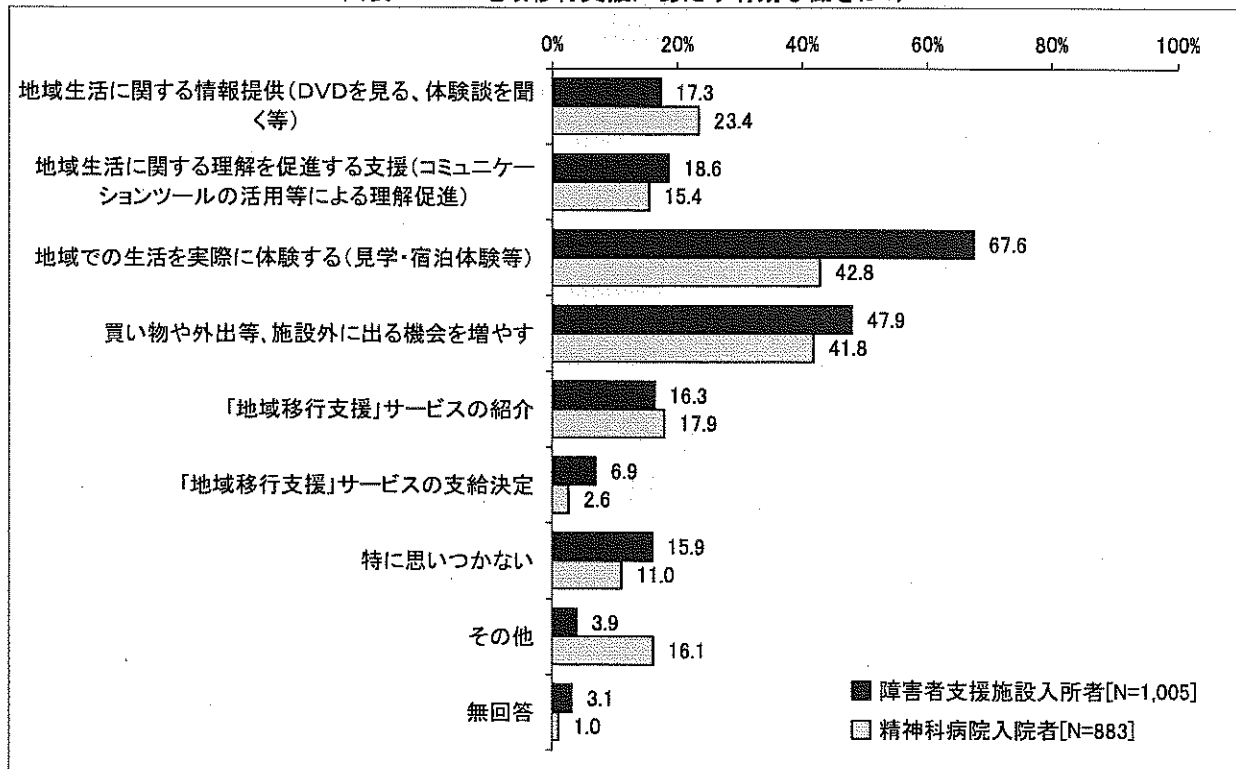
地域移行が「可能」と判断される入所者は約6割であるにもかかわらず、実際に地域移行に向けた何らかの支援が行われているのは、約3割にとどまっています。サービス管理責任者は「自立した日常生活を営むことができる」と認められる利用者に対し、地域生活への移行に向けた必要な援助を行うことが義務づけられており、今後の取組推進が求められます。

図表3-10 本人に対する地域移行に向けた取組



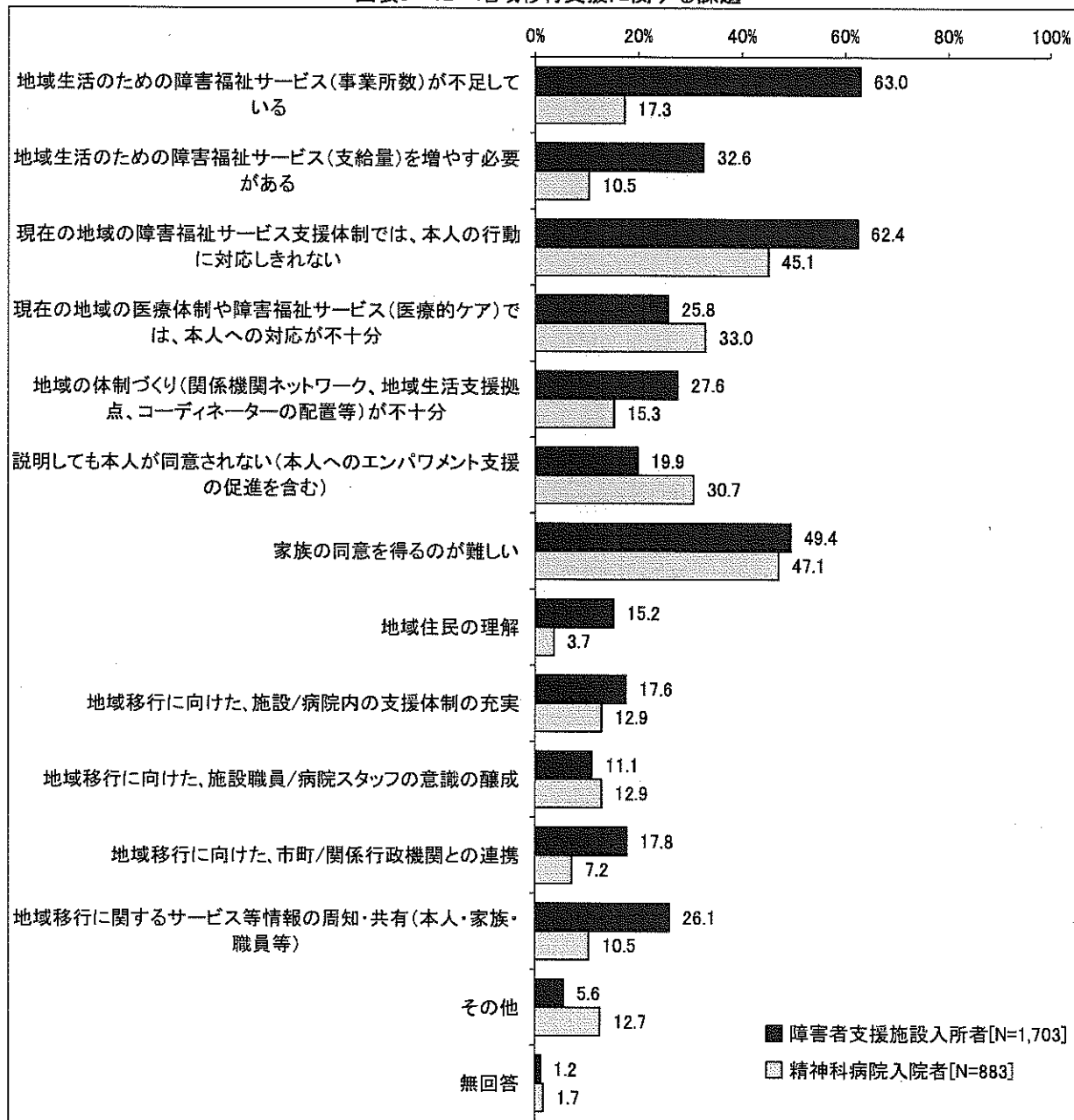
地域移行について、本人に対する働きかけで有効と考えることとしては、「地域での生活を実際に体験する」「買い物や外出等、施設外に出る機会を増やす」など、施設/病院の外を経験することが重要とする意見が多くなっています。

図表3-11 地域移行支援にあたり有効な働きかけ



地域移行支援に関する課題としては、地域のサービス基盤や、家族の同意等をあげる意見が多くなっています。

図表3-12 地域移行支援に関する課題



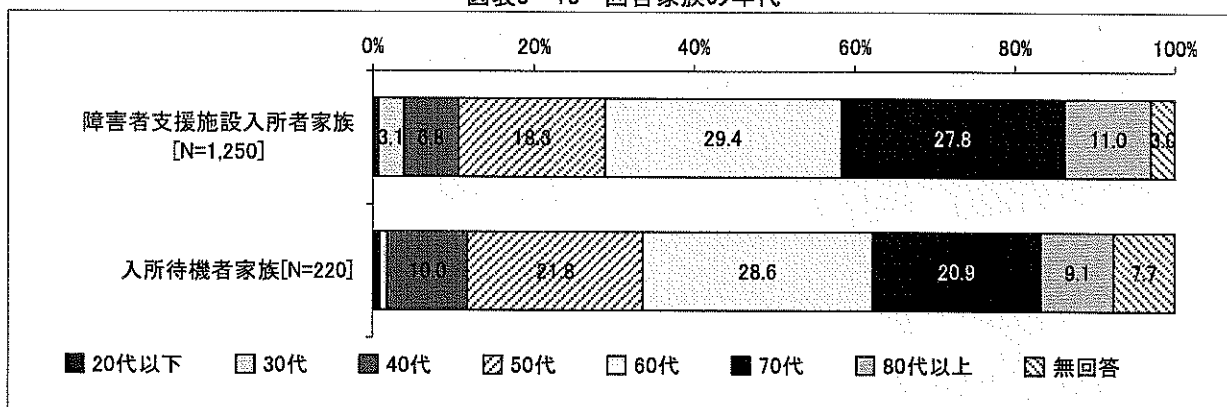
④ 家族の意向等

ア) 家族の年代、世帯等

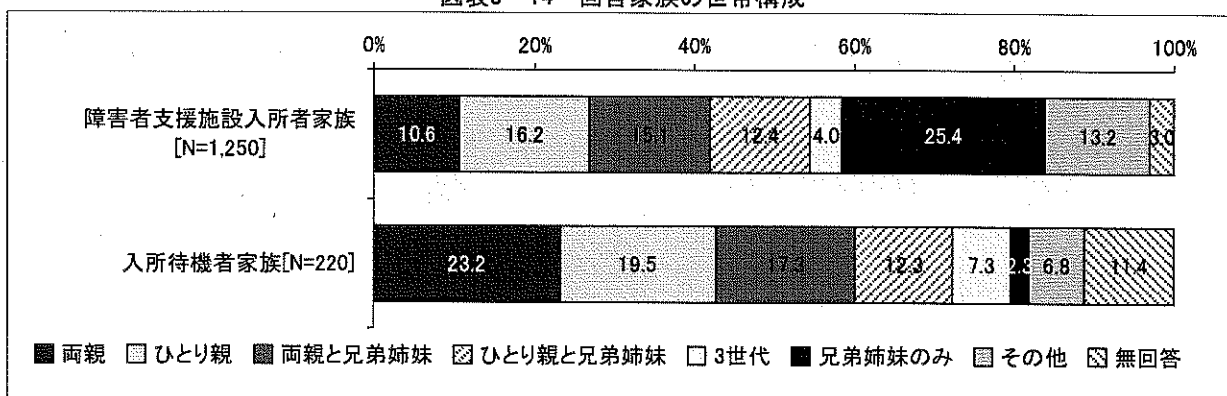
調査に回答した家族の年代は、60代以上の人が、施設入所者の家族では約7割、入所待機者の家族では約6割を占め、高齢の人が多くなっています。

世帯については、施設入所者の家族では、親のみの世帯・親と兄弟姉妹の世帯・兄弟姉妹のみの世帯がそれぞれ1/4ずつとなっており、入所待機者の家族では、親のみの世帯が約4割、親と兄弟姉妹の世帯が約3割となっています。

図表3-13 回答家族の年代



図表3-14 回答家族の世帯構成

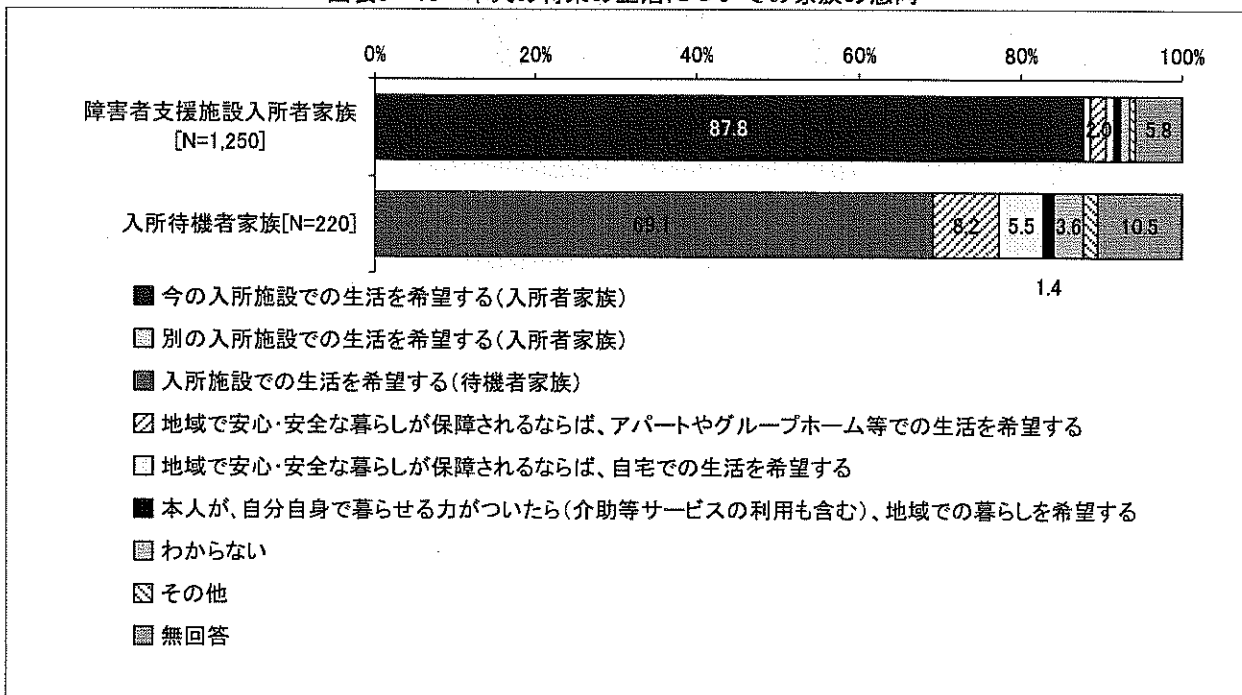


イ) 本人の将来についての家族の意向

本人の将来の生活についての家族の意向は、施設入所者、入所待機者の家族とも、施設での生活を希望する人が多くなっています。入所待機者の家族では、地域で安心・安全な暮らしが保障されるなら/本人が自分自身で暮らせる力がついたら、地域での生活を希望する人が2割弱見られます。

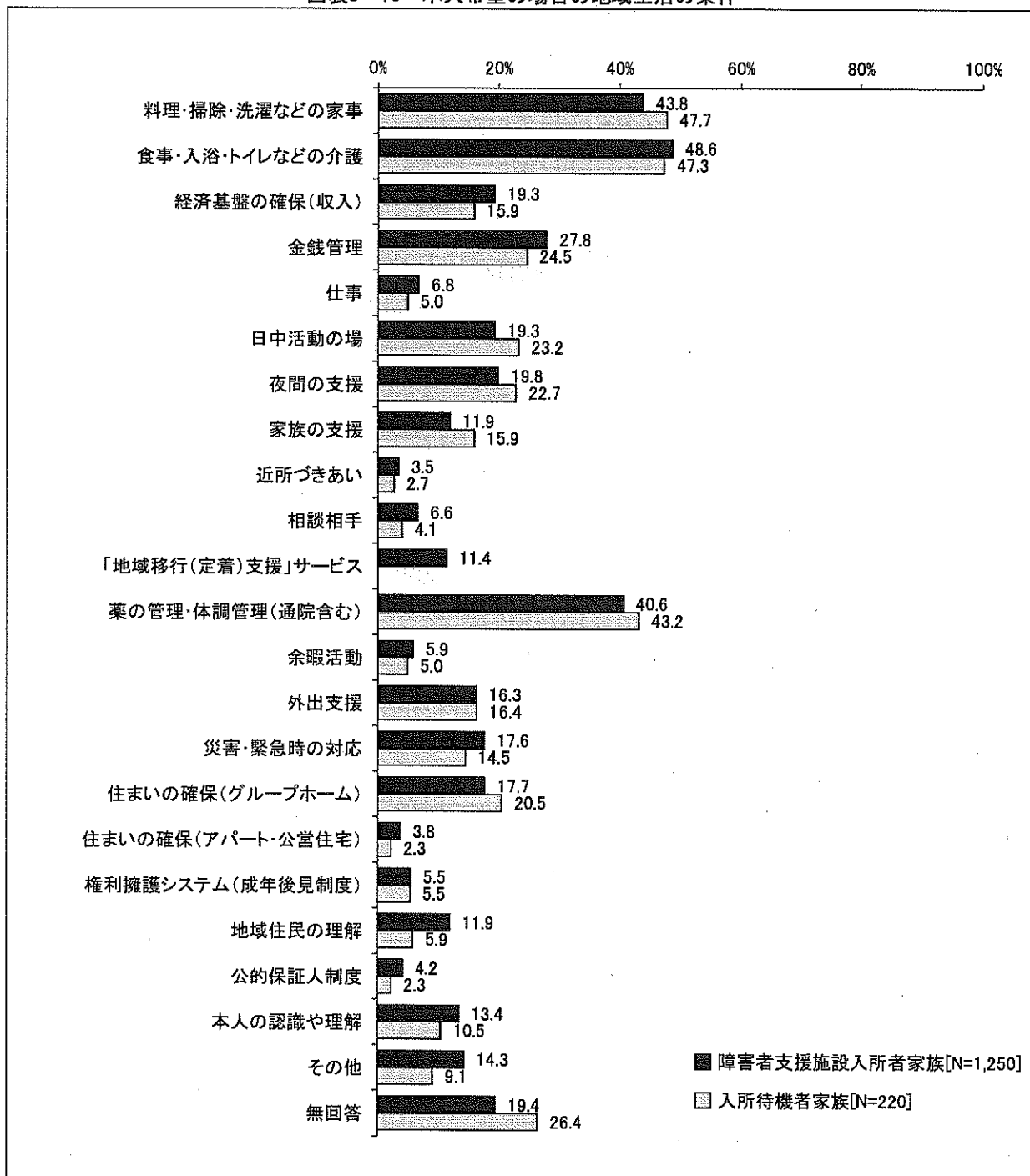
入所者、待機者の家族とも、入所施設での生活に対する強い意向が明らかになりましたが、これは「親亡き後」も安心して暮らせる場が入所施設以外に少ない、という現実をふまえた選択だと考えられます。

図表3-15 本人の将来の生活についての家族の意向



本人が希望した場合の地域生活の条件については、施設入所者、入所待機者の家族とも、介護や家事、薬の管理・体調管理などをあげる人が多くなっています。

図表3-16 本人希望の場合の地域生活の条件



⑤ 施設入所者等の状態区分

ア) 障害者支援施設入所者の状態区分

本人の「将来生活したい場所」の意向と、支援職員の「地域移行の可能性の判断」により、施設入所者の状態を以下のように区分しました。

本人からの聴取状況		聴取可		聴取不可
地域移行の可否 (支援職員の判断)	将来生活したい場所 (本人の意向)	・違うところでの生活 が良い	・今いる施設での生活 が良い ・わからない	
	・可能		A	C
・不可能		B	D	

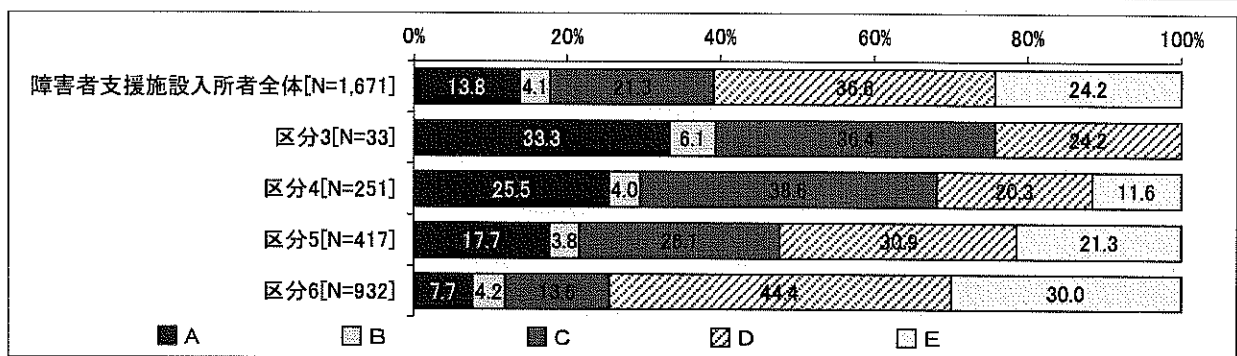
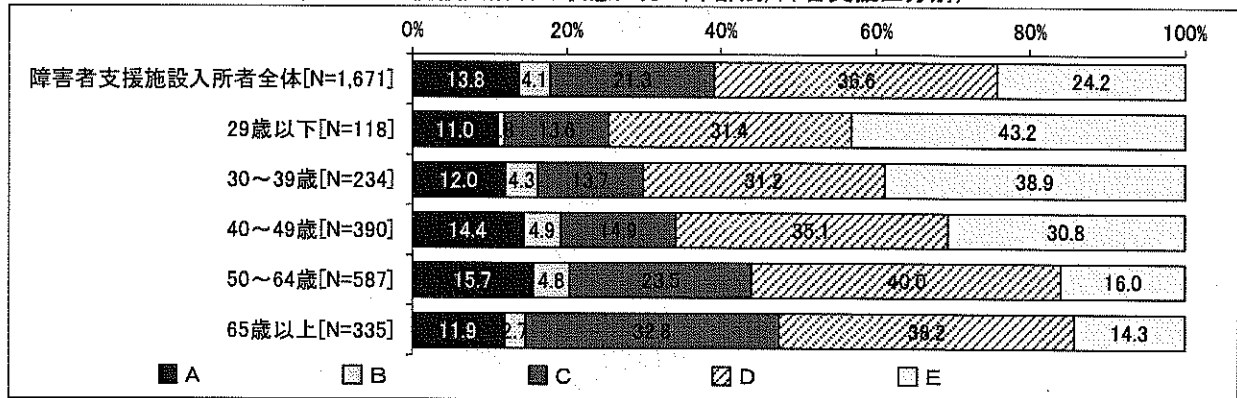
- A：本人が地域移行の意思を表明、支援職員も可能と判断
- B：本人が地域移行の意思を表明、支援職員は不可能と判断
- C：本人は地域移行の意思を表明せず、支援職員は可能と判断
- D：本人は地域移行の意思を表明せず、支援職員は不可能と判断
- E：聴取不可能だが、支援職員は地域生活が可能と判断

この区分によると、障害者支援施設入所者全体では、A区分が1割強、D区分が4割弱となっています。

年齢別では、おおむね年齢が上がるにつれて、A区分、C区分の割合が高くなり、E区分の割合が低くなる傾向が見られます。障害支援区分別では、区分が重いほど、A区分、C区分の割合が低くなり、D区分、E区分の割合が高くなる傾向が見られます。

A区分の入所者(230人)については、最優先で地域移行の取組を進めていくことが求められます。

図表3-17 施設入所者の状態区分(年齢別/障害支援区分別)



イ) 施設入所待機者の状態区分

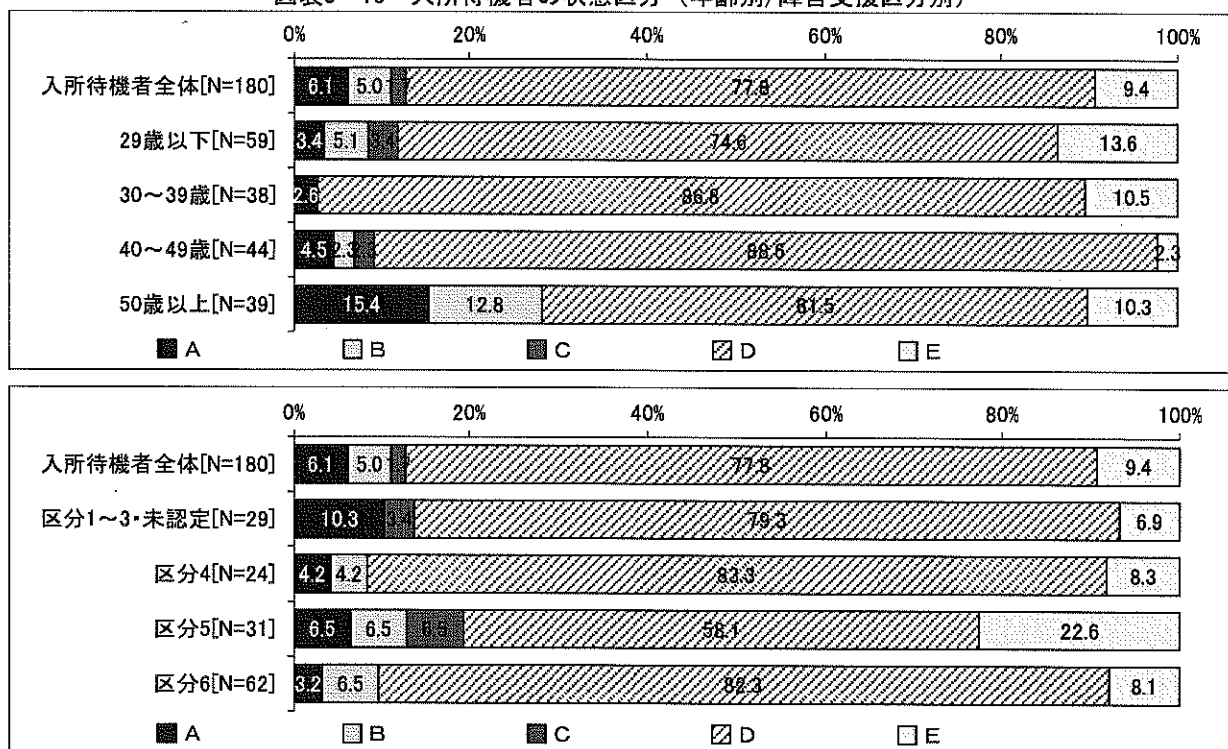
本人の「将来生活したい場所」の意向と、家族等の「本人の将来について」の意向により、入所待機者の状態を以下のように区分しました。

アンケート回答状況		回答可・聴取可		聴取不可
将来生活したい場所 (本人の意向)	本人の将来について (家族等の意向)	・今いるところでの生活が良い ・別の場所での生活が良い(入所施設以外)	・入所施設での生活が良い ・わからない	
・地域で安心・安全な暮らしが保障されるならば、アパートやグループホーム等/自宅での生活を希望	・本人が、自分自身で暮らせる力がついたら、地域での暮らしを希望	A	C	E
・入所施設での生活を希望する	・わからない	B	D	

- A：本人、家族等いずれも地域生活を志向
- B：本人は地域生活、家族等は施設入所（不明含む）を志向
- C：本人は施設入所（不明含む）、家族等は地域生活を志向
- D：本人、家族等いずれも施設入所（聴取不可・不明含む）を志向
- E：本人は聴取不可、家族等は地域生活を志向

この区分によると、入所待機者全体では、D区分が8割近くを占めています。年齢別で見ると、50歳以上ではA区分、B区分の割合が比較的高くなります。また、29歳以下でもA～C区分の割合が比較的高くなっています。障害支援区分別で見ると、区分1～3・未認定ではA区分の割合が比較的高く、また、区分5ではE区分の割合が高くなっています。

図表3-18 入所待機者の状態区分（年齢別/障害支援区分別）



ウ) 精神科病院入院者の状態区分

本人の「将来生活したい場所」の意向と、支援職員による「能力障害評価ランク」と「精神症状評価ランク」から整理した「状態群」により、入院者の状態を以下のように区分しました。

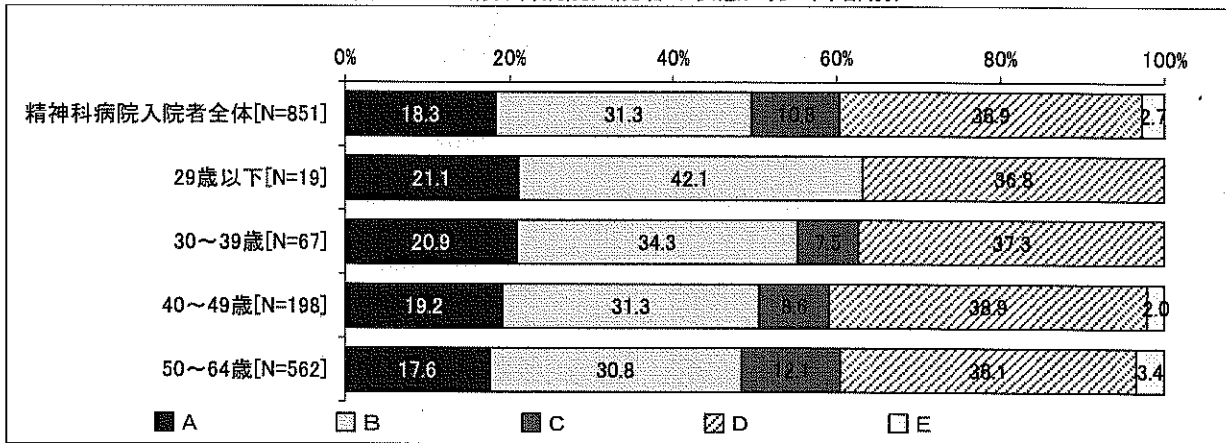
本人からの聴取状況 将来生活したい場所 (本人の意向)	聴取可		聴取不可
	・病院以外での生活が良い	・病院での生活が良い ・わからない	
状態群 (能力障害・精神症状による整理) ・見守り、必要時の相談があれば地域生活が可能 (1群) ・いつでも直ちに支援できる24時間ケアがあれば地域生活が可能 (2群・3群) ・2群・3群に加え、介護支援必要度の高いサービスがあれば、地域移行が可能 (4群)	A	C	E
・継続して入院治療を要する状態 (5群)	B	D	

- A：本人が地域移行の意思を表明、状態群でも地域生活可能
- B：本人が地域移行の意思を表明、状態群では入院治療が必要
- C：本人は地域移行の意思を表明せず、状態群では地域生活可能
- D：本人は地域移行の意思を表明せず、状態群でも入院治療が必要
- E：聴取不可能だが、状態群では地域生活可能

この区分によると、入院者全体では、A区分が約2割、D区分が4割弱となっています。年齢別で見ると、A区分、B区分の割合は、年齢が上がるにつれて低くなっています。

A区分の入院者(156人)については、最優先で地域移行(退院)の取組を進めていくことが求められます。

図表3-19 精神科病院入院者の状態区分 (年齢別)



(3) 考察

調査結果をふまえ、地域生活への移行や地域での生活支援に係る取組を進めるための課題と支援の方向性について、下記のとおり整理を行いました。

① エンパワメントについて

調査結果では、「聴取不可（回答不可）」が入所者で5割弱、入院者で約2割、入所待機者で5割超を占めています。また、地域移行が「可能」と判断される入所者は約6割であるにも関わらず、実際に地域移行に向けた何らかの支援が行われているのは約3割にとどまっており、本人へのエンパワメント支援の取組は低い割合となっています。

これらの結果については、今回の調査内容や調査方法が要因となっている面（限られた期間、限られた説明資料で聴き取りを実施したこと等）もあると思われます。しかしながら、本人へのエンパワメント支援の取組が低い割合であることから、「聴取不可」の中には、本人の意思を表明する意欲が低下しているケースや、支援職員が聴き取りをあきらめているケースが含まれていることが推察されます。本人の自己選択・自己決定に基づく支援を行うためには、本人に対するエンパワメント支援が課題になっていると考えられます。

エンパワメント支援にあたっては、まずは「意思を表明してよい」という安心感のもと、本人の思いや希望、困り感を受け止め、本人の意思に基づいた支援が前提となります。そのうえで、本人の「選択と決定」を下支えするための体験の積み重ねが必要です。入所者・入院者に限らず、入所待機者も同様に、体験の積み重ねを通し、自己選択・自己決定の機会を増やしていくことが重要です。

障がいのある方に、本人の意向に関わらず、特定の生活様式を強いることは、「障がいがあるから仕方がない」という意識を本人に対して周囲が思い込ませ、あきらめさせていることに繋がります。必ずしも悪意なく、無意識のうちに、そのような状況を作り出しているという現実を障がい福祉に関わる全員が自覚して、支援を進めていくことが求められています。

② 家族支援について

調査結果からは、地域移行に向けた課題として「家族の同意」が大きな位置を占めることが明らかになりました。また、入所者家族・入所待機者家族とも、高齢化が進んでおり、入所施設への強い意向が示される一方、入所待機者家族では、条件付きで地域生活を希望するとの回答も2割弱見られます。さらには、家族の意見からは、両親や母親などが中心となって、長年、本人への支援を抱え込んできた負担感・孤立感がうかがわれます。

このようなことから、家族への支援・アプローチが、本人への支援向上にも繋がるという視点に立ち、地域の関係者による「チーム支援」により、本人の地域生活を支えていくことを、家族に対して丁寧に説明することが必要だと思われます。まずは、家族の不安や困難さを聴き取ることから始め、地域生活の可能性を探っていくことが求められます。

また、調査結果では、待機者本人が「地域生活を希望」する場合、家族も「条件付きで地域生活を希望」が多くなっており、本人意向を尊重したいという家族の意向もうかがえます。

社会資源の充実・活用や、真に入所の必要性の高い人への優先的な入所調整などに取り組むことにより、家族の不安感を軽減しながら、地域のネットワークによる本人への支援内容を具体的に示していくことが必要だと考えます。

③ 資源の充実・活用について

地域での生活を可能にするためには、様々な資源の充実や活用が不可欠です。各資源のもつ役割は単純なものではありませんが、便宜上、入所者・入院者の地域移行を進めるための資源と、地域生活の継続・定着に向けた資源とに分けて考えてみます。

地域移行を進めるための資源としては、例えば、一般相談（地域移行支援・地域定着支援）、指定特定相談（計画相談）、「自立生活体験室」、その他体験サービスなどがあげられます。調査回答では、地域生活の体験が重要との声が支援職員からあげられており、一般相談（地域移行支援・地域定着支援）や「自立生活体験室」の活用などにより、地域生活の体験を積み重ねることが大切です。

地域生活の継続・定着に向けた資源としては、例えば、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、移動支援などがあげられます。これらのサービスを提供する事業所および職員の量の増加と質の向上、ならびに必要な支給量の提供が求められます。

また、地域における居住支援機能を担う「地域生活支援拠点」の設置検討なども含め、地域移行後のセーフティネットをどのように確保していくかも不可欠な取組課題です。

④ 重度障がいや高齢化などへの対応

調査結果では、重度障がい者に係る地域資源の不足や入所希望を訴える声が多く見られました。また、支援職員による「移行不可」の判断の理由としては、「本人が地域生活に適應できない」という回答が多くを占めています。

これらの声に対応するため、重度障がい者に対応した社会資源（グループホーム、重度訪問介護など）の充実を図るとともに、本人のエンパワメントを図りながら意向を丁寧にくみ取り、本人が望む生活場所の提供を実現することが求められます。本人の障がいの程度や活動能力で生活様式を制限するのではなく、社会や環境面での課題と捉え、本人の望む生活様式における支援環境を整えていく、という姿勢が必要だと考えます。

本人の年齢層を見ると、入所者では6割近く、入院者では7割近くが50歳以上であるとともに、本人からは、「地域生活で心配なこと」として「薬の管理、体調の管理、病院への通院など」が多く回答されています。高齢化や医療ニーズへの対応を一層充実させるため、介護保険施設や医療機関との連携などについても検討を進める必要があります。

⑤ 情報提供・情報共有について

支援職員に対する設問回答を見てみると、「本人に対する地域移行に向けた取組」では、「情報提供」はほとんど行われていません。また、本人の自由意見では「地域移行の情報がない」「施設に説明に来てほしい」などの声もありました。

「エンパワメント」や「体験の積み重ね」と並び、情報提供は支援の重要な一要素です。障がい程度の軽重などに関わらず、情報提供を行うという姿勢を持つことが必要だと考えます。そのためには、支援者と本人が情報を共有したうえで、本人の障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供が求められます。ピアサポーターをはじめ、地域生活経験者の体験談なども情報提供の方法として有効だと考えられます。

⑥ 障がいのある方への共感・理解と、権利擁護の促進について

本人の自由意見では、「外出時の周囲の人の視線が嫌だ」など理解・啓発を求める声や、「お金（お金の管理）」を心配する声などが見られました。家族の自由意見では、地域住民からの偏見、本人の相談相手を心配する声、将来の家族不在に備えた後見人選定の懸念、詐欺等の被害を心配する声などがあがっています。また、後見人からは、「決められた生活を強いられてきた方々を支えるためには、自己決定・自己実現をサポートする支援者の育成がとても大切」として、成年後見制度の一層の普及を求める意見がありました。

障害者差別解消法の施行に向け、障がいのある方への共感や理解を深め、障がいの有無に関わらず「市民」として、ともに暮らせる社会を実現するとともに、障がい者の地域生活を担保する、各種権利擁護制度の周知・活用などを図る必要があります。

⑦ 相談支援とネットワークについて

①～⑥の項目に係る支援を進めるためには、地域における相談支援体制やネットワークの構築とその充実が欠かせません。サービス等利用計画の導入により、地域生活の視点を織り込んだケアマネジメントの実施が求められるようになっており、個別支援計画も含めた両計画の質の向上に取り組むことが必要不可欠だと考えます。

相談支援の質の向上とネットワーク化を図るためには、「基幹相談支援センター」の設置検討を進めるとともに、地域の（自立支援）協議会や精神障がい者地域移行・定着推進協議会などを活用して、地域生活支援に係る目的と情報を関係者が共有し、社会資源の調整・開発を行っていくことが重要です。地域の関係職員による「チーム支援」の位置づけを明確化し、（自立支援）協議会や精神障がい者地域移行・定着推進協議会などにおいて、課題解決に向けたPDCAサイクルを実施していくことが求められます。

4 障がい者を取り巻く環境変化

(1) 国際的な動向

国連では、障がいのある人の権利に関して、「精神遅滞者の権利に関する宣言」（昭和46年）、「障害者の権利に関する宣言」（昭和50年）、「障害者に関する世界行動計画」（昭和57年）、「障害者の機会均等に関する標準規則」（平成5年）をはじめ、さまざまな宣言・決議が採択されてきましたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではありませんでした。

このような中、障がい者に関するはじめての国際条約として、平成18年12月に「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。条約では、「自己決定権」や「合理的配慮」の考えをはじめ、障がい者が他の人と平等にすべての人権や基本的自由を享受するために、社会において措置されるべき事項が規定されています。

わが国は、平成19年9月に条約に署名を行い、その後、条約の批准をめざして、必要な国内法の整備等を進めてきました。それらの準備を経て、平成26年1月20日に条約を批准、平成26年2月19日からわが国においても条約の効力が発生しています。

(2) 国内の動向

国内では、平成21年12月、障害者権利条約の批准のために、必要な国内法の整備をはじめとする国内の障がい者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。そのもとで障がい当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が平成22年1月から平成24年3月まで開催され、制度改革に向けた精力的な検討が行われました。

平成23年8月には、会議の意見をふまえて改正された「障害者基本法」が施行されました。改正後の「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされています。また、障がい者の定義が見直され、「個人の機能障がい」に原因があるものとする「医学モデル」から、「障がい（機能障がい）及び社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に考え方が転換されたこと、「障害者権利条約」の「合理的配慮」の概念を導入し、障がいを理由とする差別の禁止が明記されたことなど、大きな改正が行われています。

さらに、「障害者基本法」の改正に続き、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成24年10月施行）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

の制定（平成28年4月施行予定）など、今後の障がい者施策の推進にあたって基盤となる多くの法律が制定されました。

国ではこうした法律の整備と並行して、国における障がい者施策の取組方向を示す「障害者基本計画（第3次）」を策定し（平成25年9月）、障がい者施策の新たな指針を明らかにしています。

【参考】障がい者施策の近年の動向

平成21年12月	障がい者制度改革推進本部設置
平成22年1月	障がい者制度改革推進会議設置・第1回会議開催
平成22年6月	障がい者制度改革推進会議が第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」とりまとめ
平成22年12月	障がい者制度改革推進会議が第二次意見「障害者制度改革の推進のための第二次意見」とりまとめ
平成23年8月	「障害者基本法の一部を改正する法律（障害者基本法改正法）」施行
平成24年7月	障害者政策委員会設置・第1回会議開催
平成24年10月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
平成24年12月	障害者政策委員会が「新たな障害者基本計画に関する意見」とりまとめ
平成25年4月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」施行（「障害者自立支援法」を改正し、「障害者総合支援法」とするなど）
平成25年4月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行
平成25年4月	障がい者の法定雇用率の引き上げ
平成25年6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定（平成28年4月施行予定）
平成25年6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法改正法）」制定（平成28年4月施行予定）
平成25年6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（精神保健福祉法改正法）」制定（平成26年4月施行）
平成25年9月	「障害者基本計画（第3次）」閣議決定
平成25年12月	「アルコール健康障害対策基本法」制定（平成26年6月施行）
平成26年1月	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准
平成26年5月	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」制定（平成27年1月施行）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がい者が、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現をめざします。

前期プランの基本理念を継承し、本県がめざすべき社会の目標像を基本理念とします。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

2 障がい者施策の基本原則

「障害者権利条約」は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。

このような障がい者の権利は、本プランの基本理念とする社会の前提となるものであり、その実現のためには、障がい者施策全般にわたり、取組の質を向上する必要があります。

このようなことから、障がい者施策の基本原則を次のように定めます。

これは、さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、そのすべての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則となります。

(1) 障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援

障がい者を、自立し、行動する主体としてとらえ、施策の推進にあたっては、障がい者の自己決定による意見を尊重します。また、障がい者が施策に係る意思決定の過程に積極的に関わる機会を確保します。

これらの障がい者の自己決定にあたっては、障がい者が、さまざまな社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあることを考慮し、障がい者が選択する意思疎通のための手段を確保するとともに、さまざまな種類の障がいに応じ、相談による適切な情報の提供など意思決定のための支援を行います。

(2) 障がい者本位の途切れのない支援

障がい者の日常生活や社会生活における制限の解消や、障がい者の自立と社会参加の促進を念頭に、障がい者本位の支援を行います。

障がい者本位の支援にあたっては、障がい者のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の支援を行う者が、途切れのない一貫した支援（縦の連携）を行います。さらに、ライフステージに応じて、関与の度合いは変化するものの、さまざまな機関からの支援が必要であることから、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等、地域における関係機関の連携による支援（横の連携）を行います。

（３） 障がいの状況に応じた支援

年齢、性別、障がいの状態、生活の実態、地域の実情など、障がい者の多様な属性をふまえ、個々の障がい者の支援の必要性に配慮した適切な支援を行います。

特に、障がい児については、他の子どもとの平等を基礎とし、また、障がいのある女性については、複合的に困難な状況に置かれていることを認識し、すべての人権や自由を保障することを念頭に、必要な支援を行います。

また、障がい者が、自ら選択する地域において、必要な支援を受けながら日常生活や社会生活を営めるよう、その地域の実情に応じた支援を行います。

（４） 社会的障壁の除去

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行等の社会的障壁の除去、障がいを理由とする差別の解消および、合理的配慮の普及に向けた取組を推進することにより、ソフト、ハード両面においてアクセシビリティの向上を図り、障がい者の実質的な社会への参加を支援します。

また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者に対し、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることが、障がいを理由とする差別となることに留意し、その実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

（５） 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が適切な支援を受けられるよう、国や市町との適切な連携や役割分担により、施策を実施します。

また、医療、子ども・子育て、教育、福祉等の障がい者に関する施策や計画と整合を図るとともに、すべての施策や計画において障がい者の人権の保護を考慮に入れ、総合的な施策展開を図ります。

3 「みえ県民カビジョン」をふまえた施策の展開

障がい者施策の展開にあたっては、県の戦略計画である「みえ県民カビジョン」の考え方もふまえた取組を進めていきます。

(1) 「みえ県民カビジョン」の考え方

私たちは、新しい三重づくりを、安全・安心を脅かすものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、私たちそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」により行うこととしています。

新しい豊かさを、自ら力を発揮する機会を見だし、主体的に社会づくりに関わることによって得られるものとし、県民力を結集して「みえ県民カビジョン」の基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を創っていくこととしています。

そこで、新しい三重づくりの主体である県民一人ひとりが、社会の担い手として参画できるよう、積極的に社会に参加することができるための支援（県民力養成支援）、絆のもとに社会で活動することが広がるための支援（県民力拡大支援）、県民が主体として活躍できる場が増えるための支援（県民力発揮支援）を行います。

(2) 「協創」に基づく障がい者施策の展開

県では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念を、県民力による「協創」により実現したいと考えています。

障がい者も自分らしく生き、社会で活動することができるよう、社会全体で支える取組を進めることにより、障がいのある人もない人もすべての県民との「協創」により基本理念の実現をめざします。

4 施策体系

基本理念の実現に向けた取組を進めるにあたり、本計画では、以下の体系に基づく施策・事業の展開を図るものとします。

(1) 共生社会を実感できる地域社会づくり

障がいによる不利益が個人や家族の責任ではなく、障がいの有無にかかわらず共に生きていく社会が自然であることが理解されるとともに、障がい者の自己決定が保証され、また、障がい者のエンパワメントにより、障がい者が持つ本来の力を発揮することが可能な環境が整備されている「共生社会を実感できる地域社会づくり」をめざします。

さまざまな障がいに対する理解の促進に取り組むとともに、障がい者差別の解消、障がい者虐待の防止、権利擁護体制の充実、社会参加に向けたアクセシビリティの向上など、障がい者の権利が保障され、合理的配慮の行き届いたまちづくりを展開します。

(2) 生きがいを実感できる地域社会づくり

自らの能力を生かしながら、自分の人生をデザインし、いきいきと生活できる「生きがいを実感できる地域社会づくり」をめざします。

障がい者の生きがい、自立、社会参加において大きな役割を担う就労について支援の充実に取り組むとともに、スポーツや文化・芸術活動など、多様な社会参加の場の拡充を進めます。また、こうした活動をはじめ、社会生活の基礎づくりを担う教育の充実を推進します。

(3) 安心を実感できる地域社会づくり

障がい者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、また、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために、必要な支援が提供される「安心を実感できる地域社会づくり」をめざします。

地域で安心して暮らすことができるように、生活に必要なサービスの充実や暮らしの場の確保、相談支援体制の整備、保健・医療体制の充実等を通じて、障がい者が自ら望む暮らし方の選択ができるように取組を進めます。また、障がい者を災害や犯罪等から守るため、防災や防犯の取組を推進します。

5 重点的取組

4の施策体系に沿って施策を推進する上で、政策課題の観点から特に取組の充実・強化が必要と考えられるものを、本計画における「重点的取組」として位置づけます。

これらは、前期プランからの継続的な取組に加え、本県において特に大きな課題となっていることや、国等の動向をふまえた新たな対応が必要になることなどを背景に、本県において積極的かつ総合的な取組が要請されるものです。

(1) 法整備等に伴う新たな課題への対応

① 権利の擁護

虐待の防止や虐待に対する対応力の強化など、「障害者虐待防止法」の施行に伴う課題および、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の実施など、「障害者差別解消法」の施行に向けた課題に対応するため、障がい者の権利擁護の取組を強化する必要があります。

② 地域生活への移行と地域生活の支援

「障害者権利条約」の第19条においては、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。」とされています。

しかしながら、県内においては、入所施設の待機者数が増加しているなど、地域で生活するための支援体制に対する不安感が残っています。

このようなことから、入所施設の利用者や地域で暮らしている障がい者が、自ら選択した地域で安心して暮らすことが出来るよう、地域社会における生活を支援することが、ますます重要となっています。

(2) 前期プランにおける重点的取組の残された課題への対応

前期プランにおいては、①「雇用の場の拡大と就労への総合的支援」、②「勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備」、③「ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化」、④「災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応」の4項目を重点的取組として位置づけています。

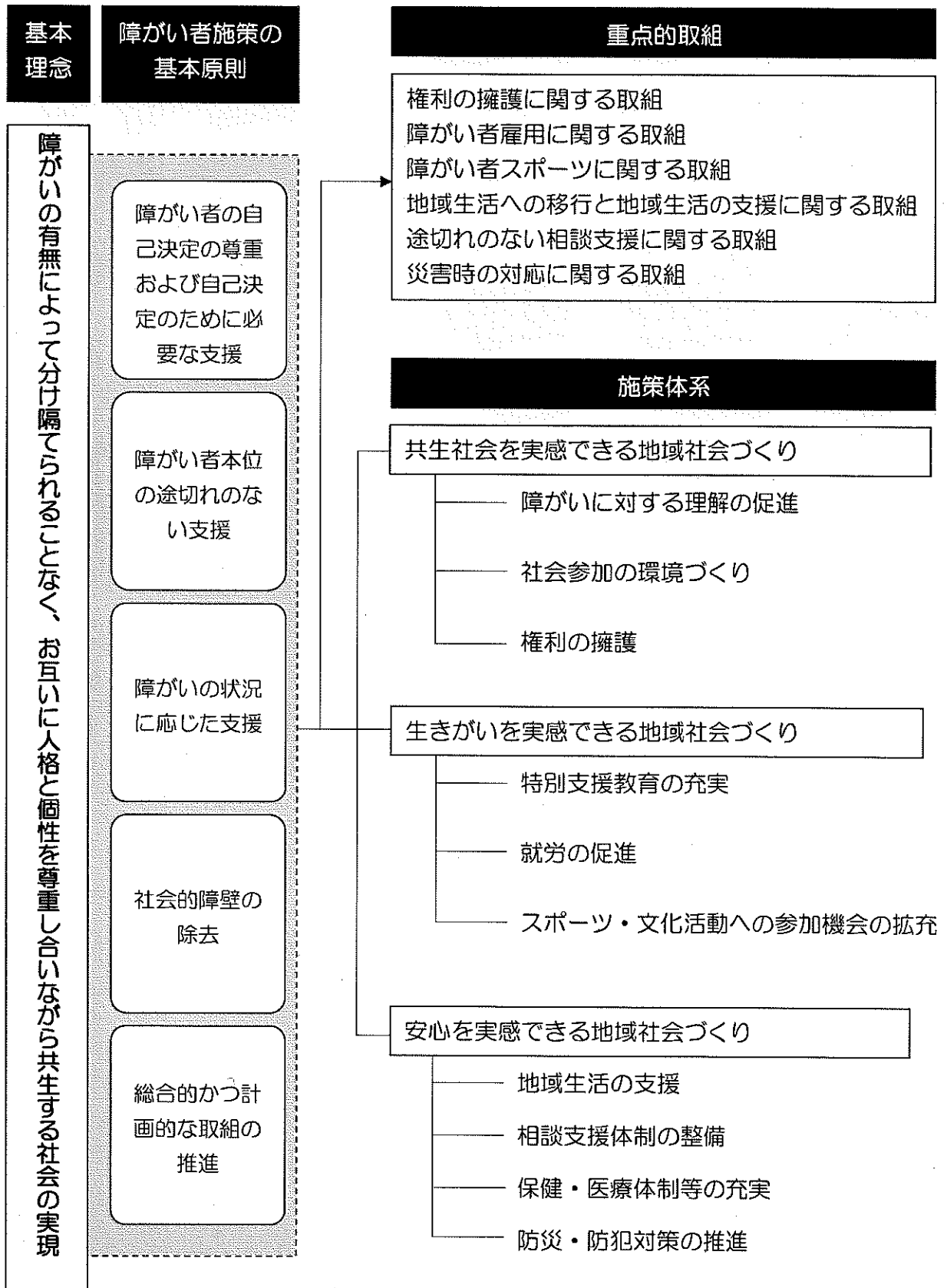
これらの取組については、第1章3「前期プランによる取組成果」の項目において記述しましたように、民間企業における法定雇用率(2.0%)の早期達成や全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備などの課題が残されており、これらの4項目について、次期プランにおいても引き続き注力する必要があります。

(3) 重点的取組の設定

(1) および(2)において記述しました課題に対応するため、プランにおける重点的取組を次の6項目とします。

- 権利の擁護に関する取組
- 障がい者雇用に関する取組
- 障がい者スポーツに関する取組
- 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
- 途切れのない相談支援に関する取組
- 災害時の対応に関する取組

みえ障がい者共生社会づくりプランの施策体系



第2編 重点的取組

第1章 権利の擁護に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、障がいを理由とする差別の解消に係る県民の関心と理解を深めるとともに、相談および紛争の防止のための体制等を整備する必要があります。
- ② 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の未然防止を図るとともに、虐待事例への適切な対応を行う必要があります。

2 取組内容

取組方向1 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別を解消するため、県民の関心と理解を深めるための啓発活動を行うとともに、行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組みます。また、障がい者等からの差別に関する相談に的確に応じるとともに、紛争の防止や解決を図るための体制整備に取り組みます。

(1) 障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動

- ① 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、障がいを理由とする差別の解消についての県民の関心と理解を深めるとともに、差別の解消を妨げている要因の解消を図るため、啓発活動を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 事業者が行う合理的配慮への支援

- ① 誰もが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、施設整備や管理を担う人たちに対して、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ② 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（エレベーターの設置等）を支援します。

(健康福祉部 地域福祉課)

(3) 県の行政サービス等における障がいを理由とする差別の解消

- ① 県の行政サービス等の提供にあたり、障がいを理由とする差別の解消に関して、職員が適切に対応することができるよう、対応要領を策定し、障がいの状態に応じた必要かつ合理的な配慮を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(4) 相談等のための体制整備

- ① 障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障がい者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決に資するために必要な体制を整備します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する国および地方自治体の関係機関等で構成される障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築するとともに、地域全体での相談・紛争解決機能の向上を図ります。また、協議会の組織については、障がい者等の参加に努めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 障がい者虐待の防止

虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、専門家チームの活用や関係機関との連携により、市町への支援や事業所への指導および、専門性の強化に取り組みます。

(1) 障がい者虐待の未然防止

- ① 障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止のため、事業所を対象とした研修を実施します。また、障害保健福祉圏域や事業所等における、きめ細かな研修の実施を促進することにより、事業所における組織的な体制の整備や職員の資質の向上を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 障がい者虐待への適切な対応

- ① 市町が実施する虐待の事実確認や訪問調査において、障がい者の特性に応じた調査等が行えるよう、市町に支援や助言を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に必要な居室について、障害保健福祉圏域や市町単位で確保できるよう、市町を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障害福祉サービス事業所の職員による虐待事案について、当該事業所に対して虐待防止改善計画の作成を求めるとともに、改善状況を継続的に確認します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 虐待に対する専門性の強化

- ① 有識者で構成される専門家チームにおいて、虐待事案に対する助言を行うとともに、事例の分析等を行います。また、その分析結果を、市町や関係機関と共有することにより、専門性の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 虐待通報等の事案における調査手法や判断基準を検証し、市町における虐待判断の標準化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

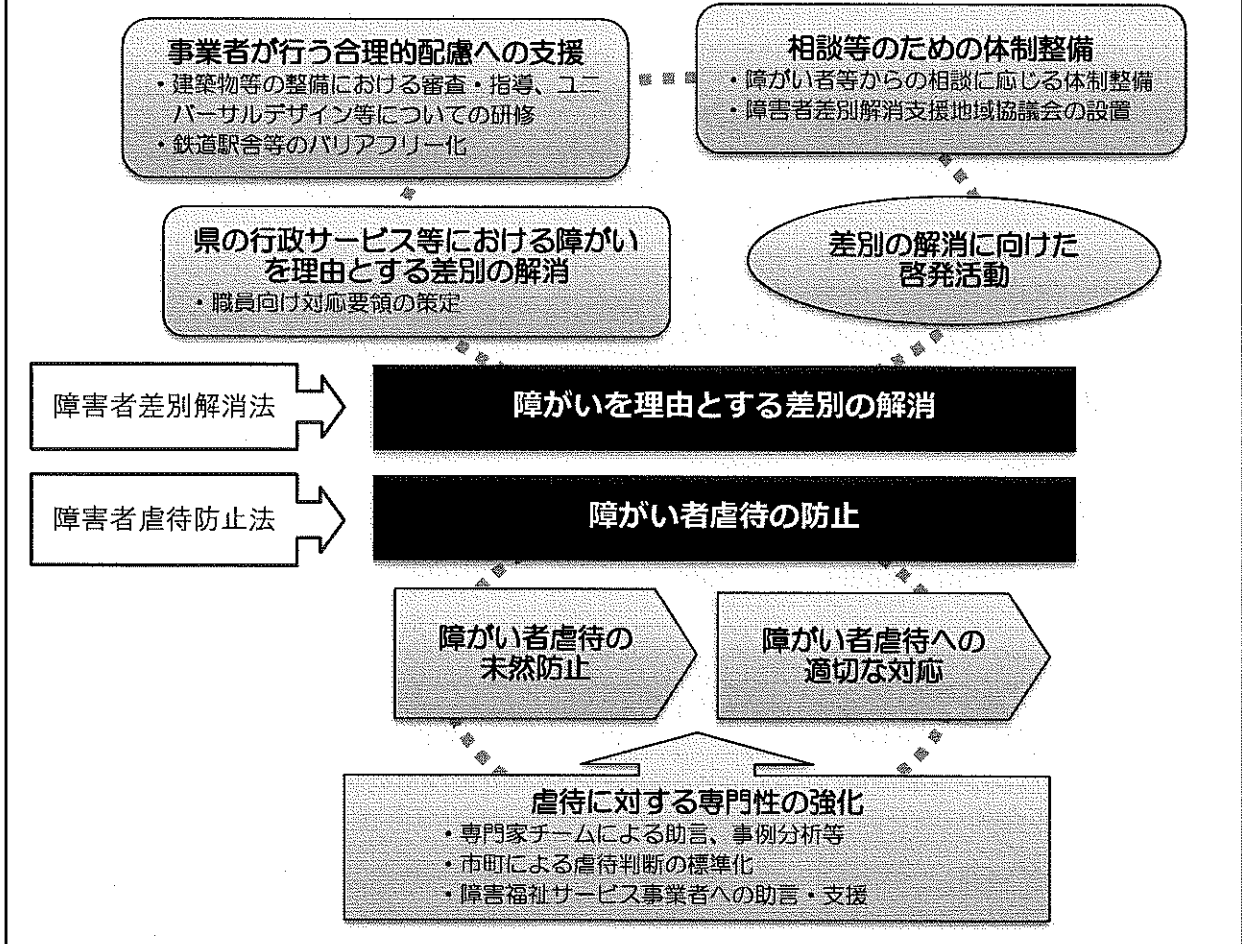
- ③ 支援の手法が確立していないことに起因する虐待を防止するため、有識者等で構成される専門家チームと連携し、障害福祉サービス事業者に対する助言や支援を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

3 到達目標の設定

目標項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)	目標項目の説明
障害者差別解消法に基づく 県および市町等における職員 対応要領の策定率	—	100%	障害者差別解消法において努力義務と されている職員対応要領を、県および県 内市町等において策定した割合
市町等への障がい者虐待防 止専門家チーム派遣事案件 数(累計)	2件	7件	有識者で構成される専門家チームを、市 町等に派遣し、改善された虐待事案の累 計

《権利の擁護に関する取組》



第2章 障がい者雇用に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 本県の障がい者の実雇用率（1.79%：平成26年6月1日現在）は全国33位となっており、これを早急に改善し、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成を図る必要があります。
- ② 障がい者の円滑な就労への移行を促進するため、ニーズに応じた訓練や適性に応じた職種のマッチングなど適切な支援が必要です。
- ③ 福祉的就労における工賃は、依然として低い状況にあることから、受注拡大や受注体制の強化を図るとともに、就労移行支援事業所の確保および、就労系障害福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図る必要があります。
- ④ 障がい者の適性に応じた就労を促進するため、職場や職域を拡大するなど、多様な就労先の確保が必要です。

2 取組内容

取組方向1 就労に向けた支援

障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、就労定着などの段階に応じ、個人の適性に応じた支援に取り組みます。

(1) 就職に向けた準備への支援

- ① 障がい者が就職に必要な技能を身につけることができるよう、企業等への委託により、事業所現場で実践的な職業訓練を行います。

（雇用経済部 雇用対策課）

- ② 特別支援学校高等部における企業就労に係る指導においては、それまで積み上げられてきた生徒一人ひとりのキャリアをもとに、職業適性アセスメントの活用により本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、関係機関、企業等と連携した提案型の職場開拓を行います。

（教育委員会 特別支援教育課）

(2) 求職活動への支援

- ① 三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施し、障がい者の就労につなげます。

（雇用経済部 雇用対策課）

(3) 就労定着への支援

- ① 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係事業所間のネットワークを強化し、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓や就労定着に向けた支援の促進に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 福祉施設から一般就労への移行に向けた支援

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所における機運の醸成や障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るとともに、工賃の向上に取り組みます。

(1) 工賃向上に向けた取組

- ① 工賃向上支援コンサルタントと共同受注窓口の連携を一層強化し、就労系障害福祉サービス事業所における就労機会の確保と工賃向上に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 「障害者優先調達推進法」の規定をふまえ、県における優先調達の拡大や発注内容の多様化に取り組みるとともに、市町に対し、優先調達の拡大を働きかけます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

- ① 障がい者のエンパワメントと経済的自立が図られるよう、就労系障害福祉サービス事業所における一般就労や工賃向上に向けた意欲の向上を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係事業所間のネットワークを強化し、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓や就労定着に向けた支援の促進に取り組みます。〈再掲〉

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業所の設置促進に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 地域の（自立支援）協議会において、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立や障害福祉サービスの運営における課題対応等に取り組むため、地域の（自立支援）協議会の運営を支援します。
（健康福祉部 障がい福祉課）

取組方向3 雇用の場の拡大

企業への障がい者雇用に対する理解の促進および、新たな雇用の場の開拓などにより、障がい者の適性に応じた職場や職域の拡大に取り組みます。

（1）民間企業における雇用の場の拡大

- ① ステップアップカフェを中心として、障がい者雇用の推進に向けたネットワークづくりに取り組み、障がい者の一般就労に向けた支援、県民および企業の障がい者雇用の理解促進を県民総参加で推進します。
（雇用経済部 雇用対策課）
- ② 特例子会社の設立支援、マッチング支援、障がい者就職面接会など関係機関との連携を図り、障がい者の就労の場の拡大に取り組みます。
（雇用経済部 雇用対策課）
- ③ 民間企業における法定雇用率(2.0%)の達成をめざし、「障害者雇用率改善プラン」を策定し、毎年障がい者雇用に係る最新情報の共有や課題の分析を行い、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」による企業間の主体的な取組支援や、「三重県障がい者雇用推進協議会」による県民総参加の取組等、関係機関との連携強化を図りながら、障がい者雇用の促進に取り組みます。
（雇用経済部 雇用対策課）

（2）新たな障がい者雇用の場の開拓

- ① 障がいのある人とない人が対等の立場で働く、一般就労や福祉的就労ではない新しい働き方である「社会的事業所」の設置と安定的な運営を支援します。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ② 農業分野における障がい者就労の促進に向けて、農業経営体に対しては、特別支援学校の職場実習の受け入れや農業参入した福祉事業所への技術指導等を通じて一層の意識啓発を促すとともに、農業に参入し地域農業の担い手として位置付けられた福祉事業所に対しては、規模拡大や栽培品目の複合化、6次産業化等経営の安定化を促します。
（農林水産部 担い手育成課）

- ③ 林業分野における障がい者就労の促進に向けて、林業用種苗生産事業所と福祉事業所との情報共有を図り、連携を促進するため、苗木生産者や福祉事業者を対象とした研修等に取り組みます。

(農林水産部 森林・林業経営課)

- ④ 水産分野における障がい者就労の促進に向けて、モデル事業の委託を通じて福祉事業所の漁業参入を促すとともに、漁業関連作業の福祉事業所への委託を促します。

(農林水産部 水産経営課)

(3) 行政機関における雇用の場の確保

- ① 行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用の実現と、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障がい者雇用率を安定的に維持できるよう、県立学校および県教育委員会事務局において、障がい者が担える業務を再構築し、多様な働き方によるモデル的な雇用に取り組みます。

(教育委員会 教職員課)

3 到達目標の設定

目標項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)	目標項目の説明
県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数	528人	620人	県の就労支援関係事業(障がい者就業・生活支援事業、社会的事業所、農福連携・障がい者雇用推進事業、障がい者就職面接会、特例子会社、特別支援学校就労推進事業等)によって就労した障がい者数
障害福祉サービス事業所から一般就労への移行者数	85人	191人	障害福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練))から、就労した障がい者数

《障がい者雇用に関する取組》

就労に向けた支援

就職に向けた準備への支援

- ・職業訓練
- ・特別支援学校等における職業マッチング、職場開拓

求職活動への支援

- ・就職面接会

就労定着への支援

- ・障害者就業・生活支援センターを中心とした就労定着の支援

福祉施設から一般就労への移行に向けた支援

工賃向上に向けた取組

- ・工賃向上支援コンサルタントと共同受注窓口の連携強化
- ・県や市町における優先調達への拡大

福祉施設から一般就労への移行

- ・就労系障害福祉サービス事業所における一般就労の取組
- ・障害者就業・生活支援センターを中心としたネットワークの強化
- ・就労移行支援事業所の設置促進
- ・地域の（自立支援）協議会運営支援

雇用の場の拡大

民間企業における雇用の場の拡大

- ・ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の理解促進

新たな障がい者雇用の場の開拓

- ・「社会的事業所」の設置
- ・農林水産業における障がい者就労の促進

行政機関における雇用の場の確保

第3章 障がい者スポーツに関する取組

1 解決すべき課題

- ① 平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、準備委員会の設置、競技別の会場の選定および基本方針の策定などの準備を、着実に進める必要があります。
- ② 全国障害者スポーツ大会で実施されるすべての競技に参加できるよう、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援するとともに、交流試合への参加機会の拡大や障がい者スポーツ指導員の育成など障がい者スポーツ団体の競技力の強化を図る必要があります。
- ③ 障がい者の競技大会への参加機会の提供および、障がい者の特性を理解した指導員や審判員の育成など、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりが必要です。
- ④ 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致やレクリエーション等を通じ、スポーツの持つ楽しさや魅力を伝えることにより、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図ることが必要です。

2 取組内容

取組方向1 全国障害者スポーツ大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成・強化

平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向け、準備委員会の設置や基本方針の策定などの準備を進めるとともに、出場する選手の育成・強化に取り組みます。

(1) 全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備

- ① 全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、市町、三重県障害者スポーツ協会および三重県障害者スポーツ指導者協議会などの関係機関と連携し、準備委員会の設置、競技別の会場の選定および基本方針の策定を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障がい者スポーツ指導員、競技専門の指導者や審判員、障がい区分判定員および意思疎通支援者など、全国障害者スポーツ大会を支える関係者を計画的に養成します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 障がい者スポーツ選手等の育成・強化

- ① パラリンピックなどの世界大会や国内大会で活躍できる障がい者スポーツ選手を育成するため、障がいの個々の状況に応じたプログラムを競技指導者、理学療法士、義肢装具士および障がい者スポーツ医と共同で作成し、選手強化を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 競技別の国内スポーツ大会や他県との交流試合等への参加を促進することにより、障がい者スポーツ競技団体の活動を支援するとともに、初心者講習会の開催などにより、新たな選手を発掘します。また、陸上スターティングブロックや専用卓球台など、選手の練習環境を整備します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 全国障害者スポーツ大会三重大会のプレ大会として、全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選会を兼ねた北信越・東海ブロック大会の県内開催を誘致し、競技団体・選手の育成、強化や団体競技の運営などの経験の蓄積を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 障がい者スポーツの裾野の拡大

全国障害者スポーツ大会三重大会や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、障がい者の社会参加などにつながる障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

(1) 障がい者スポーツへの参加意欲の向上

- ① 国際大会や国内大会で活躍する選手の練習を間近に見て、感じることで、参加意欲や競技力の向上につなげるため、東京オリンピック・パラリンピック競技種目選手のキャンプ地誘致に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 世界大会や全国大会で活躍する選手や指導者に対し、表彰を行い、その功績を讃えるとともに、障がい者スポーツの振興を目的とした普及・啓発を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

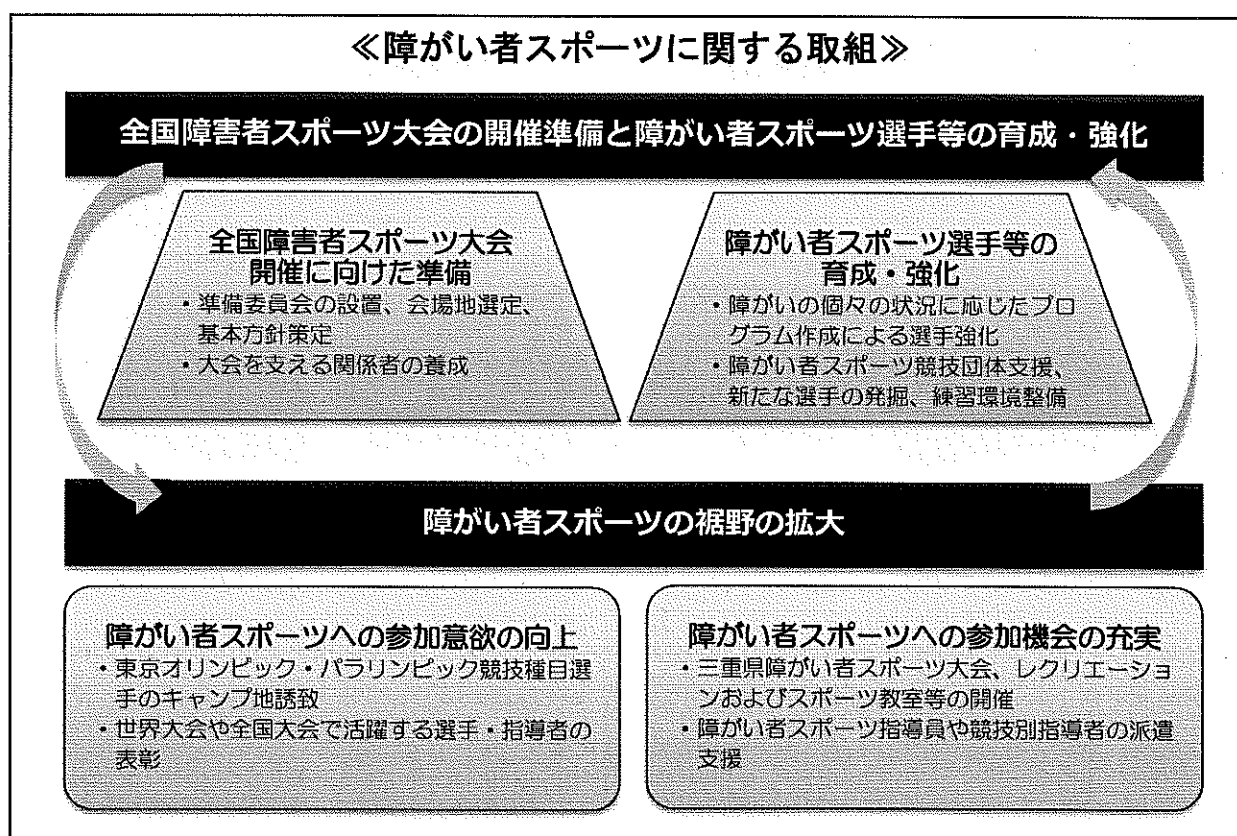
(2) 障がい者スポーツへの参加機会の充実

- ① 三重県障がい者スポーツ大会、レクリエーションおよびスポーツ教室等を開催することにより、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、障がい者スポーツ指導員や競技別指導者の派遣を支援することにより、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境整備を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

3 到達目標の設定

目標項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)	目標項目の説明
全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	50%	100%	全国障害者スポーツ大会の団体競技（12競技）において予選会（北信越・東海ブロック予選）に出場した競技団体の割合



第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 障がい者の地域生活に向けた意欲を喚起するとともに、入所施設や精神科病院以外の外部支援者等との関わりを確保するなど、地域生活への移行に向けた支援が必要です。
- ② 障がいが重度であっても、地域で生活できる支援体制整備が求められており、グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保および支援者の人材育成などによる地域生活の支援が必要です。
- ③ 障がい者の地域生活への移行を支えるため、相談支援の質の向上や地域に応じた支援体制の構築を図る必要があります。

2 取組内容

取組方向1 地域生活への移行

福祉施設入所者や長期入院精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わりを確保に取り組みます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 障がい者本位の視点に立ち、本人の尊厳を確保したサービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通して、福祉施設入所者のエンパワメントを促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 施設や在宅等で生活する重度障がい者等に対して、普段の生活の場を一時的に離れ、試行的に独力で自活する機会と場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進と不安の軽減を図り、地域生活への移行を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 入所中の障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行う「地域移行支援」の利用促進を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- ① 長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者と、ピアサポーターや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 長期入院精神障がい者に対して、病院スタッフと連携し、サービス等利用計画を作成するとともに、「地域移行支援」の利用を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 地域生活の支援

地域社会において生活することができるよう、暮らしの場をはじめとする地域生活支援体制の強化を図るとともに、障がいの状態に応じた支援体制の構築に取り組みます。

(1) 地域生活へ移行する障がい者への地域生活支援体制の強化

- ① 障がい者の地域における生活の場を確保するため、グループホームをはじめとする障害福祉サービスの基盤整備を進め、地域生活支援機能の強化を図ります。また、障害福祉サービスに限らず、特別養護老人ホームなどの介護保険施設や訪問看護等、地域資源の活用について、検討を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などを行う「地域定着支援」の利用促進を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障がい者の地域生活への移行に関する地域の理解を高めるため、医療、福祉、行政等の関係者やピアサポーターによる啓発活動を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 発達障がい・行動障がいのある障がい者への地域生活支援体制の強化

- ① 強度行動障がいのある人に必要な地域資源を検討するため、対象者数等の現状を把握します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 強度行動障がいや発達障がいのある人の地域支援体制を整備するため、法人に対し利用対象者数や制度等の周知を行い、障害福祉サービスを提供する事業所の拡充を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 支援者の資質の向上のため、サービス管理責任者および相談支援専門員を対象に、強度行動障害支援者養成研修を実施します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 支援のためのネットワークづくりやモデル事業の実施などにより、自閉症・発達障がい支援センターの地域支援機能の強化を図り、個々の障がい者に応じた重層的な支援体制の構築を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 行動障がいに対する行動観察事業を実施し、事業で得られた支援手法の蓄積と活用により、個々の障がい者に応じた地域生活を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への地域生活支援体制の強化

- ① 医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる事業所が必要とする支援等に関する調査および、遷延性意識障がいや重症心身障がいに関する調査の結果をふまえ、医療的ケアを必要とする障がい児・者の対象者数等の現状を把握するとともに、(自立支援)協議会などにおいて、安心して地域生活を送れるような支援体制について検討を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 地域において、医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる体制づくりを進めるため、重度訪問介護、生活介護および短期入所等の障害福祉サービスにおける受入や、日中一時支援や移動支援等の地域生活支援事業の柔軟な運用を促進します。また、訪問看護、介護保険事業所および医療機関など医療的ケアを実施できる地域資源の活用を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 医療的ケアを実施できる人材を育成するため、たん吸引等研修を実施するとともに、医療、介護等の分野との連携を図ることができるよう、相談支援員のスキルアップを図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、障がい福祉、医療、介護、保育、教育等地域における支援機関の連携強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制の構築や、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成等にかかる市町の取組を支援します。

(医療対策局 地域医療推進課)

取組方向3 地域生活への移行を支える相談支援等関係機関の機能強化

サービス等利用計画の質の向上および（自立支援）協議会の活性化など、障がい者の地域生活への移行および障がいの状態に応じた支援に関わる関係機関の機能強化を図ることにより、総合的な地域生活の支援に取り組みます。

(1) サービス等利用計画の質の向上

- ① サービス等利用計画の作成やモニタリングにおいて、障がい当事者中心の視点に立ち、自己決定・自己選択の観点から、計画相談を行うことにより、真に必要な障害福祉サービスの提供を行うため、サービス等利用計画の質の向上に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 相談支援体制の強化に向けた（自立支援）協議会の活性化

- ① 地域の（自立支援）協議会において、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立や障害福祉サービスの運営における課題対応等に取り組むため、地域の（自立支援）協議会の運営を支援します。
(再掲)

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障害保健福祉圏域ごとに、（自立支援）協議会精神部会や精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等を設置し、障害保健福祉圏域における長期入院精神障がい者の地域生活への移行の状況や課題を把握し、関係機関の連携による課題解決へとつなげます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 地域における関係機関との協創

- ① 入所者の地域生活への移行に取り組む入所施設、相談支援事業所、市町などの関係職員に対して、研修等の実施により人材育成を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 福祉施設入所者や精神科病院入院者等に対する意向調査の結果を集計・分析し、現状と地域生活への移行に向けた課題を整理し、市町や関係事業所等の取組に活用します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

3 到達目標の設定

目標項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)	目標項目の説明
地域生活移行者数(累計)	—	184人	障害者支援施設に入所している障がい者(平成25年度末時点 1,691人)のうち、平成29年度末までに地域生活へ移行する人の累計
長期在院者数減少率	—	18%	県内の精神科病院に入院している長期在院者(入院期間が1年以上である障がい者 平成24年6月末時点2,959人)を、減少させる割合

《地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組》

地域生活への移行

福祉施設の入所者の 地域生活への移行

- ・福祉施設入所者のエンパワメント促進
- ・地域生活を体験する機会・場所の提供
- ・「地域移行支援」サービスの利用促進

入院中の精神障がい者の 地域生活への移行

- ・長期入院者のピアサポーターや地域のサービス事業者との交流機会の確保
- ・長期入院者へのサービス等利用計画作成、「地域移行支援」サービスの利用促進

地域生活の支援

地域生活支援体制の強化

地域生活へ移行する 障がい者

- ・グループホームをはじめとする障害福祉サービスの基盤整備
- ・「地域定着支援」サービスの利用促進
- ・地域移行に関する地域の理解を高めるための啓発活動

発達障がい・行動障がい のある障がい者

- ・対象者数等の現状把握
- ・サービス提供事業所の拡充
- ・養成研修等を通じた支援者の資質の向上
- ・自閉症・発達障がい支援センターの地域支援機能強化
- ・行動障がいに対する行動観察事業の実施

医療的ケアを必要 とする障がい者

- ・対象者数等の現状把握
- ・障害福祉サービス等における受入促進、医療的ケアを実施できる地域資源の活用促進
- ・医療的ケアを実施できる人材育成、相談支援員のスキルアップ
- ・地域における支援機関の連携強化

地域生活への移行を支える地域生活支援体制の強化

サービス等利用計画の
策の向上

地域生活支援体制の強化に向け
た「自立支援」協議会の
活性化

地域における関係機関
との協働

第5章 途切れのない相談支援に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制の強化および、相談支援や障害福祉サービスを提供する人材の資質の向上が求められています。
- ② 障がい者本人のニーズに応じた障害福祉サービスを提供するため、サービス等利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ③ 障がい児に、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係者間のスムーズな連携による支援を提供していくため、児童発達支援センターや障害児入所施設などの障がい児支援のためのサービス、子ども・子育て支援のためのサービス、教育機関など関係機関の連携強化が求められています。
- ④ 特例として障害児入所施設の利用が可能な18歳以上の入所者については、平成29年度で経過措置が終了することから、計画的な退所後の支援に関する検討を行う必要があります。

2 取組内容

取組方向1 相談支援体制の整備

障がい者のニーズに適切に対応できるよう、市町が実施する相談支援から、県が実施する広域的、専門的な相談支援まで、重層的な相談支援体制の強化に取り組むとともに、人材育成および相談支援の質の向上に取り組みます。

(1) 市町の相談支援体制への支援

- ① 市町、障害保健福祉圏域、県における重層的で途切れのない相談支援体制を強化するため、市町、または障害保健福祉圏域における相談支援体制の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 市町に対して、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

(2) 障害保健福祉圏域における相談支援体制の整備

- ① 療育相談事業において、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育相談機能の充実等を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の適性に合った就労支援を行うため、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓および就労定着に向けた支援等を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 高度専門的な相談支援体制の整備

- ① 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに合った相談支援を行う拠点である自閉症・発達障がい支援センターにおいて、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 重症心身障がい児(者)相談支援事業により、自宅で生活する重症心身障がい児・者とその家族に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談支援を行います。また、相談内容に応じて、短期入所等の利用調整を行うなど、市町等の関係機関と連携し、地域生活を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 高次脳機能障がい支援普及事業により、高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(4) 早期からの一貫した教育支援体制の整備

- ① 障がいのある子どもたちが、小学校や特別支援学校に就学後、円滑に学校生活がはじめられ、十分な教育や支援が受けられるよう、パーソナルカルテ等を活用した情報の円滑な引継ぎができる体制の整備を支援します。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ② 小学校から中学校、中学校から高等学校へと個別の指導計画や個別の教育支援計画等の確実な引継ぎができる体制づくりを進めます。

(教育委員会 特別支援教育課)

(5) 相談支援従事者等の人材育成

- ① 支援者の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を図る人材を育成します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 地域における発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制において、総合相談や療育の中核となる専門性の高い人材の育成を行うため、市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援を行います。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

(6) 相談支援の質の向上

- ① 障害保健福祉圏域や市町ごとに、(自立支援)協議会の相談支援部会の設置促進や基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立により、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所のネットワークを構築し、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の質の向上を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 地域の(自立支援)協議会において、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立や障害福祉サービスの運営における課題対応等に取り組むため、地域の(自立支援)協議会の運営を支援します。
(再掲)

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 途切れのない支援

障がい児とその家族に、乳幼児期から学齢期、成年期までのライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供するため、保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化に取り組みます。

(1) 地域内の連携を進めるための枠組みの強化

- ① 子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、障がい児等療育相談支援事業において、地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 途切れのない相談支援体制の構築

- ① 「生活のしづらさ」を感じている方等を、必要な相談や支援につなげるため、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域における身近な相談支援機関において、適切な支援につながる体制を整備します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 市町や障害保健福祉圏域単位における障がい児支援の中核となる機能の強化を図るため、地域の(自立支援)協議会等において、児童発達支援、障害児相談支援および保育所等訪問支援などの障害児通所支援を総合的に提供する施設の設置に向け、地域の実情に応じた検討を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置することにより、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。また、平成30年3月の経過措置後の福祉型障害児入所施設のあり方等について、方針を定め、必要な取組を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」として一体的に整備します(平成29年度開院予定)。また、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行うとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ⑤ 発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List in Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげます。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

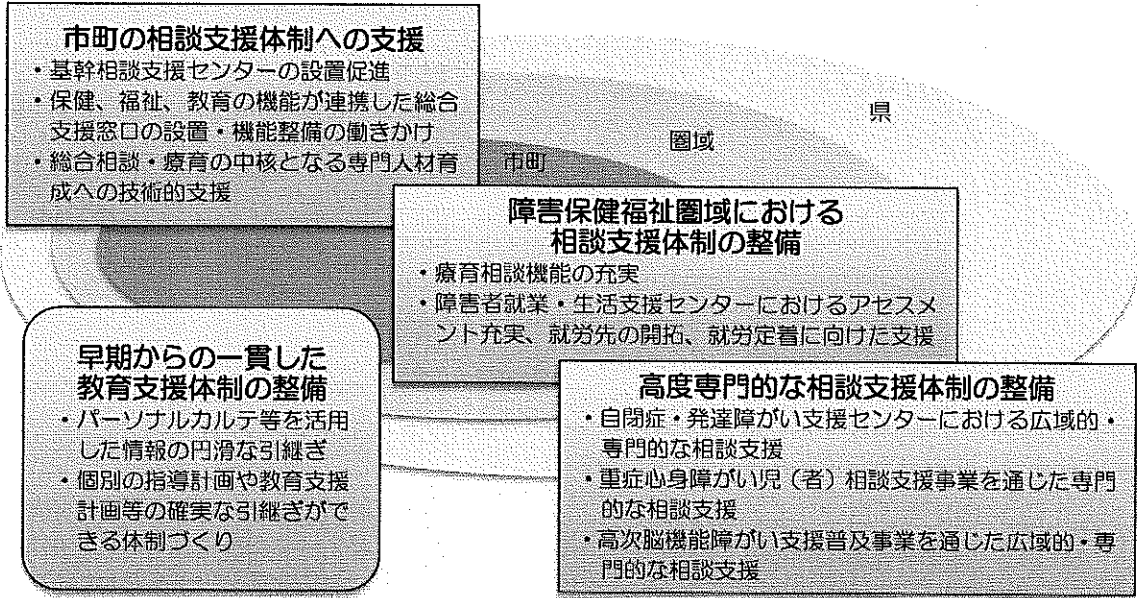
- ⑥ 各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、卒業後の地域生活支援体制の整備など、地域の実情に応じた支援のためのネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等関係機関に働きかけます。

(教育委員会 特別支援教育課)

3 到達目標の設定

目標項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)	目標項目の説明
広域的・専門的な相談支援事業の登録者数	7,022人	8,100人	県の広域的・専門的な相談支援事業（障がい者就業・生活支援事業、障がい児等療育支援事業、高次脳機能障がい支援普及事業、自閉症・発達障がい支援センター事業、重症心身障がい児（者）相談支援事業）に支援を希望して登録した障がい者数

《途切れのない相談支援に関する取組》



相談支援体制の整備

途切れのない支援



地域内の連携を進めるための枠組みの強化

- ・障がい児等療育相談支援事業における関係機関の連携強化

保健 教育 医療
福祉 就労支援

途切れのない相談支援体制の構築

- ・発達障がい者地域支援マネージャーの配置
- ・地域における障害児通所支援を総合的に提供する施設の設置に向けた検討促進
- ・福祉型障害児入所施設へのコーディネーター配置
- ・三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備
- ・発達障がい児等支援ツールCLM（発達チェックリスト）の保育所・幼稚園等への導入促進
- ・地域のワンストップ型相談機能の充実、地域の実情に応じた支援ネットワークの構築に向けた働きかけ

第6章 災害時の対応に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 全市町において、早期に避難行動要支援者名簿、個別計画の策定が終了するよう、先進事例の紹介や課題解消に向けた助言を行う等、市町を支援していく必要があります。
- ② 県内の障がい者関係の入所施設の耐震化は完了しましたが、通所施設の耐震化やグループホーム等における防火対策を促進する必要があります。
- ③ 福祉避難所の確保、災害派遣精神医療チーム(Disaster Psychiatric Assistance Team:DPAT)の編成など、災害発生後、確実な支援に結びつけるための準備が求められています。

2 取組内容

取組方向 災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策

災害時に特別な支援が必要な障がい者の命を救い、救った命をつなぎとめるよう、避難行動要支援者名簿の作成促進や福祉避難所の確保など確実な支援に取り組みます。

(1) 確実な避難のための支援

- ① 災害時要援護者対策を推進するため、各市町の課題解消に向けた助言を行い、県内全市町における「避難行動要支援者名簿」、「個別計画」の作成を促進します。

(防災対策部 防災企画・地域支援課)

- ② Lアラート(公共情報コモンズ)に提供した情報が複数の手段により伝達できるよう、伝達事業者の加入を促進します。

(防災対策部 防災対策総務課)

(2) 確実な支援につなげるための施設の減災対策

- ① 通所や共同生活援助の障害福祉サービスを提供する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 災害発生後の確実な支援

- ① 市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結をより一層促進するため、福祉避難所未指定(協定未締結)の市町を主な対象として、福祉避難所の確保を働きかけます。

(健康福祉部 健康福祉総務課)

- ② 大規模災害等の発生後に、被災地域において、精神科医療および精神保健活動の支援を行うため、精神科病院等の関係機関と連携し、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）を設置するとともに、DPATの活動時における、市町や医療機関等との連携体制について検討を進めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ③ DPATが、被災地域において、効果的な活動を行うため、DPAT構成員を対象とした研修を行うとともに、防災訓練等に参加します。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ④ 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進することにより、災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援等を行います。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑤ 医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応について、市町や医療機関等と連携し、検討を進めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

3 到達目標の設定

目標項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)	目標項目の説明
福祉避難所または代替避難場所確保市町数	25市町	29市町	福祉避難所または福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所を確保している市町数
県の補助制度を活用し、スプリンクラー設備を設置した障害福祉サービス事業所数（累計）	3施設	6施設	既存の障害福祉サービス事業所のうち、県の補助制度を活用し、スプリンクラー設備を設置した施設数

《災害時の対応に関する取組》

災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策

確実な避難のための支援

- ・ 県内全市町における「避難行動要支援者名簿」「個別計画」の策定促進
- ・ Lアラート（公共情報コモンズ）提供情報の伝達事業者の加入促進

確実な支援につなげるための施設の減災対策

- ・ 通所施設、グループホーム等の耐震化、スプリンクラー設置の促進

災害発生後の確実な支援

避難先の確保

- ・ 福祉避難所の確保

被災障がい者への支援

- ・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の設置
- ・ 災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援
- ・ 医療的ケアが必要な障がい者への災害時対応検討

第3編 分野別施策

第1章 共生社会を実感できる地域社会づくり

1 障がいに対する理解の促進

基本理念実現に向けためざす姿

障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の理念および、障がい者や障がいに関する理解が進んでいます。

現状と課題

- ① 障がい者施策は、幅広い県民の理解を得ながら進めていく必要があり、障害者週間などにおいて、共生社会の理念および、障がい者や障がいに関する理解について、効果的な啓発を行う必要があります。
- ② 障がいのある子どもの理解を深めるための取組を、促進する必要があります。
- ③ 地域住民や児童・生徒のボランティア活動への参加を促進することにより、県民による障がい者のための取組を拡充する必要があります。

施策の展開

(1) 啓発・広報の推進

- ① 「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、関係機関と連携し、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を促進します。また、障がい者団体をはじめとする各種団体が実施するイベントへの後援など様々な機会を活用し、幅広い啓発活動を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 「障がい者雇用支援月間」を中心に三重労働局・ハローワーク、三重障害者職業センター等と連携し、県民および企業に障がい者雇用への理解を促進します。
(雇用経済部 雇用対策課)
- ③ 「精神保健福祉普及運動（11月上旬の1週間）」における普及啓発活動として、三重県精神保健福祉協議会と連携した精神保健福祉三重県大会を開催し、精神保健福祉功労の表彰や講演などを通じて精神保健福祉への理解を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」、「人権週間（12月4日～10日）」の期間を中心として、人権擁護委員、津地方法務局、市町等と連携した街頭啓発を行います。また、三重県人権センターにおいて、講演会の開催やパネル展示などを通じて啓発活動に取り組みます。

（環境生活部 人権課）

- ⑤ 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、障がい理由とする差別の解消についての県民の関心と理解を深めるとともに、差別の解消を妨げている要因の解消を図るため、啓発活動を行います。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑥ 県民等に対して、精神障がい者に対する理解の促進や正しい知識の普及、啓発に努めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑦ アルコール健康障害対策基本法の主旨やアルコール関連問題等に関する理解を促進するため、県民、医療関係者、事業者等に対する普及、啓発を行います。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑧ 身体障害者補助犬の受入に関する、正しい知識と理解を促進するため、補助犬ユーザーとともに、県民を対象としたセミナーを開催するなど、啓発活動を行います。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑨ 身体・知的障害者相談員等障がい福祉に携わる関係者が、人権問題に対する理解と認識を深めるとともに主体的に人権問題に取り組めるよう、研修等の機会を提供します。

（健康福祉部 障がい福祉課）

（2）福祉教育の推進

- ① 小中学校の総合的な学習の時間や特別活動等において、車いすやアイマスクなどを用いたバリアフリー体験や福祉施設訪問等による体験的な学習に引き続き取り組みます。また、道徳の時間等において、さまざまな障がいをテーマとした読み物資料や視聴覚教材等による学習を行い、義務教育9年間における発達段階に応じたより系統的な指導を進めます。

（教育委員会 小中学校教育課）

- ② 特別支援学校等との交流および共同学習を通して、障がいのある子どもや障がい者への理解を深める取組を進めます。

（教育委員会 特別支援教育課）

(3) ボランティア活動の促進

- ① 近年、社会的孤立や経済的困窮などの地域における生活問題が深刻化してきている中で、さまざまなニーズが寄せられ、それに対応できるボランティアが必要になっています。引き続き、ボランティアコーディネーター養成研修や相談実習等を行い、ボランティアの育成に努めます。
(健康福祉部 地域福祉課)
- ② 小中学校においては、ボランティア活動への継続的な取組を進め、充実を図ることにより、豊かな人間性を育みます。また、地域の方々と連携しながら、地域に根ざした取組を進めることで、地域や社会に積極的に貢献しようとする態度の育成を図ります。
(教育委員会 小中学校教育課)
- ③ 県立高等学校においては、学校内外における継続的なボランティア活動を進め、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図ります。また、地域に積極的に貢献しようとする心と豊かな人間性を育みます。
(教育委員会 高校教育課)

2 社会参加の環境づくり

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者の社会参加の促進に向け、その障壁が取り除かれることにより、障がい者が施設およびサービスを容易に利用できる環境が整備されています。

現状と課題

- ① 障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、障がいの状態に応じた訓練、研修等の実施が必要です。
- ② ユニバーサルデザインの意識の浸透が十分ではないため、関係機関等と連携し、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めていくとともに、施設を整備する事業者や施設管理者がユニバーサルデザインの意味を理解し、実践できるよう啓発する必要があります。
- ③ 障がい者が、円滑に情報を受発信し、コミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- ④ 選挙において、障がい者が円滑に投票できるよう、障がい者に配慮した候補者情報の提供や投票所の環境づくりが求められています。

施策の展開

(1) 障がいの状態に応じた活動支援

- ① 視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練、身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修などを実施します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 聴覚障がい者の日常生活に必要な手話についての指導等、社会生活における情報不足を補うための手話研修や各種学習会などを実施します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ さまざまな障がいに応じた専門的な療養や日常生活支援に関する、研修会や相談会を実施します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を育成し、希望者に貸与するとともに、飲食店など不特定多数の人が利用する施設での認知を高めるため、啓発活動を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり

- ① ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ② 地域におけるユニバーサルデザイン啓発活動のリーダー的な役割を担う「UDアドバイザー」がより効果的な活動を継続できるよう支援します。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ③ 誰もが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、施設整備や管理を担う人たちに対して、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ④ バリアフリー住宅へのリフォームを支援するため、建築技術者等を対象に講演会を実施し、バリアフリーに対応した住宅改造を行うためのアドバイザーを育成します。

(県土整備部 住宅課)

- ⑤ 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（エレベーターの設置等）を支援します。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ⑥ 国の補助制度を活用しながら、バス事業者が行う低床バス購入に対して助成を行います。

(地域連携部 交通政策課)

- ⑦ 路線バスのバリアフリー化について、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ⑧ 駅や公共施設の周辺など人通りの多い道路を中心に歩道等のバリアフリー化に努めるとともに、地域の実情に応じた歩道整備を行います。また、道路のパトロール等による道路交通環境の保全に取り組みます。

(県土整備部 道路管理課)

- ⑨ 「社会資本整備重点計画」の内容をふまえつつ、道路管理者と連携して、「バリアフリー法」に基づき市町が策定する「交通バリアフリー基本構想」に即して作成される「交通安全特定事業計画」に基づき、公安委員会として、主な生活関連経路を中心に音響信号機、高齢者等感應信号機の整備を推進します。

(警察本部 交通規制課)

(3) 情報・コミュニケーションの支援

- ① 障がいの状態や特性に応じた教材等、特にICTを活用した教材や支援機器の充実を進めます。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ② 視覚障がい者に対する情報提供を行うため、点字図書等の製作や貸出および点訳・朗読奉仕員の養成など人材育成に努めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報発信、入手等の情報保障を総合的に確保するため、字幕映像ライブラリーの製作や貸出、手話通訳者等の養成や派遣、情報支援機器の貸出および聴覚障がい者の生活等の相談支援などを行います。また、手話言語条例を制定した地方自治体における、条例制定による効果の検証など、手話言語条例について調査・研究を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 県政情報の提供について、視覚障がい者や聴覚障がい者の状況に応じた情報ツールにより、利用しやすい情報提供サービスを行います。

(戦略企画部 広聴広報課)

- ⑤ 県のホームページについて、引き続き、ウェブアクセシビリティに配慮した情報の提供に努めます。

(戦略企画部 広聴広報課)

- ⑥ 県が実施するイベントにおいて、「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用した会場設営や運営を行い、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。また、イベントマニュアルの考え方・手法を市町や企業等に周知して、取組の拡大を図ります。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ⑦ 県が実施するイベントや会議等において、手話通訳等による情報保障を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(4) 選挙等における配慮

- ① 投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化について、引き続き働きかけます。
(選挙管理委員会)
- ② 自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度の活用および正しい利用方法について、引き続き周知を図ります。
(選挙管理委員会)
- ③ 県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体や市町選挙管理委員会と協力し、点字版および音訳版（CD版、DAISY版）の提供に引き続き努めます。
(選挙管理委員会)
- ④ 政見放送および経歴放送実施規程において、手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙については、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を引き続き行います。また、手話通訳付きの政見放送が実施できる知事選挙については、障がい者団体や政見放送実施局と連携を図り、円滑に収録・放映ができるよう引き続き努めます。さらに、字幕付きの政見放送や参議院選挙区選出議員選挙への手話通訳付き政見放送の拡充については、関係団体を通じ、総務省等への要望を引き続き実施します。
(選挙管理委員会)

3 権利の擁護

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者を理由とする差別の解消、障がい者の虐待の防止を図るとともに、障がい者の権利を守るための支援体制が整備されることにより、障がい者の権利擁護が図られています。

現状と課題

- ① 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、障がいを理由とする差別の解消に係る県民の関心と理解を深めるとともに、相談および紛争の防止のための体制等を整備する必要があります。
- ② 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の未然防止を図るとともに、虐待事例への適切な対応を行う必要があります。
- ③ 成年後見制度の利用、福祉サービス契約時の援助および消費者トラブルの防止など、障がい者の権利を擁護するための体制の充実が求められています。

施策の展開

(1) 障がいを理由とする差別の解消

- ① 県の行政サービス等の提供にあたり、障がいを理由とする差別の解消に関して、職員が適切に対応することができるよう、対応要領を策定し、障がいの状態に応じた必要かつ合理的な配慮を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障がい者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決に資するために必要な体制を整備します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する国および地方自治体の関係機関等で構成される障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築するとともに、地域全体での相談・紛争解決機能の向上を図ります。また、協議会の組織については、障がい者等の参加に努めます。
(健康福祉部 障がい福祉課)

※障がい者差別の解消についての理解を深めるための啓発に関する取組については、「共生社会を実感できる地域社会づくり」-「1 障がいに対する理解の促進」-「(1) 啓発・広報の推進」にも掲載しています。また、社会的障壁の除去に関する取組については、「共生社会を実感できる地域社会づくり」-「2 社会参加の環境づくり」-「(2) ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり」にも掲載しています。

(2) 虐待防止に対する取組の強化

- ① 障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止のため、事業所を対象とした研修を実施します。また、障害保健福祉圏域や事業所等における、きめ細かな研修の実施を促進することにより、事業所における組織的な体制の整備や職員の資質の向上を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 市町が実施する虐待の事実確認や訪問調査において、障がい者の特性に応じた調査等が行えるよう、市町に支援や助言を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に必要な居室について、障害保健福祉圏域や市町単位で確保できるよう、市町を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 障害福祉サービス事業所の職員による虐待事案について、当該事業所に対して虐待防止改善計画の作成を求めるとともに、改善状況を継続的に確認します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 有識者で構成される専門家チームにおいて、虐待事案に対する助言を行うとともに、事例の分析等を行います。また、その分析結果を、市町や関係機関と共有することにより、専門性の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 虐待通報等の事案における調査手法や判断基準を検証し、市町における虐待判断の標準化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑦ 支援の手法が確立していないことに起因する虐待を防止するため、有識者等で構成される専門家チームと連携し、障害福祉サービス事業者に対する助言や支援を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 権利擁護のための体制の充実

- ① 三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費を助成し、判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者などに対する福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を支援します。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ② 成年後見制度が必要であるにもかかわらず身寄りがない場合、親族の事情により申立されていない場合および、後見人候補者の選任が困難である場合など、福祉的側面での支援が必要であるケースも多いことから、市町職員をはじめ関係機関職員に対する研修会を実施するなど、成年後見制度に関する広報・啓発を行います。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ③ 「消費者安全法」の改正に伴い、判断能力が十分ではない障がい者等の消費者トラブル防止のために、市町と連携して地域における見守り体制を推進します。

(環境生活部 交通安全・消費生活課)

- ④ 消費者被害防止のため、地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会職員、消費者団体、地域包括支援センター等を対象に「消費者啓発地域リーダー」を養成し、「消費者啓発地域リーダー」の地域での自主的な講座、啓発活動の支援を行います。

(環境生活部 交通安全・消費生活課)

第2章 生きがいを実感できる地域社会づくり

1 特別支援教育の充実

基本理念実現に向けためざす姿

障がいのある子どもたちの教育的ニーズにそった早期からの一貫した指導と支援が充実され、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けた力を育てています。

現状と課題

- ① 支援の必要な幼児児童生徒数の増加や、障がいが多様化していること等により、指導・支援の充実が必要とされており、教員の専門性の向上が求められています。
- ② 小中学校の通常の学級や高等学校における、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用および、早期からの一貫した支援を行うため、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備が求められています。
- ③ 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に伴い、施設の狭隘化等への対応が課題となっています。

施策の展開

(1) 指導内容・相談支援体制の充実

- ① 各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、卒業後の地域生活支援体制の整備など、地域の実情に応じた支援のためのネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等関係機関に働きかけます。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ② 保護者がパーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用することで、幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校、特別支援学校に加え、関係機関との間で必要な情報が確実に引き継がれるよう、体制の整備に向けて、市町等教育委員会と連携を進めます。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ③ 障がいのある子どもが障がいのない子どもと、可能な限りともに教育を受けられるよう配慮しつつ、障がいのある子どもが、その年齢および能力に応じ、かつ、特性をふまえた十分な教育が受けられるよう、適切な就学を図ります。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ④ 幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、自立と社会参加に向けた指導を行うため、個別の指導計画を作成し、授業や指導の評価を的確に行うことで、指導の充実を図ります。
(教育委員会 特別支援教育課)

- ⑤ 地域の中での自立と社会参加に向けて、各発達段階に応じて育てたい能力や態度を考慮した教育内容や教育課程を編成し、幼稚部、小学部から高等部まで計画的・組織的にキャリア教育を進めるとともに、幼児児童生徒の可能性を最大限に引き出し、可能な限り、進路希望を実現できるように教育内容を充実します。

(教育委員会 特別支援教育課)

(2) 専門性の向上

- ① 特別支援学校のセンター的機能により小中学校や高等学校の教員等が、自校で特別支援教育を推進する教育力の向上が進められるよう努めます。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ② 特別支援学校のセンター的機能により研修会を開催し、地域の特別支援教育の啓発と充実に努めます。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ③ 発達障がいのある児童生徒等への指導・支援について、特別支援学校がこれまで蓄積してきた個別の指導・支援に係るノウハウを有効に活用することで、小中学校、高等学校等への支援の充実を図ります。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ④ 「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方、および医療機関との連携や県内の特別支援学校間で連携した広域な支援体制について検討を進めます。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ⑤ 医療的ケアを必要とする児童生徒が、安定した状態で教育活動に参加できるように、保護者、常勤講師（看護師免許所有）、教員と医師等関係者が連携・協力し、医療的ケアを安全に実施できるサポート体制の充実を図ります。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ⑥ 小中学校や高等学校の教員を対象に、発達障がいの指導・支援に係る研修会を実施するとともに、国や関係機関、関係団体の開催する研修会や講習会への参加について周知を図ります。

(教育委員会 特別支援教育課)

(3) 特別支援教育充実のための教育環境整備

- ① 「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」に示された整備を引き続き進めるとともに、児童生徒数の推移や学校の施設・設備等の状況を考慮し、整備のあり方を検討します。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ② 児童生徒が安全に安心して通学でき、身体的にも安定した状態で学習活動に参加することができるよう、スクールバスを運行します。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ③ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、学校施設のバリアフリー化を推進します。
(教育委員会 学校施設課)
- ④ 障がいのある児童生徒が安心して就学できる環境づくりを進めるため、就学に必要な経費について補助することにより、特別支援学校および特別支援学級等に就学する障がいのある幼児児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ります。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ⑤ 私立幼稚園における特別支援教育に要する経費を補助することで、障がいのある子どもの教育を充実します。
(子ども・家庭局 子育て支援課)
- ⑥ 私立特別支援学校における特別支援教育に要する経費に対して助成を行うことにより、障がいのある子どもの教育の充実を図ります。
(環境生活部 私学課)

2 就労の促進

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生計を立てることができるよう、障がい者に対して開放され、利用しやすい就労の場が確保されています。

現状と課題

- ① 民間企業における法定雇用率（2.0％）の早期達成を図るとともに、障がい者の円滑な就労への移行を促進するため、ニーズに応じた訓練や適性に応じた職種のマッチングなど適切な支援が必要です。
- ② 福祉的就労における工賃は、依然として低い状況にあることから、受注拡大や受注体制の強化を図るとともに、就労移行支援事業所の確保および、就労系障害福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図る必要があります。
- ③ 障がい者の適性に応じた就労を促進するため、職場や職域を拡大するなど、多様な就労先の確保が必要です。

施策の展開

（1）障がい者雇用の促進

- ① ステップアップカフェを中心として、障がい者雇用の推進に向けたネットワークづくりに取り組み、障がい者の一般就労に向けた支援、県民および企業の障がい者雇用の理解促進を県民総参加で推進します。

（雇用経済部 雇用対策課）

- ② 民間企業における法定雇用率（2.0％）の達成をめざし、「障害者雇用率改善プラン」を策定し、毎年障がい者雇用に係る最新情報の共有や課題の分析を行い、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」による企業間の主体的な取組支援や、「三重県障がい者雇用推進協議会」による県民総参加の取組等、関係機関との連携強化を図りながら、障がい者雇用の促進に取り組みます。

（雇用経済部 雇用対策課）

- ③ 特例子会社の設立支援、マッチング支援、障がい者就職面接会など関係機関との連携を図り、障がい者の就労の場の拡大に取り組みます。

（雇用経済部 雇用対策課）

- ④ 障がい者が就職に必要な技能を身につけることができるよう、企業等への委託により、事業所現場で実践的な職業訓練を行います。

（雇用経済部 雇用対策課）

- ⑤ 三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施し、障がい者の就労につなげます。

(雇用経済部 雇用対策課)

- ⑥ 身体障がい者の就労に必要とされるパソコン技能等を習得する職業訓練を県公共職業訓練施設で引き続き実施します。

(雇用経済部 雇用対策課)

- ⑦ 就労系障害福祉サービス事業所の職員による就職後の相談支援や職場との調整により、障害福祉サービス事業所から一般就労に移行した障がい者の就労定着を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑧ 障がい者が職場に必要な基本的な知識技能を身につけるため、知的障がい者を対象とした就労を支援する講座を開催します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 福祉的就労への支援

- ① 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係事業所間のネットワークを強化し、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓や就労定着に向けた支援の促進に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障がい者のエンパワメントと経済的自立が図られるよう、就労系障害福祉サービス事業所における一般就労や工賃向上に向けた意欲の向上を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業所の設置促進に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 障害保健福祉圏域のサービスの需給状況を勘案し、引き続き、障がい者の就労機会と収入の増加に努めるとともに、就労継続支援A型事業所の適切な運営を指導します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 工賃向上支援コンサルタントと共同受注窓口の連携を一層強化し、就労系障害福祉サービス事業所における就労機会の確保と工賃向上に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 多様な就労機会の確保

- ① 障がいのある人とない人が対等の立場で働く、一般就労や福祉的就労ではない新しい働き方である「社会的事業所」の設置と安定的な運営を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 農業分野における障がい者就労の促進に向けて、農業経営体に対しては、特別支援学校の職場実習の受け入れや農業参入した福祉事業所への技術指導等を通じて一層の意識啓発を促すとともに、農業に参入し地域農業の担い手として位置付けられた福祉事業所に対しては、規模拡大や栽培品目の複合化、6次産業化等経営の安定化を促します。

(農林水産部 担い手育成課)

- ③ 林業分野における障がい者就労の促進に向けて、林業用種苗生産事業所と福祉事業所との情報共有を図り、連携を促進するため、苗木生産者や福祉事業者を対象とした研修等に取り組みます。

(農林水産部 森林・林業経営課)

- ④ 水産分野における障がい者就労の促進に向けて、モデル事業の委託を通じて福祉事業所の漁業参入を促すとともに、漁業関連作業の福祉事業所への委託を促します。

(農林水産部 水産経営課)

- ⑤ 行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用の実現と、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 学校等における障がい者の就労の促進に向け、教員採用選考試験等における障がい者を対象とした特別選考の実施に引き続き取り組みます。さらに、障がい者雇用率を安定的に維持できるよう、県立学校および県教育委員会事務局において、障がい者が担える業務を再構築し、多様な働き方によるモデル的な雇用を継続します。

(教育委員会 教職員課)

- ⑦ 「障害者優先調達推進法」の規定をふまえ、県における優先調達の拡大や発注内容の多様化に取り組むとともに、市町に対し、優先調達の拡大を働きかけます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑧ 県が行う物品等の調達を活用し、障がい者雇用に努める中小企業等を支援し、障がい者の就労の促進および雇用の場の確保に取り組めます。

(雇用経済部 雇用対策課)

3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者が、障がいに応じたスポーツの活動に参加する機会および、自己の芸術的な能力の活用を図る機会が拡充されるとともに、文化的なサービスが提供される場所および観光地を利用する機会が確保されています。

現状と課題

- ① 平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、準備委員会の設置や基本方針の策定など着実に準備を進めるとともに、障がい者スポーツ団体の競技力の強化、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりおよび、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図ることが必要です。
- ② 障がい者が、自己の芸術的な能力を活用する機会が拡充されるとともに、文化的なサービスが提供される場所を利用する機会を確保する必要があります。
- ③ 県内におけるバリアフリー観光の機運醸成と案内機能の強化を図り、障がい者が観光資源を利用しやすい環境を整備する必要があります。

施策の展開

(1) 障がい者スポーツの環境整備

- ① 全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、市町、三重県障害者スポーツ協会および三重県障害者スポーツ指導者協議会などの関係機関と連携し、準備委員会の設置、競技別の会場の選定および基本方針の策定を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 障がい者スポーツ指導員、競技専門の指導者や審判員、障がい区分判定員および意思疎通支援者など、全国障害者スポーツ大会を支える関係者を計画的に養成します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ パラリンピックなどの世界大会や国内大会で活躍できる障がい者スポーツ選手を育成するため、障がいの個々の状況に応じたプログラムを競技指導者、理学療法士、義肢装具士および障がい者スポーツ医と共同で作成し、選手強化を進めます。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ 競技別の国内スポーツ大会や他県との交流試合等への参加を促進することにより、障がい者スポーツ競技団体の活動を支援するとともに、初心者講習会の開催などにより、新たな選手を発掘します。また、陸上スターティングブロックや専用卓球台など、選手の練習環境を整備します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 全国障害者スポーツ大会三重大会のプレ大会として、全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選会を兼ねた北信越・東海ブロック大会の県内開催を誘致し、競技団体・選手の育成、強化や団体競技の運営などの経験の蓄積を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 国際大会や国内大会で活躍する選手の練習を間近に見て、感じるにより、参加意欲や競技力の向上につなげるため、東京オリンピック・パラリンピック競技種目選手のキャンプ地誘致に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑦ 世界大会や全国大会で活躍する選手や指導者に対し、表彰を行い、その功績を讃えるとともに、障がい者スポーツの振興を目的とした普及・啓発を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑧ 三重県障がい者スポーツ大会の開催および、地域のスポーツクラブとの連携などによる、レクリエーションやスポーツ教室等の実施により、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、障がい者スポーツ指導員や競技別指導者の派遣を支援することにより、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境整備を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑨ 障がい者がスポーツに参加、観戦できる機会を拡充するため、県営スポーツ施設におけるバリアフリー環境の整備に取り組みます。

(スポーツ推進局 国体準備課)

- ⑩ 県営スポーツ施設における利用料の減免等により、障がい者のスポーツ活動への参加を支援します。

(スポーツ推進局 国体準備課)

(2) 文化活動への参加機会の充実

- ① 県内で芸術文化活動を行う障がい者が、作品やパフォーマンスを発表する障がい者芸術文化祭を開催し、障がい者の社会参加を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 県立文化施設においては、障がい者が文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館においては、障がいにより来館が困難な人のためのインターネットを活用した図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。

(環境生活部 文化振興課)

(3) バリアフリー観光の推進

- ① バリアフリー観光を推進するセミナー等の開催により、県内でのバリアフリー観光の機運醸成を図るとともに、関係機関（観光、福祉、医療、交通等）とのネットワークの構築を図ります。
(観光・国際局 観光政策課)
- ② 障がい者等にも具体的な旅のプランがイメージできるようにバリアフリー観光情報を発信し、旅行の機会を創出します。
(観光・国際局 観光政策課)
- ③ 研修会や勉強会の開催により、観光案内所等一次相談窓口での総合案内（コンシェルジュ）機能を強化します。
(観光・国際局 観光政策課)

第3章 安心を実感できる地域社会づくり

1 地域生活の支援

基本理念実現に向けためざす姿

障害福祉サービス等により、地域社会における生活が支えられ、障がい者の居住地の選択および、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

現状と課題

- ① 障がい者の地域生活に向けた意欲を喚起するとともに、入所施設や精神科病院以外の外部支援者等との関わりを確保するなど地域生活への移行に向けた支援が必要です。
- ② 障がい者が地域で生活できる支援体制整備が求められており、グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保などによる地域生活の支援が必要です。
- ③ さまざまな障がいの状態に応じたサービスを提供するため、障害福祉サービスを担う専門的な人材の養成・確保が課題となっています。
- ④ 障がい者の自立と社会参加の促進のため、障がい者の個々のニーズにあった福祉用具の活用を推進することが必要です。
- ⑤ 障がい者の生活の安定を図り、社会的自立を促進するため、手当の支給や医療費負担の軽減などの経済的な支援が必要です。

施策の展開

(1) 地域生活への移行

- ① 障がい者本位の視点に立ち、本人の尊厳を確保したサービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通して、福祉施設入所者のエンパワメントを促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 施設や在宅等で生活する重度障がい者等に対して、普段の生活の場を一時的に離れ、試行的に独力で自活する機会と場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進と不安の軽減を図り、地域生活への移行を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 入所中の障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行う「地域移行支援」の利用促進を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者と、ピアサポーターや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑤ 長期入院精神障がい者に対して、病院スタッフと連携し、サービス等利用計画を作成するとともに、「地域移行支援」の利用を促進します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑥ サービス等利用計画の作成やモニタリングにおいて、障がい当事者中心の視点に立ち、自己決定・自己選択の観点から、計画相談を行うことにより、真に必要な障害福祉サービスの提供を行うため、サービス等利用計画の質の向上に取り組みます。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑦ 障害保健福祉圏域ごとに、(自立支援)協議会精神部会や精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等を設置し、障害保健福祉圏域における長期入院精神障がい者の地域生活への移行の状況や課題を把握し、関係機関の連携による課題解決へとつなげます。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑧ 入所者の地域生活への移行に取り組む入所施設、相談支援事業所、市町などの関係職員に対して、研修等の実施により人材育成を図ります。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑨ 福祉施設入所者や精神科病院入院者等に対する意向調査の結果を集計・分析し、現状と地域生活への移行に向けた課題を整理し、市町や関係事業所等の取組に活用します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑩ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置することにより、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。また、平成30年3月の経過措置後の福祉型障害児入所施設のあり方等について、方針を定め、必要な取組を進めます。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑪ 三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、自立訓練(機能訓練)、短期入所などの障害福祉サービスを提供するとともに、地域におけるリハビリテーションの支援を実施することにより、障がい者の地域生活への移行や地域生活の支援を行います。
- (健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑫ 受入先がないまま刑務所等を出所する障がい者等について、三重県地域生活定着支援センターにおいて必要な福祉サービス等につなげる支援を行います。

(健康福祉部 地域福祉課)

(2) 地域生活の支援

- ① 障がい者の地域における生活の場を確保するため、グループホームをはじめとする障害福祉サービスの基盤整備を進め、地域生活支援機能の強化を図ります。また、障害福祉サービスに限らず、特別養護老人ホームなどの介護保険施設や訪問看護等、地域資源の活用について、検討を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などを行う「地域定着支援」の利用促進を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障がい者の地域生活への移行に関する地域の理解を高めるため、医療、福祉、行政等の関係者やピアサポーターによる啓発活動を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 強度行動障がいのある人に必要な地域資源を検討するため、対象者数等の現状を把握します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 強度行動障がいや発達障がいのある人の地域支援体制を整備するため、法人に対し利用対象者数や制度等の周知を行い、障害福祉サービスを提供する事業所の拡充を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 支援者の資質の向上のため、サービス管理責任者および相談支援専門員を対象に、強度行動障害支援者養成研修を実施します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑦ 支援のためのネットワークづくりやモデル事業の実施などにより、自閉症・発達障がい支援センターの地域支援機能の強化を図り、個々の障がい者に応じた重層的な支援体制の構築を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑧ 行動障がいに対する行動観察事業を実施し、事業で得られた支援手法の蓄積と活用により、個々の障がい者に応じた地域生活を支援します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑨ 医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる事業所が必要とする支援等に関する調査および、遷延性意識障がいや重症心身障がいに関する調査の結果をふまえ、医療的ケアを必要とする障がい児・者の対象者数等の現状を把握するとともに、(自立支援)協議会などにおいて、安心して地域生活を送れるような支援体制について検討を進めます。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑩ 地域において、医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる体制づくりを進めるため、重度訪問介護、生活介護および短期入所等の障害福祉サービスにおける受入や、日中一時支援や移動支援等の地域生活支援事業の柔軟な運用を促進します。また、訪問看護、介護保険事業所および医療機関など医療的ケアを実施できる地域資源の活用を促進します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑪ 医療的ケアを実施できる人材を育成するため、たん吸引等研修を実施するとともに、医療、介護等の分野との連携を図ることができるよう、相談支援員のスキルアップを図ります。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑫ 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、障がい福祉、医療、介護、保育、教育等地域における支援機関の連携強化を図ります。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑬ 保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制の構築や、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成等にかかる市町の取組を支援します。
- (医療対策局 地域医療推進課)
- ⑭ 地域で暮らす障がい者が、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスおよび短期入所など障害福祉サービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑮ 児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所など障がい児のためのサービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑯ 介護者の一時的な休息および学齢期の放課後や夏休み等における支援策として重要な日中一時支援事業など、市町が実施する地域生活支援事業について、適切なサービス提供が行えるよう市町を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑰ 緊急に施設入所による支援が必要となった障がい者を、一定期間受け入れるセーフティネット機能を確保します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑱ 福祉サービスの質の向上を図るための「みえ福祉第三者評価」について、全国的な推進組織である全国社会福祉協議会などと連携を図りながら事業運営を行うとともに、福祉事業者等が中・長期的な展望で福祉サービスの質の向上に取り組むことができるよう、意識の醸成を図ります。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ⑲ 適切な福祉サービスを提供するため、引き続き、日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」や、福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」など、「運営適正化委員会」の活動を支援することを通じて、利用者本位の福祉サービスの確保を図ります。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ⑳ 障がい児を受け入れる放課後児童クラブにおいて、障がい児を保育するための指導員を配置する市町の事業を支援することにより、昼間保護者が家にいない障がいのある児童の、放課後における遊びや生活の場を確保します。

(子ども・家庭局 子育て支援課)

(3) 福祉人材の育成・確保

- ① 県立高等学校の福祉科および福祉に関するコース等において、地域の社会福祉を担う人材を育成します。

(教育委員会 高校教育課)

- ② 福祉人材センターにおいて無料職業紹介や福祉職場相談会等の事業を実施し、福祉人材の確保に努めます。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ③ 社会福祉施設職員の研修を支援することにより、福祉人材の資質向上を図ります。

(健康福祉部 地域福祉課)

(4) 福祉用具の活用の推進

- ① みえテクノエイドセンター等で収集した介護・福祉現場のニーズを基にして、福祉用具や介護ロボット等の製品開発、福祉施設等での製品モニタリング、販路開拓等の総合的な支援を産学官が連携して行います。

(健康福祉部 ライフイノベーション課)

- ② 市町が実施する補装具の交付や修理に対して、専門的な支援を行い、身体障がい者の社会参加や自立を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 自宅で生活する重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、市町が実施する日常生活用具の給付に対する助言を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(5) 経済的な支援

- ① 日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅重度障がい者に特別障害者手当、20歳未満の重度障がい児に障害児福祉手当を支給します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 精神または身体に中度以上の障がいがあり、日常生活において介助を必要とする20歳未満の児童を家庭等で養育している保護者に特別児童扶養手当を支給します。支給に際しては、引き続き、適正かつ迅速な認定を行います。

(子ども・家庭局 子育て支援課)

- ③ 心身の障がい除去・軽減するための医療に関する公費負担医療制度である自立支援医療制度(精神通院医療・更生医療・育成医療・療養介護医療)を適切に運用し、医療費の自己負担の軽減を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課、子ども・家庭局 子育て支援課)

- ④ 障がい者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を実施する市町に対する補助を行います。また、精神障がい者の助成対象拡大等について、引き続き、福祉医療費助成制度改革検討会等において検討します。

(医療対策局 医務国保課)

- ⑤ 障がい者の保護者が死亡または重度の障がい者となった場合に、障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を運用し、障がい者の生活の安定を図るとともに保護者の抱く不安の軽減を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 障がい者とその家族、介護者等が所有・使用する自動車について、一定の条件のもとに、自動車税、自動車取得税の減免を行います。

(総務部 税収確保課)

- ⑦ 障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図るため、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を運営する三重県社会福祉協議会に対して、必要な支援を行います。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ⑧ 交通機関や施設の利用料等の減免制度の拡充について、関係機関に働きかけます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

2 相談支援体制の整備

基本理念実現に向けためざす姿

障害福祉サービスをはじめとするサービスの適切な利用を支えるとともに、障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制を整備することにより、障がい者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営んでいます。

現状と課題

- ① 障がい者のニーズにきめ細かく対応するため、市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制を整備する必要があります。
- ② 障がい者の自己決定に基づく支援および、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係者間のスムーズな連携による支援を提供するため、相談支援の質の向上を図る必要があります。
- ③ 質の高い相談支援と相談支援に基づくサービスの提供のため、人材育成の強化を図る必要があります。

施策の展開

(1) 相談支援体制の充実

- ① 市町、障害保健福祉圏域、県における重層的で途切れのない相談支援体制を強化するため、市町、または障害保健福祉圏域における相談支援体制の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 療育相談事業において、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育相談機能の充実等を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の適性に応じた就労支援を行うため、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓および就労定着に向けた支援等を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障がい支援センターにおいて、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業により、自宅で生活する重症心身障がい児・者とその家族に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談支援を行います。また、相談内容に応じて、短期入所等の利用調整を行うなど、市町等の関係機関と連携し、地域生活を支援します。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ⑥ 高次脳機能障がい支援普及事業により、高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ⑦ 三重県障害者相談支援センターにおいて、地域の（自立支援）協議会の活性化や圏域アドバイザーの活用などによる相談支援体制構築のための広域調整、長期的な視野に立った研修等、相談支援に関する総合的な支援等を行います。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ⑧ 三重県こころの健康センターにおいて、保健所、市町、関係機関等に対する技術指導、技術支援、情報提供を行うとともに、保健所等では対応が困難な相談への対応や専門性の高い相談支援を実施します。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ⑨ 障がいのある児童の相談支援のため、県内5か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司などを配置し対応にあたります。
（子ども・家庭局 子育て支援課）
- ⑩ 民生委員・児童委員の活動を促進するため、担い手の確保に努め、地域の実情をふまえた適正な配置を行います。また、民生委員・児童委員の活動に必要な基礎的知識や、複雑多様化する福祉ニーズに対応できる資質向上のための研修を行います。
（健康福祉部 地域福祉課）

（2） 相談支援の質の向上

- ① 障害保健福祉圏域や市町ごとに、（自立支援）協議会の相談支援部会の設置促進や基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立により、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所のネットワークを構築し、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の質の向上を図ります。
（健康福祉部 障がい福祉課）

- ② 地域の（自立支援）協議会において、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立や障害福祉サービスの運営における課題対応等に取り組むため、地域の（自立支援）協議会の運営を支援します。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ③ 地域（自立支援）協議会などから具体的課題を抽出し、その課題について、県障害者自立支援協議会において対応の検討や評価を行うことにより、取組の水平展開や制度化を図ります。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ④ 子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、障がい児等療育相談支援事業において、地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ⑤ 「生活のしづらさ」を感じている方等を、必要な相談や支援につなげるため、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域における身近な相談支援機関において、適切な支援につながる体制を整備します。
（健康福祉部 障がい福祉課）
- ⑥ 市町や障害保健福祉圏域単位における障がい児支援の中核となる機能の強化を図るため、地域の（自立支援）協議会等において、児童発達支援、障害児相談支援および保育所等訪問支援などの障害児通所支援を総合的に提供する施設の設置に向け、地域の実情に応じた検討を促進します。
（健康福祉部 障がい福祉課）

（3） 相談支援従事者等の人材育成

- ① 支援者の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を図る人材を育成します。
（健康福祉部 障がい福祉課）

3 保健・医療体制等の充実

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者が身近な地域において、年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療およびリハビリテーションが提供されるとともに、早期の段階から適切な療育が行われています。

現状と課題

- ① 疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの予防や軽減につなげることが必要です。
- ② 障がい者が身近な地域において、必要な医療および、障がいの程度やライフステージに応じたリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要です。
- ③ 子どもの成長とともに一貫した療育の提供が身近な地域において行われるよう、支援体制の整備が必要です。特に、発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

施策の展開

(1) 障がいの早期発見と対応

- ① 障がいの予防や早期発見のため、先天性代謝異常等検査を実施し、早期治療につなげます。
(子ども・家庭局 子育て支援課)
- ② 各市町において乳幼児健診の事後フォローとして実施している発達相談や専門的な相談について、専門医や臨床心理士、言語聴覚士等の人材確保が困難な市町に対し、専門的な支援を行います。
(子ども・家庭局 子育て支援課)
- ③ 市町を中心に行われている母子保健サービスの中で、「医療依存度の高いケース」や「メンタル疾患を抱える母親の支援」など県の技術的支援が必要なケースについては、同行訪問やケース検討会への参加等、市町や関係機関と連携して取り組みます。
(子ども・家庭局 子育て支援課)

(2) 医療・リハビリテーションの充実

- ① 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保を図るため、地域の医療需要の将来推計や各医療機関から報告された情報等をもとに、地域における医療提供体制のめざす姿として地域医療構想（ビジョン）を策定します。この中で、急性期、回復期、維持期を担う医療機関等の連携体制を構築します。
(医療対策局 医務国保課)

- ② 急性期、回復期を経て在宅復帰へ至るまで、リハビリテーションが一貫して提供されるよう、医療、福祉、介護関係者の連携体制の構築を図ります。
(医療対策局 健康づくり課)
- ③ 地域医療支援センター後期臨床研修プログラムの活用等による医師の養成、確保および県内定着の推進を図ります。
(医療対策局 地域医療推進課)
- ④ 精神障がい者で、自傷他害のおそれがあると判断される場合は、精神保健指定医による措置診察を行い、必要な医療および保護を行います。また、治療に結びつけるための受診勧奨や家族支援および、退院に向けた支援等の地域保健福祉活動を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑤ 休日または夜間等に緊急な精神科治療を必要とする場合に対応するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムや電話による24時間精神科医療相談を実施します。また、地域で精神疾患の急性発症等により緊急の医療を必要とする精神障がい者に対して、保健所、医療機関、関係機関の連携により、適切な医療および保護につなげるための支援を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑥ 各保健所圏域において、地域精神保健福祉連絡協議会等を設置して、多様な精神疾患に関する問題に対し、関係機関等が連携してネットワークを構築し、各地域の状況、特性に応じた総合的な取組を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑦ 障害保健福祉圏域を単位として、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う、アウトリーチのためのチームの設置を働きかけるとともに、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、アウトリーチチームによる訪問支援の体制整備を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑧ 「難病法」の成立・施行に伴い、新たな医療費助成制度の対象となる疾病患者も含めた医療の提供および患者の医療費負担の軽減を図ります。また、受入病院の確保や、総合的な相談、支援を行うため、拠点病院や三重県難病相談支援センター、保健・福祉・労働サービス提供機関等、関係機関の連携体制を構築し、難病患者の地域における安定した療養生活環境整備を図ります。
(医療対策局 健康づくり課)

- ⑨ 障がい者が、居住する地域で安心して歯科受診できるよう、関係機関と連携して障がい者歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」を活用した体制整備を図ります。
(医療対策局 健康づくり課)
- ⑩ 障がい者福祉施設や特別支援学校において、障がい児・者の歯科健診と、障がい児・者、施設職員、保護者に対する歯科保健指導を行うとともに、障がい児・者の定期的な歯科受診につながるよう働きかけます。
(健康福祉部 健康づくり課)
- ⑪ アルコール依存症患者の早期発見や早期治療、多量飲酒者への支援等につなげるため、関係機関が連携し、アルコール依存症やアルコール関連問題に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、医師、保健師等を対象とした研修を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑫ アルコール依存症患者等への危機介入や治療のため、障害保健福祉圏域を単位として、保健所、医療機関、警察、消防等関係機関の連携体制を構築します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑬ 国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定に関する動向をふまえ、「県アルコール健康障害対策推進計画」を策定します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 発達支援・療育の充実

- ① 県立小児心療センターあすなる学園において、発達障がい児、情緒障がい児、精神障がい児等、精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象として、入院外来診療を行うとともに、障がいの理解を深める等の不安解消に向けた取組や総合相談窓口での相談対応等、家族支援にも取り組みます。
(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)
- ② 県立草の実リハビリテーションセンターにおいて、肢体不自由児を対象として、機能回復訓練、日常生活訓練等を行うとともに、小児整形外科、小児リハビリの専門病院として治療、訓練、装具療法等を行います。また、家族のレスパイトなどを目的とする短期入所事業や重症心身障がい児の児童発達支援事業および重症心身障がい者の生活介護事業を実施します。
(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ③ 県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備します（平成29年度開院予定）。また、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行うとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。

（子ども・家庭局 発達支援体制推進PT）

- ④ 市町に対して、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。

（子ども・家庭局 発達支援体制推進PT）

- ⑤ 発達障がい児等に対する支援ツール「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげます。

（子ども・家庭局 発達支援体制推進PT）

- ⑥ 児童相談センターにおいて、聴覚障がいのある子どもを対象として、きこえの相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした支援を行います。

（子ども・家庭局 発達支援体制推進PT）

4 防災・防犯対策の推進

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。

現状と課題

- ① 災害時に支援が必要となる障がい者に対し、正確で迅速な情報提供、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、障がい者が利用する施設の耐震化等の支援が確実なものとなるよう、きめ細かい対策が必要となっています。
- ② 障がいのある人は、通報や相談にも困難を伴うことから、障がい者向けに設置された通報手段等について、一層周知していく必要があります。また、障がい者が防犯に関する情報などを容易に入手できるよう情報提供を行う必要があります。

施策の展開

(1) 防災対策の推進

- ① 災害時要援護者対策を推進するため、各市町の課題解消に向けた助言を行い、県内全市町における「避難行動要支援者名簿」、「個別計画」の作成を促進します。
(防災対策部 防災企画・地域支援課)
- ② Lアラート（公共情報コモンズ）に提供した情報が複数の手段により伝達できるよう、伝達事業者の加入を促進します。
(防災対策部 防災対策総務課)
- ③ 通所や共同生活援助の障害福祉サービスを提供する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ 事故・災害、急病・負傷等に迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉施設に対して安全対策マニュアル等の具体的な計画の策定を働きかけ、施設のリスクマネジメントの向上を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑤ 市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結をより一層促進するため、福祉避難所未指定（協定未締結）の市町を主な対象として、福祉避難所の確保を働きかけます。
(健康福祉部 健康福祉総務課)

- ⑥ 大規模災害等の発生後に、被災地域において、精神科医療および精神保健活動の支援を行うため、精神科病院等の関係機関と連携し、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team : DPAT）を設置するとともに、DPATの活動時における、市町や医療機関等との連携体制について検討を進めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑦ DPATが、被災地域において、効果的な活動を行うため、DPAT構成員を対象とした研修を行うとともに、防災訓練等に参加します。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑧ 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進することにより、災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援等を行います。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑨ 住宅火災発生時における初期消火や避難などの適切な対応が困難な障がい者を被害から守るため、消防本部等と連携をしながら、火災予防の啓発に努めます。

（防災対策部 消防・保安課）

- ⑩ 医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応について、市町や医療機関等と連携し、検討を進めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

（２） 防犯対策の推進

- ① 110番センターに設置されている聴覚・言語に障がいのある人等のための「ファックス110番」、「ウェブ110番」について、テレビやラジオなどあらゆる広報媒体を活用し、継続した広報活動による利用促進を図ります。

（警察本部 通信指令課）

- ② 聴覚・言語に障がいのある人等が警察へ相談する場合の通信手段（メール、ファックス等）について、県警ホームページや街頭広報活動などによる一層の周知に努めます。

（警察本部 広聴広報課）

- ③ 県警ホームページについて、ウェブアクセシビリティに配慮したコンテンツの充実に努めます。

（警察本部 広聴広報課）

第4編 障害福祉計画

第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成29年度を目標年度として、県内の市町を通ずる広域的な見地から、各市町の障害福祉計画における数値の集計と整合を図りつつ、次のとおり地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等への移行を推進することとし、平成29年度末における地域生活に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数 (A)	1,686人	
平成29年度末時点の施設入所者数 (B)	1,613人	
【目標値】減少見込 (A-B)	73人 (4.3%)	差引減少見込み (A-B)
【目標値】地域生活移行者数	184人 (10.9%)	(A)のうち、平成29年度末までに地域生活へ移行する人の目標値 (全市町の見込み人数の合計)

(1) みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成24年度～平成26年度)の実績

目標項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	(上：目標値) (下：実績値)
地域生活移行者数	216人	228人	344人 —
減少数	24人	37人	145人 —

福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標項目として設定した地域生活移行者数の実績については、平成25年度末時点で228人、入所者数減少見込の実績については、平成25年度末時点で37人となっており、目標を達成するのは困難な状況です。

この要因としては、地域生活への移行を進めるために重要な役割を担う計画相談支援、地域移行支援や地域定着支援に係る相談支援の利用および、重度の障がい者を地域で支える体制整備が進まなかったこと並びに、地域生活への移行に向けた働きかけが十分ではなかったことなどが考えられます。

(2) 目標設定の考え方

「障害者権利条約」の第19条において、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。」とされていることから、福祉施設入所者の自己決定を尊重し、自ら選択した地域で安心して暮らすことが出来るよう、地域社会における生活を支援することが、ますます重要となっています。

本県では、福祉施設入所者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、福祉施設から地域生活への移行に関する成果目標として、地域生活への移行者数および施設入所者数の減少見込みを設定し、障がい者の地域生活への移行および地域生活を支援します。

これらの成果目標については、障がい者のニーズや今後の障害福祉サービスによる支援の見込みなどをふまえ、県内市町が設定した成果目標の合計として、平成29年度末までの地域生活への移行者数は、平成25年度末時点の施設入所者数の約11%にあたる184人を、平成29年度末における施設入所者数は、平成25年度末時点の施設入所者数の約4%にあたる73人の減少をめざすこととします。

ところで、本県独自で、平成26年度に実施した「障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査」（以下、「障害者支援施設入所者等意向調査」という。）においては、障害者支援施設に入所している障がい者本人が、将来生活したい場所として、「違うところでの生活が良い」と回答した方が、298人となっています。さらに、これらの方のうち、230人については、サービス利用や支援環境が整うならば、地域生活への移行が可能と支援者も判断しています。

一方で、県内における、障害者支援施設への入所待機者は、平成26年12月時点で416人となっています。また、県議会の平成25年9月定例会月会議においては、「障害者入所施設の拡張（新設）とさらなる質の向上を求めることについて」の請願が提出され、採択されるなど、障害者支援施設の利用に対するニーズは、少なくありません。

また、障害者支援施設入所者等意向調査において、入所待機者の家族等が施設入所を希望する理由として、「将来、家族が不在となった場合に備えて」と回答される方が、最も高く、次いで、「家族の高齢化による介護力の低下」、「本人の障がいが重いため、地域での生活継続が困難」などが高い割合となっています。

この結果から、いわゆる「親亡き後」の、地域における暮らしに対する不安感を抱く家族が多く、また、家族も含めた障がい者への支援体制が、十分に整っていないと考えられます。

こうしたことから、障害福祉サービスをはじめとする地域における支援体制の充実を図ることにより、障がい者を介護する家族の不安の軽減を図るとともに、障がいが重度であっても、地域において、安心して、生活できる体制を整備することにより、地域生活への移行者数 184 人の達成と、平成 25 年度末時点の施設入所者数から 73 人の減少をめざします。

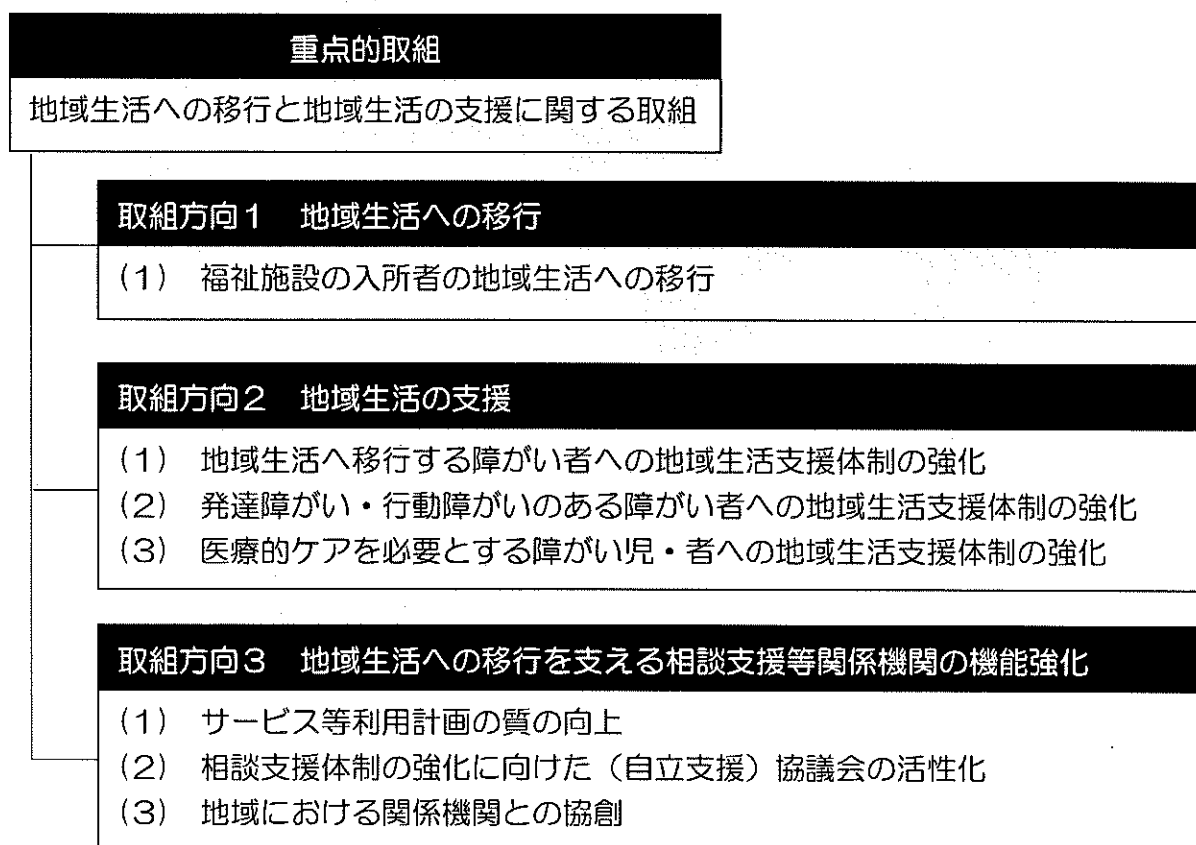
国の基本指針では、平成 25 年度末時点における施設入所者数の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本としています。

(3) 目標達成に向けた施策

福祉施設から地域生活への移行に関する成果目標を達成するため、障がい者の地域生活に向けた意欲を喚起するなど、地域生活への移行に向けた支援、地域で生活できる支援体制の整備および、地域生活への移行を支えるための相談支援の質の向上などに取り組む必要があります。

本プランにおいては、このような「地域生活への移行と地域生活の支援」の課題に重点的に取り組むこととしており、「第2編 重点的取組」-「第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組」において、具体的な取組内容を記載しています。

本項目に掲げる地域生活移行者数などの成果目標を達成するための施策については、「第2編 重点的取組」-「第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組」のうち、以下の項目に掲げる取組となります。



2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神医療における入院医療中心の施策の結果、多くの長期入院患者が存在するとともに、精神障がい者の地域生活を支える医療・福祉等の支援体制が不十分であるなどの状況が生じたため、国において検討が行われ、「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本的方針が定められました。

この方針に基づき、精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値を、次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	数値	備考
平成24年度における入院後3か月時点の退院率	61%	【入院後3か月時点の退院率】 ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3か月以内に退院した者の割合
【目標値】平成29年度における入院後3か月時点の退院率	64%	
平成24年度における入院後1年時点の退院率	88%	【入院後1年時点の退院率】 ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合
【目標値】平成29年度における入院後1年時点の退院率	91%	
平成24年度における長期在院者数（A）	2,959人	【長期在院者数】 入院期間が1年以上である者の数
平成29年度における長期在院者数（B）	2,426人	
【目標値】 長期在院者数の減少率	18%	$(A-B) / A \times 100$

(1) みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成24年度～平成26年度)の実績

数値目標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	(上：目標値) (下：実績値)
平成26年度における1年未満入院者の平均退院率	70.5%	73.3%	76%
平成26年度における高齢長期退院者数	9人	4人	7人
入院中の退院可能精神障がい者の地域移行累計	418人	440人	510人

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標項目として設定した「1年未満入院者の平均退院率」および、「高齢長期退院者数」については、おおむね目標を達成する見込みですが、「入院中の退院可能精神障がい者の地域移行累計」については、目標を達成するのは困難な状況です。

この要因としては、地域における支援体制の変化などが考えられます。

精神障がい者の地域生活への移行については、精神障害者地域移行・地域定着支援事業において、地域移行推進員による入院中の精神障がい者の退院支援、地域体制整備コーディネーターによる関係機関への働きかけなどにより、その促進を図ってきたところです。

しかしながら、精神障害者地域移行・地域定着支援事業における、地域移行推進員による退院支援については、平成24年度の障害者自立支援法の改正にともない、地域相談支援（地域移行支援および地域定着支援）として個別給付化されるとともに、地域体制整備コーディネーターの機能については、平成25年度に基幹相談支援センターに一元化される等、国により支援制度が変更されました。

このような中で、精神障がい者の地域移行に関する役割を担う地域相談支援の実施および、基幹相談支援センターの設置については、体制整備が進まず、地域における支援体制の強化に結びついていない状況となっています。

（2） 目標設定の考え方

国の精神保健福祉施策の基本となる、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）」において、患者の入院期間や病態に応じた退院への取組や医療の提供を行うための機能を確保することとされています。

この方針をふまえ、障害福祉計画における国の基本指針においては、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、「入院後3ヶ月時点の退院率について、平成29年度における目標を64%以上とする」、「入院後1年時点の退院率について、平成29年度における目標を91%以上とする」、「平成29年6月末時点の長期在院者数を、平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減する」こととされています。

入院後3か月時点の退院率および、入院後1年時点の退院率については、本県の現状から、平成24年度の上位5都道府県の平均値以上となるよう設定された国の基本指針における目標値の達成をめざし、必要な医療提供体制を確保するとともに、退院に向けた取組を行います。

また、長期在院者については、入院1年以上の65歳未満の長期入院精神障がい者を対象として、本県が実施した「障害者支援施設入所者等意向調査」において、「将来生活したい場所」として「病院以外での生活がよい」と回答し、かつ、能力障がいと精神症状の状況から、援助を受けながら地域生活が可能な長期入院精神障がい者は、全体の18.3%となっており、県全体の長期入院精神障がい者で、地域生活が可能な人は約540名と推計されます。

この調査に基づく推計値は、国の基本指針において示された目標値の達成に必要な長期在院者の地域生活への移行人数とほぼ同数であることから、これらの長期入院精神障がい者について、退院に向けた支援や地域生活の支援を行うことにより、地域移行が促進していくと考えられるため、「平

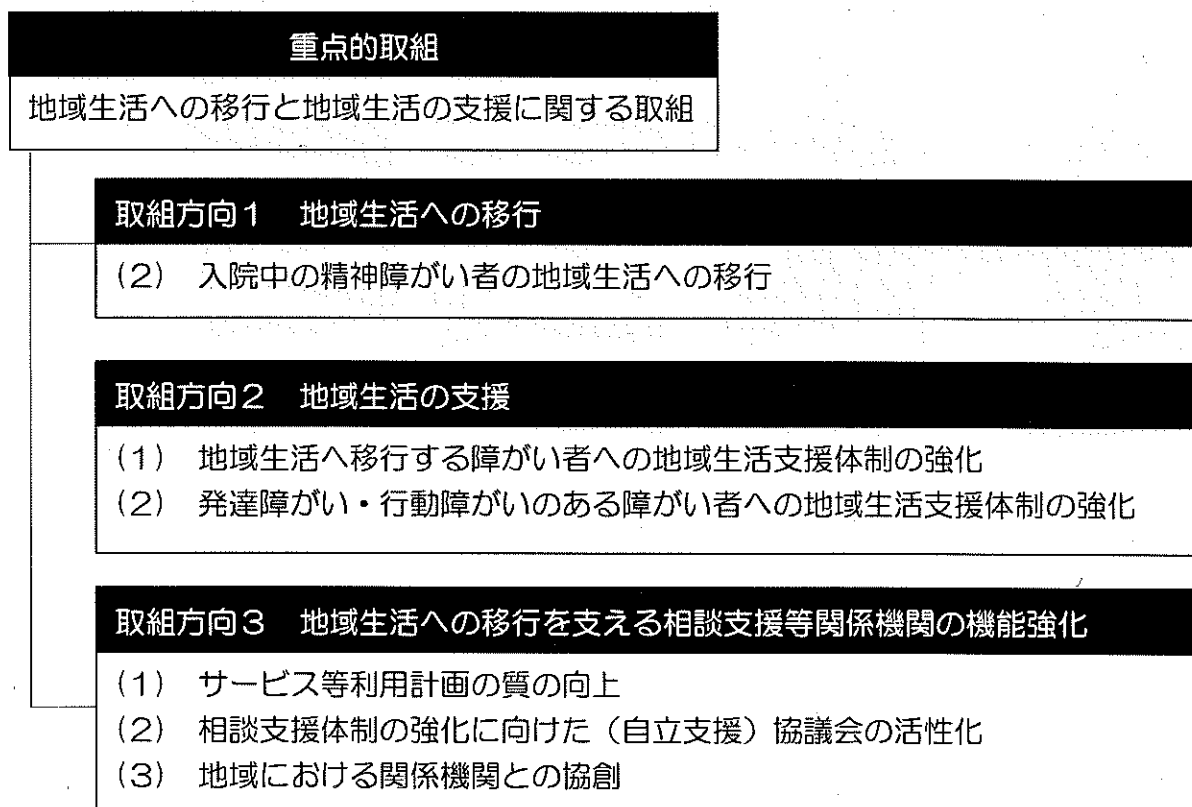
成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を、平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18%以上減少」
することをめざします。

(3) 目標達成に向けた施策

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する成果目標を達成するため、調査結果により明らかになった入院中の精神障がい者の意向および、国の「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」をふまえ、精神科病院、障害福祉サービス事業所、行政などの関係機関が連携し、地域生活への移行に向けた支援および、地域で生活できる支援体制の整備などに取り組む必要があります。

本プランにおいては、このような「地域生活への移行と地域生活の支援」の課題に重点的に取り組むこととしており、「第2編 重点的取組」-「第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組」において、具体的な取組内容を記載しています。

本項目に掲げる長期在院者数の減少率などの成果目標を達成するための施策については、「第2編 重点的取組」-「第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組」のうち、以下の項目に掲げる取組となります。



3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を継続して支援する観点から、地域生活支援拠点等（地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくりの機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制））において、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を行うこととし、平成 29 年度末までにおける地域生活支援拠点等の整備の成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	目標値	備考
平成29年度末までの地域生活支援拠点等の整備数	15か所	
桑名員弁障害保健福祉圏域	1か所	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢志摩障害保健福祉圏域については、障害保健福祉圏域内の各市町で1か所の整備 ・その他の障害保健福祉圏域は、障害保健福祉圏域で1か所の整備
四日市障害保健福祉圏域	1か所	
鈴鹿・亀山障害保健福祉圏域	1か所	
津障害保健福祉圏域	1か所	
松阪多気障害保健福祉圏域	1か所	
伊勢志摩障害保健福祉圏域	7か所	
伊賀障害保健福祉圏域	1か所	
紀北障害保健福祉圏域	1か所	
紀南障害保健福祉圏域	1か所	

(1) 目標設定の考え方

障害保健福祉圏域ごとに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、その地域において、障がい者の地域生活を支えるために必要な地域支援機能や、その機能を有する地域生活支援拠点等の必要数について検討した結果、県内で 15 か所の地域生活支援拠点の整備をめざすこととします。

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村または障害保健福祉圏域で少なくとも1つを整備することを基本とすることとしています。

(2) 目標達成に向けた施策

地域生活支援拠点においては、地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくり等の機能を集約し、障がい者の地域生活の支援を行います。

このような地域生活支援拠点の整備にあたっては、それぞれの地域において、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況等、各地域の個別の状況に応じ、必要とされる機能を整備していく必要があります。

本プランにおいては、障がい者の地域生活の支援の課題に重点的に取り組むこととしており、「第2編 重点的取組」-「第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組」において、具体的な取組内容を記載しています。

本項目に掲げる地域生活支援拠点の整備数の成果目標を達成するため、地域生活支援拠点に関する他の都道府県の先進的な取組事例等の情報発信を行うとともに、「第2編 重点的取組」-「第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組」のうち、以下の項目に掲げる取組を行います。

重点的取組	
地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組	
取組方向2 地域生活の支援	
	(1) 地域生活へ移行する障がい者への地域生活支援体制の強化 (2) 発達障がい・行動障がいのある障がい者への地域生活支援体制の強化 (3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への地域生活支援体制の強化
取組方向3 地域生活への移行を支える相談支援等関係機関の機能強化	
	(1) サービス等利用計画の質の向上 (2) 相談支援体制の強化に向けた（自立支援）協議会の活性化

4 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の就労を促進する観点から、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度に一般就労に移行する者の成果目標等を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	数値	備考
平成24年度における一般就労移行者数	92人	平成24年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人の数 *就労移行等実態調査（厚生労働省）
【目標値】平成29年度における一般就労移行者数	191人 (2倍)	平成29年度において、福祉施設を退所し、一般就労する人の数（県内市町の成果目標の合計）
平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数	148人	*国民健康保険団体連合会データ
【目標値】平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数	313人 (111%増)	就労継続支援B型の利用に係るアセスメントのための利用は、成果目標等には含みません
平成29年度における就労移行支援事業所数（A）	32か所	
平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所数（B）	21か所	【就労移行率】 平成29年4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、平成29年度中に一般就労へ移行した者の割合
【目標値】平成29年度における、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	65.6%	B/A

【当該成果目標に係る「福祉施設」の範囲】

就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【活動指標】

項目	数値	備考
就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	191人	平成29年度における、就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数
公共職業安定所における、チーム支援による福祉施設利用者の支援件数	100件	平成29年度における、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所のチーム支援を受ける件数
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	20人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障がい者委託訓練の受講者
障がい者トライアル雇用事業の開始者数	40人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障がい者トライアル雇用事業の開始者数
職場適応援助者による支援の対象者	60人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援対象者数
障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者	72人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数

(1) みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成24年度～平成26年度)の実績

数値目標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	(上:目標値) (下:実績値)
年間一般就労者数	92人	138人	110人 —
就労移行支援事業の利用者数	163人	148人	302人 —
就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	19.6%	24.3%	12.1% —

福祉施設から一般就労への移行に関する目標項目として設定した年間一般就労者数の実績については、平成25年度において138人、就労継続支援(A型)事業の利用者の割合については、平成25年度において24.3%となっており、平成26年度の目標値を達成しています。

一方、就労移行支援事業の利用者数の実績は、平成25年度末時点で148人となっており、目標を達成するのは、困難な状況です。

この要因としては、就労移行支援事業の標準利用期間が限られていることから、期間内に一般就労への移行が見込まれる障がい者や、利用を希望する障がい者が少ないこと、また、参入する事業者が伸びないことなどが考えられます。

(2) 目標設定の考え方

前期プランにおける、年間一般就労者数の平成 25 年度の実績は、平成 26 年度の目標値を達成していますが、本県の障がい者の民間企業における実雇用率は 1.79%（平成 26 年 6 月 1 日現在）となっており、法定雇用率（2.0%）の早期達成などの課題が残されています。また、さらなる障がい者雇用の推進のため、雇用、教育、福祉などの関係機関が連携し、総合的に就労支援に取り組むとともに、就労に向けた訓練などのサービスを提供する福祉施設から、一般就労への移行を促進する必要があります。

福祉施設から一般就労への移行などの課題に対応するため、県内市町が、障がい者のニーズ、地域の現状および、今後の就労系障害福祉サービス事業所の整備見込みなどをふまえて、設定した目標値の合計として、平成 29 年度における福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 24 年度の 2 倍にあたる 191 人をめざすこととし、就労に向けた支援に取り組めます。また、この目標値を達成するため、平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数を 313 人、平成 29 年度における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を、65.6%とすることをめざします。

さらに、これらの成果目標の達成に向け、「就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数」を活動指標とするとともに、障がい福祉施策と労働施策の双方から重層的に就労支援に取り組むための活動指標として、「公共職業安定所における、チーム支援による福祉施設利用者の支援件数」などを設定することとします。

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所を通じて、平成 29 年度中に一般就労へ移行する者の目標値については、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とすることとしています。また、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が、平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることをめざすこととしています。

(3) 目標達成に向けた施策

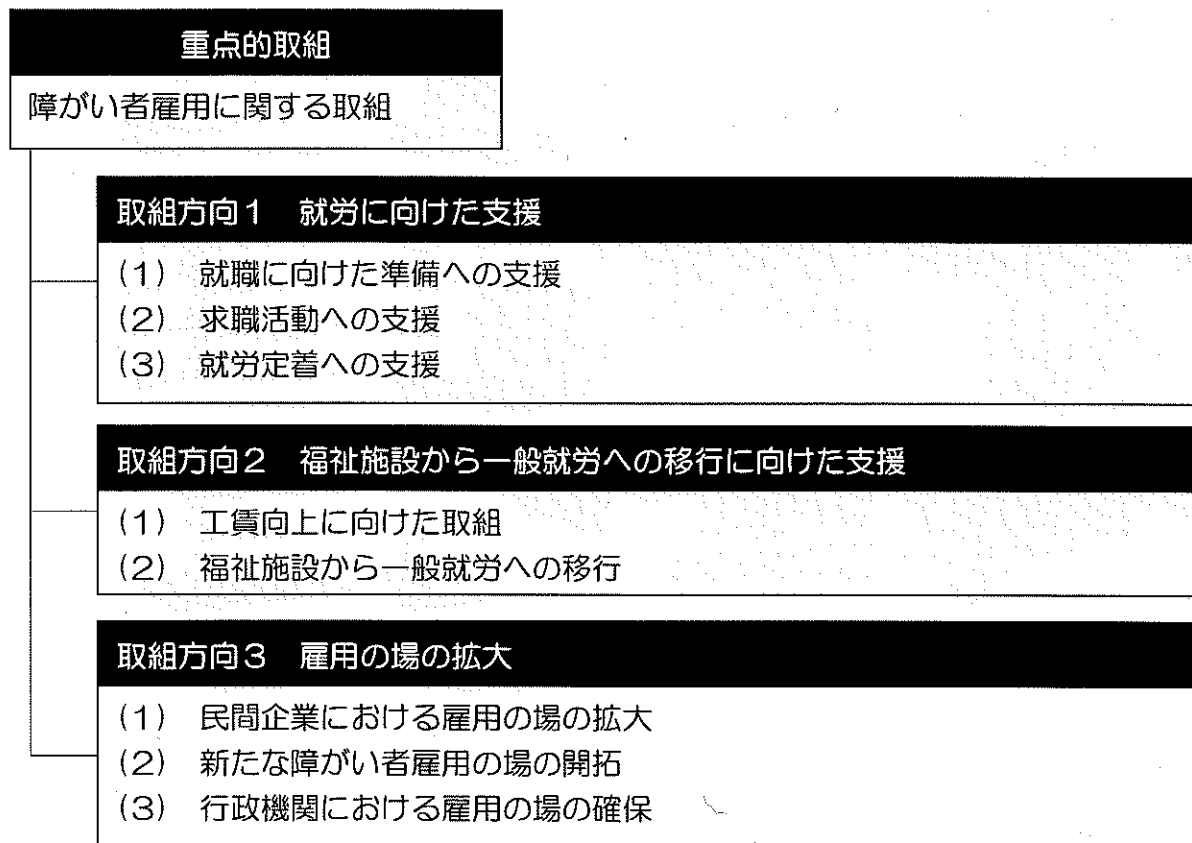
福祉施設から一般就労への移行に関する成果目標を達成するため、就労系障害福祉サービス事業所における機運の醸成、障害者就業・生活支援センターの機能強化など福祉施設から一般就労への移行に向けた支援に取り組む必要があります。

また、福祉施設から一般就労への移行に限らず、離職者や特別支援学校卒業生等への就労に向けた支援、障がい者の適性に応じた職場や職域の拡大など、障がい者雇用全般にわたり、障がい福祉、雇用、教育などの関係機関が連携し、総合的に取り組む必要があります。

さらに、共同受注窓口などによる福祉施設の受注の拡大や、優先調達拡大など、福祉施設における工賃向上に向けた取組を進める必要があります。

本プランにおいては、このような障がい者雇用に関する課題に重点的に取り組むこととしており、「第2編 重点的取組」-「第2章 障がい者雇用に関する取組」において、具体的な取組内容を記載しています。

本項目に掲げる一般就労移行者数の成果目標などを達成するための施策については、「第2編 重点的取組」-「第2章 障がい者雇用に関する取組」に掲げる取組となります。



第2章 障がい者支援のための体制整備

本プランの基本理念である共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援により、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本的な考え方として、障がい者支援の体制整備を図ります。

また、障害福祉サービス等による支援を通じて、第1章で掲げた福祉施設から地域生活への移行等の成果目標を実現できるよう、必要なサービスの提供体制の整備を図ります。

1 障害福祉サービスの体制整備

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

県内のすべての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供される体制の確保を図ります。

また、地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける自立支援や訓練等により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービスや居住系サービスの提供により、障がい者の地域生活を支援するとともに、その支援を強化するため、地域生活支援拠点の整備を図ります。

加えて、就労系障害福祉サービス事業所においては、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、事業所における雇用の場の拡大を図ります。

このような基本的な考え方をふまえ、それぞれの地域における障害福祉サービスをはじめとする地域資源の実情に応じて、障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

(2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

本プランでは、県内すべての市町障害福祉計画の数値を障害保健福祉圏域ごとに集計し、平成27年度から平成29年度までの各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み（以下、「活動指標」という。）を定めます。

なお、参考として、平成27年1月時点の事業所数および平成26年10月のサービス実績（出典 国民健康保険団体連合会データ）を併記します。

活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。（単位の考え方は、「2 相談支援の体制整備」「3 障がい児支援のための体制整備」においても同じです。）

「時間分」…月間のサービス提供時間

「人日分」…「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人分」…月間の利用人数

① 訪問系サービス

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

訪問系サービスについては、障がい者が自ら選ぶ生活の場において、安心して暮らせるよう、訪問系サービスを必要とする人への、地域におけるサービス提供を保障する観点から、平成 29 年度には平成 26 年 10 月実績の約 1.3 倍に相当する活動指標を設定します。

事業所の現状 (平成27年1月1日現在)		サービス量の実績 (平成26年10月分)	
618 か所		45,391 時間	
		2,118 人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
50,054 時間	53,887 時間	59,694 時間	
2,278 人	2,424 人	2,586 人	

居宅介護	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを行うサービス。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に、移動に必要な情報の提供 (代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービス。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動に困難を有する障がい者に危険を回避するための援護、外出時の介護、その他行動する際の援助を行うサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行うサービス。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、障がい者が必要とするサービスを自ら選ぶことができるよう、地域におけるサービス提供を保障する観点から、活動指標を設定します。

なお、活動指標の設定にあたっては、現在の利用者数、障がい者のニーズ、本編第1章の成果目標の達成のために必要となるサービス量、今後のサービス利用者の伸び等を考慮し、サービスごとに設定します。

ア) 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
148 か所		77,829 人日分	
4,131 人		3,844 人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
80,557 人日分	82,756 人日分	85,003 人日分	
4,109 人	4,221 人	4,328 人	

イ) 自立訓練(機能訓練)

病院等を退院した方等で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続、身体機能や生活能力の維持および回復などを必要とする障がい者に、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言を行うサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
1 か所		515 人日分	
29 人		29 人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
959 人日分	999 人日分	1,105 人日分	
48 人	50 人	55 人	

ウ) 自立訓練(生活訓練)

病院を退院した方等で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持や向上などを必要とする障がい者に、入浴、排せつおよび食事等に関する、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言を提供するサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
12 か所		3,296 人日分	
201 人		163 人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
4,060 人日分	4,315 人日分	4,475 人日分	
201 人	213 人	222 人	

エ) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）
20 か所		2,963 人日分
230 人		164 人
平成27年度	平成28年度	平成29年度
4,084 人日分	4,922 人日分	5,966 人日分
216 人	260 人	313 人

オ) 就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な障がい者に、適切な支援により、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）
55 か所		20,607 人日分
1,046 人		1,036 人
平成27年度	平成28年度	平成29年度
21,962 人日分	23,255 人日分	24,534 人日分
1,115 人	1,177 人	1,238 人

カ) 就労継続支援(B型)

企業等に就労することが困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）
177 か所		53,243 人日分
3,481 人		2,878 人
平成27年度	平成28年度	平成29年度
55,361 人日分	58,416 人日分	61,166 人日分
3,005 人	3,167 人	3,321 人

キ) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行うサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）
5 か所		196 人
310 人		
平成27年度	平成28年度	平成29年度
206 人	208 人	209 人

ク) 短期入所(福祉型、医療型)

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を夜間も含め提供するサービス。

(医療型は、病院や介護老人保健施設等において、短期入所を提供するサービス。)

【福祉型】

事業所の現状(平成27年1月1日現在) (上段:事業所数、下段:定員)		サービス量の実績(平成26年10月分)		
63 か所		4,082 人日分		
230 人		701 人		
平成27年度	平成28年度	平成29年度		
4,131 人日分	4,506 人日分	4,904 人日分		
677 人	725 人	778 人		

【医療型】

事業所の現状(平成27年1月1日現在) (上段:事業所数、下段:定員)		サービス量の実績(平成26年10月分)		
6 か所		(【福祉型】に含む)		
10 人				
平成27年度	平成28年度	平成29年度		
297 人日分	325 人日分	376 人日分		
63 人	66 人	71 人		

③ 居住系サービス

ア) 共同生活援助

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、日常生活上の支援および入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスのことをいいます。

共同生活援助については、障がい者の暮らしの場の一つとして、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行、地域生活の継続および障がい者のニーズなどに対応したサービス提供を確保する観点から、平成29年度には、平成26年10月実績の約1.3倍に相当する活動指標を設定します。

事業所の現状(平成27年1月1日現在) (上段:事業所数、下段:定員)		サービス量の実績(平成26年10月分)		
92 か所		1,218 人		
1,355 人				
平成27年度	平成28年度	平成29年度		
1,297 人	1,397 人	1,535 人		

イ) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がい者に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスのことをいいます。

施設入所支援については、地域生活への移行を考慮するとともに、共同生活援助での対応等地域生活が困難な方など、施設入所が真に必要と判断される障がい者のニーズを確保する観点から活動指標を設定します。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
38 か所		1,680 人	
1,763 人			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
1,684 人	1,655 人	1,616 人	

(3) 指定障害福祉サービスに係る見込量（活動指標）確保のための施策

障がい者が必要とする障害福祉サービスを、障がい者が選択した地域において、提供できるよう設定した障害福祉サービスの見込量の確保を図るためには、県と市町が（自立支援）協議会等を通じ、連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた取組を進める必要があります。このため、地域の（自立支援）協議会において、障害福祉サービスに係る活動指標の進捗状況の確認や障害福祉サービスの運営における課題対応など、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立を図るとともに、多様な事業者の参入を促進するなど地域の実情に応じた取組が展開されるよう、運営を支援します。

また、地域（自立支援）協議会などから具体的課題を抽出し、その課題について、県障害者自立支援協議会において対応の検討や評価を行うことにより、取組の水平展開や制度化を図ります。

さらに、サービス提供が可能な事業所が限られている、強度行動障がいや発達障がいのある人に対する障害福祉サービスについては、利用対象者数や制度等の周知により、障害福祉サービスを提供する事業所の拡充を図ります。

加えて、障害保健福祉圏域の活動指標と実績および、地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、障害福祉サービス事業所の施設整備を促進します。

これらの取組などにより、障害福祉サービスの量の確保を図るとともに、障がい者に適切な障害福祉サービスが提供されるよう、事業所等への指導・助言により、サービスの質を確保します。

2 相談支援の体制整備

(1) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保を図るとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成される体制を確保する必要があります。

また、個別のサービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性および一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行う必要があるため、このような質を担保した上で、平成 27 年度以降の利用者数の増加等に応じ、サービス等利用計画を作成する体制を確保する必要があります。

地域移行支援については、障害者支援施設や精神科病院から地域生活に移行する障がい者に、必要なサービスを提供できるよう、地域生活への移行者数に係る成果目標等を勘案し、計画的にサービスの提供体制を確保する必要があります。

さらに、地域生活へ移行した後の定着を図るとともに、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域定着支援に係るサービスの提供体制を充実する必要があります。

このような基本的な考え方および、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置状況等をふまえ、（自立支援）協議会等における地域の相談支援機関の連携のもと、地域の実情に応じ、相談支援の提供体制の確保を図ります。

(2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

① 計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に、サービスの支給決定前等に、障がい者の生活に対する意向をふまえ、総合的な援助の方針やサービスの目的、種類、内容、量等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にモニタリング等を行うサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
108か所		1,021人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
2,033 人	2,267 人	2,441 人	

② 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談およびその他の必要な支援を行うサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
27か所		8人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
55 人	69 人	77 人	

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活している障がい者に、常に連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談およびその他の必要な支援を行うサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
27か所		11人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
55 人	63 人	69 人	

(3) 相談支援に係る見込量（活動指標）確保のための施策

地域相談支援および計画相談支援は、障害福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、障がい者の各種ニーズへの的確な対応が求められるなど、障がい者支援において、基本的かつ重要な役割を担うこととなります。

また、計画相談支援を提供する特定相談支援事業所は、市町において事業所の指定を行うことから、市町との連携を密に、必要な相談支援体制を確保する必要があります。

このようなことから、地域の（自立支援）協議会において、関係機関との有機的な連携を図りながら、相談支援の提供体制を含む障がい者等への支援の体制の整備を図ることができるよう、その運営をします。

特に、障がい者のニーズに応じ、障害福祉サービス等の利用に係る総合的な調整の役割を担う計画相談支援については、その提供体制の確保にとどまらず、質の向上を図る必要があることから、（自立支援）協議会の活性化を通じて、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立を促進します。

さらに、障害者支援施設等からの地域生活への移行を支えるとともに、地域生活を継続する役割を担う地域相談支援については、地域生活への移行や、地域生活支援体制の強化を図るための取組を通じ、利用促進を図ります。

3 障がい児支援のための体制整備

(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容および水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることおよび、同法に基づく教育、保育等の利用状況をふまえ、居宅介護や短期入所等の障がい児が利用できる障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保することが必要です。

また、共生社会の形成を促進する観点から、教育、保育等とも連携を図った上で、障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、途切れのない、効果的な支援を、身近な地域で提供する体制の構築が重要です。

このような基本的な考え方および、それぞれの地域における障害福祉サービスをはじめとする地域資源の実情に応じ、障がい児支援の提供体制の確保を図ります。

(2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

① 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
32 か所		3,910 人日分	
441 人		734 人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
4,927 人日分	5,311 人日分	5,733 人日分	
825 人	880 人	941 人	

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
58 か所		9,382 人日分	
620 人		1,090 人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
10,374 人日分	12,122 人日分	13,680 人日分	
1,329 人	1,502 人	1,670 人	

③ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）
4 か所		32 人日分 19 人
平成27年度	平成28年度	平成29年度
63 人日分	69 人日分	96 人日分
32 人	35 人	40 人

④ 医療型児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする障がい児に、医療的管理のもとで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、理学療法等の機能訓練等を提供するサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在） （上段：事業所数、下段：定員）		サービス量の実績（平成26年10月分）
0 か所 0 人		（①児童発達支援を含む）
平成27年度	平成28年度	平成29年度
24 人日分	44 人日分	84 人日分
3 人	5 人	8 人

⑤ 障害児入所支援

障がい児に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を提供するサービス。

（医療型は、上記に加え、治療を提供するサービス。）

【福祉型児童入所支援】

事業所の現状（平成27年1月1日現在）		サービス量の実績（平成26年10月分）
4か所		123人
平成27年度	平成28年度	平成29年度
123 人	123 人	123 人

【医療型児童入所支援】

事業所の現状（平成27年1月1日現在）		サービス量の実績（平成26年10月分）
5か所		87人
平成27年度	平成28年度	平成29年度
78 人	78 人	78 人

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障がい児に、サービスの支給決定前等に、障がい児の生活に対する意向をひまえ、総合的な援助の方針および、サービスの目的、種類、内容、量等を定めた障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的にモニタリング等を行うサービス。

事業所の現状（平成27年1月1日現在）		サービス量の実績（平成26年10月分）	
67か所		220人	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
429 人	495 人	542 人	

（3）障がい児支援に係る見込量（活動指標）確保のための施策

障がい児への支援については、障がい児の社会参加の在り方および家族支援の充実を念頭に、児童福祉法に基づく障がい児支援のためのサービスに限らず、保育所等の子育て支援施策や教育等を含め、総合的な支援を行う必要があります。

また、障がい児支援サービスについては、事業所等自らが障がい児に対して行う支援に加えて、持っている専門的な知識や経験に基づき、子育て支援施策への後方支援機能が求められています。

さらに、一人ひとりの個性と能力に応じた丁寧な配慮された支援を行うこと、また、そのためには、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供する必要があります。

このような観点から、障害児通所支援、障害児入所施設等の障がい児支援サービスの見込量を確保するため、以下の取組を進めます。

① 児童発達支援センター・障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備

市町や障害保健福祉圏域単位における障がい児支援の中核となる機能の強化を図るため、地域の（自立支援）協議会等において、児童発達支援、障害児相談支援および保育所等訪問支援などの障害児通所支援を総合的に提供する施設の設置に向け、地域の実情に応じた検討を促進します。

また、障害児入所施設においては、障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置することにより、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。平成30年3月の経過措置後の福祉型障害児入所施設のあり方等については、方針を定め、必要な取組を進めます。

さらに、県立小児心療センターあすなる学園において、発達障がい児、情緒障がい児、精神障がい児等、精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象として、入院外来診療を行うとともに、障がいの理解を深める等の不安解消に向けた取組や総合相談窓口での相談対応等、家族支援にも取り組みます。

県立草の実りハビリテーションセンターにおいては、肢体不自由児を対象として、機能回復訓練、日常生活訓練等を行うとともに、小児整形外科、小児リハビリの専門病院として治療、訓練、装具療法等を行うとともに、家族のレスパイトなどを目的とする短期入所事業や重症心身障がい児の児童発達支援事業および重症心身障がい者の生活介護事業を実施します。

加えて、県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなる学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備し（平成 29 年度開院予定）、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行うとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。

② 子育て支援に係る施策との連携

子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、障がい児等療育相談支援事業において、地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。

また、障がい児を受け入れる放課後児童クラブにおいて、障がい児を保育するための指導員を配置する市町の事業を支援することにより、昼間保護者が家にいない障がいのある児童の、放課後における遊びや生活の場を確保します。

さらに、子育てに係る相談窓口となる市町に対して、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。

③ 就学時および卒業時における支援が円滑に移行するための教育委員会との連携

障がいのある子どもたちが、小学校や特別支援学校に就学後、円滑に学校生活をはじめられ、十分な教育や支援が受けられるよう、パーソナルカルテ等を活用した情報の円滑な引継ぎができる体制の整備を支援します。

また、小学校から中学校、中学校から高等学校へと個別の指導計画や個別の教育支援計画等の確実な引継ぎができる体制づくりを進めます。

④ 重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の整備

地域において、医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる体制づくりを進めるため、重度訪問介護、生活介護および短期入所等の障害福祉サービスにおける受入や、日中一時支援や移動支援等の地域生活支援事業の柔軟な運用を促進します。また、訪問看護、介護保険事業所および医療機関など医療的ケアを実施できる地域資源の活用を促進します。

また、医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、障がい福祉、医療、介護、保育、教育等地域における支援機関の連携強化を図ります。

4 地域生活支援事業の実施

(1) 県が実施する地域生活支援事業の実施に関する基本的考え方

地域生活支援事業は、障がい児・者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、実施できる事業です。また、地域生活支援事業は、市町および県において行う事業であり、それぞれ障害者総合支援法において実施しなければならない具体的な事業（以下、「必須事業」という）が規定されていますが、これに限らず、市町および県の判断により、必要な事業を実施することが可能とされています。

このようなことから、県においては、必須事業を中心に、専門的、広域的な対応が必要な事業を実施します。

(2) 実施する事業の内容および各年度における量の見込み

① 専門性の高い相談支援事業

ア) 発達障害者支援センター運営事業

発達障がいのある人またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援および情報提供を総合的に行う拠点として、自閉症・発達障害者支援センターを設置・運営します。

県内2か所の自閉症・発達障害者支援センターにおいて、専門的な相談・支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化のための体制づくりに取り組みます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所

イ) 障害者就業・生活支援センター運営事業

職業生活における自立を図るため、就業およびこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、障害者就業・生活支援センターを、障害保健福祉圏域ごとに設置・運営します。

障害者就業・生活支援センターにおいては、障がい者の適性に応じた就労支援を行うため、就労に向けたアセスメントを充実させるとともに、就労先の開拓や就労定着に向けた支援の促進に取り組みます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所

*利用者が少ないため、指定基準を満たさない紀南障害保健福祉圏域については、同等の機能を持った就業生活支援センターを設置します。

ウ) 高次脳機能障がい支援普及事業

高次脳機能障がい支援普及事業は、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発事業、支援手法等に関する研修等を行い、支援体制の確立を図ることを目的とする事業です。

三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、広域的な専門相談支援を実施するとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化のための体制づくりに取り組みます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所

エ) 障がい児等療育支援事業

地域で暮らす障がい児または発達気になる児童並びに、家族の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するため、障がい児等療育等相談支援を障害保健福祉圏域ごとに運営します。

子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関との連携強化を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解するとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術および基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術および基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受講者総数	40 人	60 人	100 人

イ) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受講者総数	20 人	20 人	40 人

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町域を超える広域的な派遣、複数市町の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

また、市町域または都道府県域を超えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町間では派遣調整ができない場合に、市町相互間の連絡調整事業を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用見込み件数	500 件	500 件	500 件

イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等支援を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用見込み件数	210 件	210 件	210 件

④ 広域的な支援事業

ア) 相談支援体制整備事業

a) 圏域アドバイザー

地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とした圏域アドバイザーを配置します。

障害保健福祉圏域ごとに圏域アドバイザーを配置し、地域のネットワークの構築に向けた調整等を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
配置箇所数	9 箇所	9 箇所	9 箇所

イ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

a) 地域生活支援広域調整会議等事業

障害保健福祉圏域ごとに、(自立支援)協議会精神部会や精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等を設置します。

会議において、長期入院精神障がい者の地域生活への移行状況の情報共有を行うとともに、地域生活への移行における課題や解決策の検討等を行うことにより、精神障がい者の支援体制を整備します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
協議会の開催回数	18 回	18 回	18 回

b) 地域移行・地域生活支援事業

長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するために、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者と、ピアサポーター等との交流の機会を確保するなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実ピアサポーター人数	12 人	15 人	17 人

c) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

大規模災害発生時等の緊急時において、専門的なところのケアに関する対応が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の設置や運営について、関係機関や関係団体と協議を行うことにより、支援体制の整備を進めます。

関係機関との連携を図るための運営委員会を、年2回実施します、

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
運営委員会の開催回数	2 回	2 回	2 回

⑤ サービス・相談支援者・指導者育成事業

ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員・審査会委員に対する研修を実施し、調査員等の養成や資質の向上を図ります。

市町の調査員、審査会委員を対象に、年2回実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	2 回	2 回	2 回
受講者数	60 人	60 人	60 人

イ) 相談支援従事者研修事業

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することおよび、困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ります。

相談支援に従事する従業者に対して、年2回実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	2 回	2 回	2 回
受講者数	250 人	250 人	250 人

ウ) サービス管理責任者研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」および「児童発達支援管理責任者」を養成します。

障害福祉サービス事業所等において、サービス管理を行う従業者に対して、年1回実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	1回	1回	1回
受講者数	320人	320人	320人

エ) 強度行動障害支援者養成研修事業

行動障がいがある人に対して、障害福祉サービス事業所において、適切な支援が行えるよう、専門的な知識と技術を有する支援者を養成します。

サービス管理責任者等を対象に、基礎研修と実践研修を年に1回ずつ実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	2回	2回	2回
受講者数	250人	300人	300人

オ) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員および知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	1回	1回	1回

カ) 精神障害関係従事者養成研修事業

こころの健康センター等において、精神障がい者の地域生活への移行および地域生活の継続に向けた支援体制を確保するため、支援に従事する者を対象とした研修を実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所
受講者数	250人	250人	250人

⑥ その他障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業

ア) 社会参加支援事業

a) 障害者社会参加推進センター運営事業

障がい者等の社会参加を推進する障害者社会参加推進センターを設置、運営し、生活訓練、スポーツ教室等の事業を実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置箇所数	1か所	1か所	1か所

b) 身体障害者補助犬育成事業

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）を必要とする方に対して、補助犬の育成に要する費用を助成し、社会参加を支援します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訓練頭数	1 頭	1 頭	1 頭

c) 奉仕員養成研修事業

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員、代筆・代読奉仕員を養成します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受講者総数	30 人	60 人	90 人

d) 文化芸術活動振興事業

障がい者の芸術・文化活動の活性化を図るため、多様な主体が連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催し、障がい者の自立と積極的な社会参加を推進します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
利用者数	2,100 人	2,200 人	2,300 人

イ) 権利擁護支援

a) 障害者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者または関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者虐待防止専門 家チーム会議の開催	6 回	6 回	6 回

(3) 各事業の見込量（活動指標）確保のための施策

地域生活支援事業については、市町において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、必須事業に限らず、それぞれの市町の判断により実施されているところです。

一方で、総合的に、障がい者への支援を行う上で、地域資源の状況を考慮し、必要と考えられる事業が不足している地域もあります。

このようなことから、県において、専門的、広域的な対応が必要な事業を実施するとともに、市町における事業が適正かつ円滑に実施されるよう市町への支援および、基盤整備に関する広域的な調整等を図ります。

具体的には、必須事業未実施の市町について、それぞれの市町の特徴に配慮した上で、実施に向けた働きかけを行います。

また、地域の（自立支援）協議会において、障害保健福祉圏域に設置した圏域アドバイザーが助言等を行うことにより、基幹相談支援センター等地域の関係機関とのネットワークの構築や広域的な課題解決に向けた体制の整備を図ります。

5 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

第4編第1章1「福祉施設入所者の地域生活への移行」において、地域生活移行者数184人を成果目標とし、地域生活への移行および地域生活の支援に関し、重点的に取り組むこととしています。また、福祉施設入所者数については、現在の入所待機者の状況等をふまえ、73人の減少見込みとし、平成29年度末時点において、1,613人の施設入所支援の利用を見込んでいるところです。

このような、福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る成果目標等については、施設の所在を問わず、県内の市町が支給決定を行う障がい者を対象としています。ここでは、県が指定する県内施設の必要入所定員総数をお示しします。

県が指定する県内施設の必要入所定員総数については、地域生活への移行に関し、障がい者個々の状態に応じ、きめ細かく、中長期的な取組が必要であること、また、現状では予測が困難な障がい者の状況変化への対応などを考慮し、現在の入所定員総数を維持する必要があることから、次のとおり設定します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,763 人	1,763 人	1,763 人

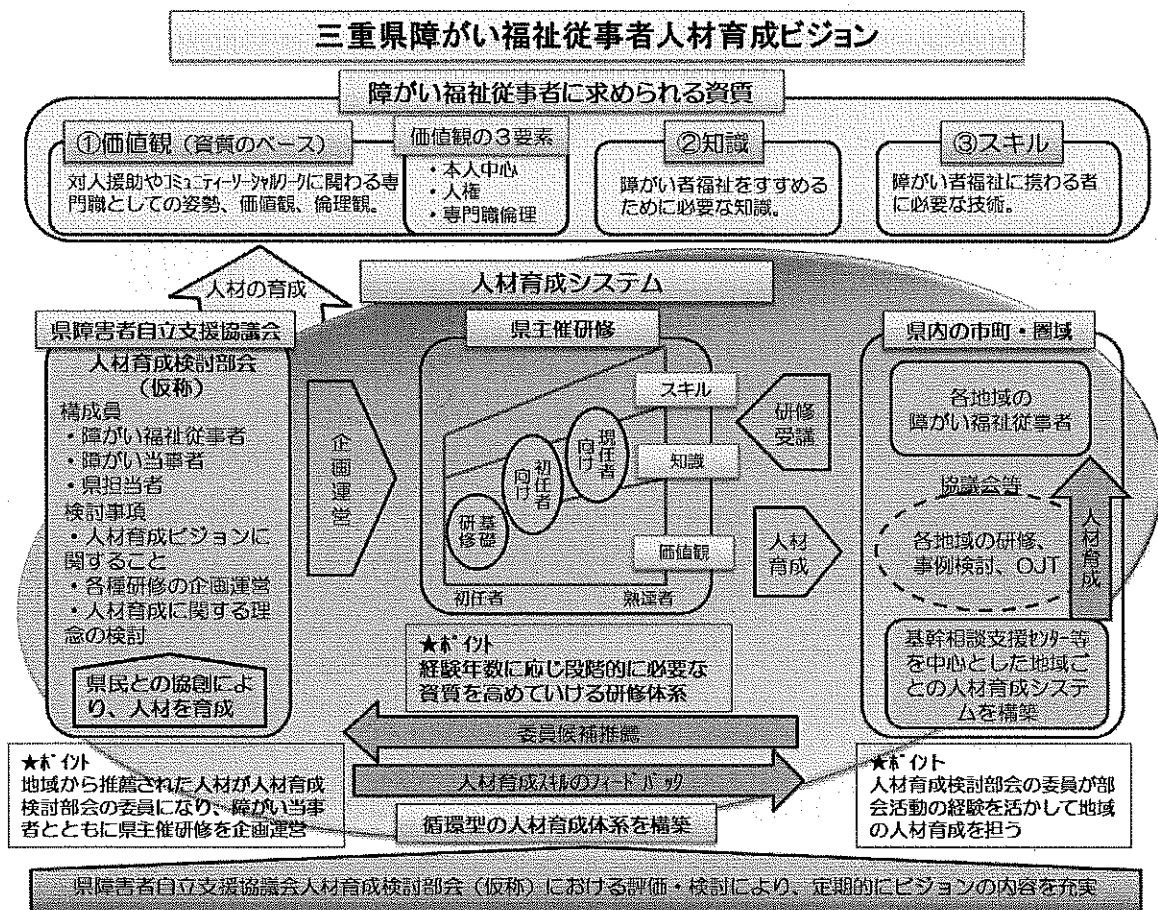
6 サービスの質の向上および人材の資質向上のために講ずる措置

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等および、児童福祉法に基づく障がい児支援のためのサービスの提供にあたっては、障がい者の自立と社会参加の実現を図るとともに、障がい者のニーズに応じたサービスを提供する必要があります。このようなサービスを提供するためには、継続的に、サービスの質や、サービスを提供する人材の資質の向上を図る必要があります。

このようなことから、障がい者の虐待防止などの人権の擁護を図った上で、サービス提供に係る人材の研修および、事業者に対する第三者の評価の実施により、サービスの質やサービスを提供する人材の資質の向上を図ります。

(1) サービス提供に係る人材の研修

サービス提供に係る人材の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を図る人材を育成します。



(2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

福祉サービスの質の向上を図るための「みえ福祉第三者評価」について、全国的な推進組織である全国社会福祉協議会などと連携を図りながら事業運営を行うとともに、福祉事業者等が中・長期的な展望で福祉サービスの質の向上に取り組むことができるよう、意識の醸成を図ります。

(3) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、有識者で構成される専門家チームの活用や関係機関との連携により、市町への支援や事業所への指導を行うとともに、事業所における虐待防止の取組を支援します。

7 関係機関との連携に関する事項

「第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定」に掲げた成果目標を達成するためには、障がい福祉分野の取組に限らず、医療、教育、雇用等の分野を含めた総合的な取組が重要です。

地域生活への移行の成果目標の達成に向けては、地域生活を支える取組として必要となる、発達障がい・行動障がいのある障がい者や医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援において、それぞれの関係機関と連携した取組が必要です。

また、精神障がい者の地域生活への移行の成果目標の達成に向けては、医療機関等と連携した取組が必要です。

さらに、福祉施設から一般就労への移行の成果目標の達成に向けては、教育機関、公共職業安定所をはじめとする関係機関と連携した取組が必要です。

加えて、障がい児への支援においては、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関と連携した取組が必要です。

このようなことから、関係機関による効果的な連携を図るため、関係機関が参加する地域の（自立支援）協議会の運営を支援するとともに、それぞれの課題に応じ、課題解決のために必要な関係機関と連携した総合的な取組を進めます。

【県における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標一覧表】

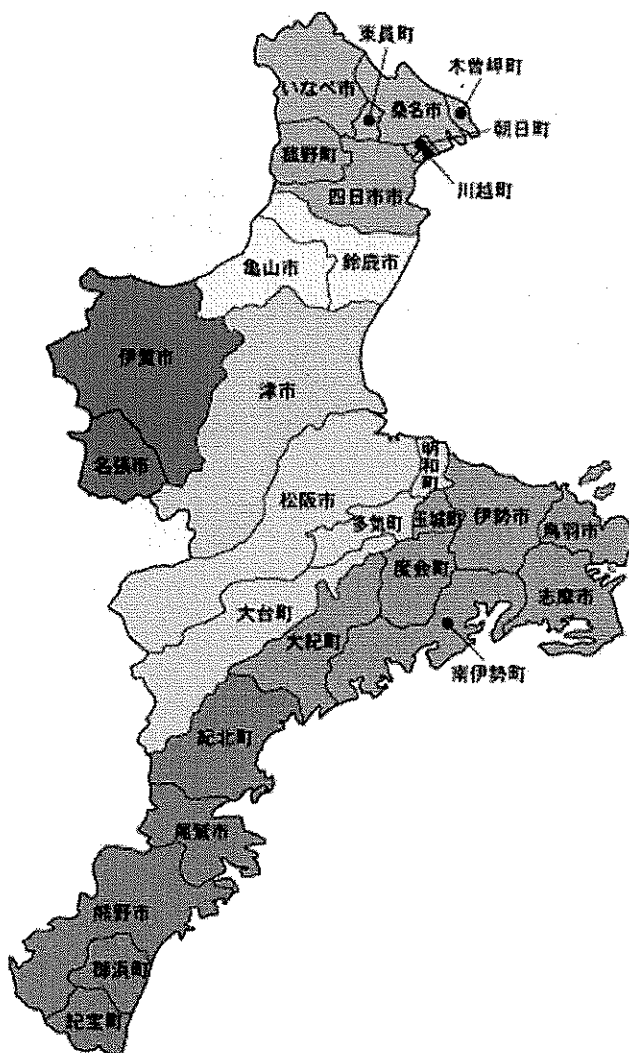
(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 618 か所	45,391 時間	50,054 時間	53,887 時間	59,694 時間
		2,118 人	2,278 人	2,424 人	2,586 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 148 か所	77,829 人日分	80,557 人日分	82,756 人日分	85,003 人日分
	定員 4,131 人	3,844 人	4,109 人	4,221 人	4,328 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 1 か所	515 人日分	959 人日分	999 人日分	1,105 人日分
	定員 29 人	29 人	48 人	50 人	55 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 12 か所	3,296 人日分	4,060 人日分	4,315 人日分	4,475 人日分
	定員 201 人	163 人	201 人	213 人	222 人
就労移行支援	事業所数 20 か所	2,963 人日分	4,084 人日分	4,922 人日分	5,966 人日分
	定員 230 人	164 人	216 人	260 人	313 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 55 か所	20,607 人日分	21,962 人日分	23,255 人日分	24,534 人日分
	定員 1,046 人	1,036 人	1,115 人	1,177 人	1,238 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 177 か所	53,243 人日分	55,361 人日分	58,416 人日分	61,166 人日分
	定員 3,481 人	2,878 人	3,005 人	3,167 人	3,321 人
療養介護	事業所数 5 か所	196 人	206 人	208 人	209 人
	定員 310 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 63 か所	4,082 人日分	4,131 人日分	4,506 人日分	4,904 人日分
	定員 230 人		677 人	725 人	778 人
短期入所 (医療型)	事業所数 6 か所	701 人	297 人日分	325 人日分	376 人日分
	定員 10 人		63 人	66 人	71 人
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 92 か所	1,218 人	1,297 人	1,397 人	1,535 人
	定員 1,355 人				
施設入所支援	事業所数 38 か所	1,680 人	1,684 人	1,655 人	1,616 人
	定員 1,763 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 108 か所	1,021 人	2,033 人	2,267 人	2,441 人
地域移行支援	事業所数 27 か所	8 人	55 人	69 人	77 人
地域定着支援	事業所数 27 か所	11 人	55 人	63 人	69 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 32 か所	3,910 人日分	4,927 人日分	5,311 人日分	5,733 人日分
	定員 441 人	734 人	825 人	880 人	941 人
放課後等デイサービス	事業所数 58 か所	9,382 人日分	10,374 人日分	12,122 人日分	13,680 人日分
	定員 620 人	1,090 人	1,329 人	1,502 人	1,670 人
保育所等訪問支援	事業所数 4 か所	32 人日分	63 人日分	69 人日分	96 人日分
		19 人	32 人	35 人	40 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	人日分	24 人日分	44 人日分	84 人日分
	定員 0 人	人	3 人	5 人	8 人
福祉型障害児入所支援	事業所数 4 か所	123 人	123 人	123 人	123 人
医療型障害児入所支援	事業所数 5 か所	87 人	78 人	78 人	78 人
障害児相談支援	事業所数 67 か所	220 人	429 人	495 人	542 人

第3章 障害保健福祉圏域別計画

■サービス量（活動指標）の見込みを定める単位となる区域の設定

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援および児童福祉法に基づく障がい児支援のためのサービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、障がい児・者の生活圏、地理的条件等を勘案し、県内を9つの区域に分けた障害保健福祉圏域と同一の区域とします。



障害保健福祉圏域	市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菟野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、志摩市、鳥羽市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	伊賀市、名張市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

1 桑名員弁障害保健福祉圏域プラン

(1) 桑名員弁障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
- 障害保健福祉圏域人口：218,091人（県全体に占める割合 12.0%）
- 面積：395 km²（県全体に占める割合 6.83%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	7,474人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	1,300人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	1,394人

(3) 障害保健福祉圏域における平成29年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	22人
	減少見込	9人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	1か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	19人
就労移行支援事業の利用者数	29人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	75%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 51 か所	3,854 時間	4,752 時間	5,152 時間	6,167 時間
		210 人	249 人	277 人	309 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 13 か所	8,136 人日分	7,773 人日分	7,977 人日分	8,181 人日分
	定員 289 人	401 人	420 人	434 人	448 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	25 人日分	62 人日分	80 人日分	121 人日分
	定員 0 人	2 人	4 人	5 人	7 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 1 か所	380 人日分	425 人日分	484 人日分	543 人日分
	定員 20 人	25 人	29 人	33 人	37 人
就労移行支援	事業所数 1 か所	152 人日分	336 人日分	408 人日分	520 人日分
	定員 20 人	9 人	19 人	23 人	29 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 9 か所	2,717 人日分	3,164 人日分	3,629 人日分	4,120 人日分
	定員 160 人	144 人	167 人	188 人	210 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 27 か所	5,037 人日分	5,815 人日分	6,171 人日分	6,551 人日分
	定員 492 人	279 人	324 人	347 人	371 人
療養介護	事業所数 0 か所	17 人	20 人	20 人	20 人
	定員 0 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 8 か所	505 人日分	613 人日分	671 人日分	748 人日分
	定員 34 人		103 人	106 人	113 人
短期入所 (医療型)	事業所数 0 か所	92 人	32 人日分	34 人日分	44 人日分
	定員 0 人		5 人	6 人	8 人
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 12 か所	143 人	158 人	174 人	211 人
	定員 129 人				
施設入所支援	事業所数 1 か所	163 人	164 人	160 人	155 人
	定員 40 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 8 か所	131 人	156 人	167 人	177 人
地域移行支援	事業所数 1 か所	0 人	7 人	8 人	10 人
地域定着支援	事業所数 1 か所	3 人	6 人	7 人	9 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 1 か所	36 人日分	874 人日分	1,027 人日分	1,195 人日分
	定員 30 人	8 人	60 人	70 人	82 人
放課後等デイサービス	事業所数 5 か所	1372 人日分	1,504 人日分	1,876 人日分	2,351 人日分
	定員 50 人	148 人	183 人	207 人	230 人
保育所等訪問支援	事業所数 0 か所	0 人日分	4 人日分	8 人日分	32 人日分
		0 人	2 人	4 人	7 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	人日分	20 人日分	40 人日分	80 人日分
	定員 0 人	人	2 人	4 人	7 人
障害児相談支援	事業所数 7 か所	13 人	23 人	27 人	29 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- 親の高齢化が進み、親亡き後の生活の場としてのグループホームが必要です。また、日中の活動の場として想定される生活介護事業所を確保する必要があります。
- 福祉施設職員や福祉施設入所者が地域生活をイメージできるよう、啓発が必要です。また、長期間にわたり福祉施設に入所、精神科病院に入院している障がい者には、地域生活に対する不安を解消する必要があります。
- 地域移行支援、地域定着支援が利用されるよう、福祉施設や精神科病院等への周知が必要です。

【今後の取組】

- 障害者支援施設入所中の本人や保護者の意向を把握し、地域で暮らすために必要な体制を検討します。
- 障害保健福祉圏域で開催している入所調整会議において、入所待機者の現状を把握し、入所待機者リストの情報を更新します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【課題】

- 障がい児・者の地域生活支援を推進するため、さまざまな地域資源を調整するコーディネーターが求められています。
- 地域生活する障がい児・者や入所待機者には、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、グループホームの障害福祉サービスが必要とされていることから、障害保健福祉圏域において、障害福祉サービスを調整しながら、地域生活支援拠点等の整備を行う必要があります。

【今後の取組】

- 障がい種別により障害福祉サービス事業所の受入が困難な場合があることから、障害保健福祉圏域単位で必要とされる障害福祉サービスの機能を検討するとともに、その機能を分担し、障害福祉サービス事業所等のネットワークによる、「面的整備型」の地域生活支援拠点について検討を進めます。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- 今後、就労移行支援事業所において、就労継続支援を利用する際のアセスメントを実施する必要があり、就労移行支援事業所のニーズが増大することが想定されることから、現在、障害保健福祉圏域内で不足している就労移行支援事業所の設置促進が必要です。
- 一般企業へ就労後の、職場定着に向けた支援の仕組みづくりが課題です。

【今後の取組】

- 障害保健福祉圏域で設置している（自立支援）協議会の専門部会である就労支援部会「おら・わーく」において、工賃アップに向けての取組、事業所内での課題共有、求職者と企業のマッチング、就労後の定着支援という4本柱をテーマに、運営を行います。また、障害福祉サービス事業所との情報共有を図り、就労を希望している本人と企業とのマッチングに関する支援を行うとともに事業所の意識改革を図ります。
- 就労移行支援事業所の開設に向けての課題を明らかにするとともに、2市2町の運営会議において、情報の共有や開設に向けての検討を行います。

④ 相談支援の提供体制

【課題】

- 各市町における指定特定相談支援事業所の開設に向けた取組などにより、2市1町において事業所が開設されましたが、さらなる相談支援の提供体制の充実が必要です。

【今後の取組】

- 障害保健福祉圏域における（自立支援）協議会の相談支援部会において、今後、開設を検討している法人や事業所の積極的な参加を促し、障害保健福祉圏域の指定特定相談支援事業所等の増加に向けた検討を行います。

2 四日市障害保健福祉圏域プラン

(1) 四日市障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：四日市市、菰野町、朝日町、川越町
- 障害保健福祉圏域人口：371,319人（県全体に占める割合 20.4%）
- 面積：327 km²（県全体に占める割合 5.66%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	12,909人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	2,423人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	1,995人

(3) 障害保健福祉圏域における平成29年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	33人
	減少見込	14人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	1か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	59人
就労移行支援事業の利用者数	73人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 81 か所	6,471 時間	7,538 時間	7,701 時間	8,156 時間
		316 人	333 人	346 人	359 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 24 か所	13,718 人日分	15,761 人日分	15,998 人日分	16,314 人日分
	定員 886 人	679 人	790 人	802 人	818 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	105 人日分	130 人日分	130 人日分	160 人日分
	定員 0 人	5 人	5 人	5 人	6 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 1 か所	316 人日分	518 人日分	538 人日分	558 人日分
	定員 20 人	18 人	22 人	23 人	24 人
就労移行支援	事業所数 4 か所	784 人日分	910 人日分	1,110 人日分	1,410 人日分
	定員 60 人	48 人	48 人	58 人	73 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 14 か所	5,612 人日分	6,100 人日分	6,320 人日分	6,540 人日分
	定員 260 人	282 人	305 人	316 人	327 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 21 か所	7,561 人日分	7,330 人日分	7,577 人日分	7,844 人日分
	定員 431 人	392 人	411 人	425 人	440 人
療養介護	事業所数 0 か所	23 人	26 人	27 人	27 人
	定員 0 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 8 か所	688 人日分	650 人日分	751 人日分	858 人日分
	定員 39 人		140 人	151 人	164 人
短期入所 (医療型)	事業所数 1 か所	140 人	39 人日分	44 人日分	49 人日分
	定員 人		9 人	10 人	10 人
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 11 か所	208 人	227 人	240 人	259 人
	定員 311 人				
施設入所支援	事業所数 7 か所	273 人	265 人	261 人	255 人
	定員 417 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 14 か所	152 人	347 人	361 人	374 人
地域移行支援	事業所数 3 か所	1 人	4 人	6 人	7 人
地域定着支援	事業所数 3 か所	3 人	4 人	4 人	4 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 3 か所	1,144 人日分	1,221 人日分	1,255 人日分	1,297 人日分
	定員 80 人	163 人	177 人	183 人	190 人
放課後等デイサービス	事業所数 11 か所	1,990 人日分	2,670 人日分	3,263 人日分	3,606 人日分
	定員 120 人	220 人	299 人	334 人	369 人
保育所等訪問支援	事業所数 1 か所	4 人日分	11 人日分	12 人日分	13 人日分
		4 人	6 人	7 人	8 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	人日分	4 人日分	4 人日分	4 人日分
	定員 0 人	人	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	事業所数 6 か所	35 人	45 人	51 人	57 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- 精神科病院入院者に対しては、精神障害者地域移行会議を発足したところですが、施設入所者についても地域生活への移行を進めていく仕組みづくりが必要です。
- 地域の障害福祉サービス（居宅介護、生活介護、短期入所等）の充実が必要です。特に重度障がい者の受入ができる事業所を増やすことが重要です。また、自宅に地域移行できない場合に重要となるグループホームの整備が必要です。
- 施設入所者のニーズ把握が不足しているため、定期的な施設訪問やサービス等利用計画のモニタリングの際に、ニーズの把握を行う必要があります。

【今後の取組】

- まず、グループホームで日常生活の訓練を行った上で、在宅で生活ができるような仕組みづくりを図ります。
- 居宅介護や短期入所等の、居宅での生活を支援するためのサービスを充実するため、事業所に対し、設置に向けた働きかけを行います。また、重度障がい者に対応できるグループホーム（外部委託型等）の整備を進めます
- 計画相談部会において、施設入所者のニーズを集約し、地域生活への移行の希望者数を把握します。
- 施設入所者の地域生活への移行を適切に把握するため、行政と事業所間において地域生活への移行に対する意識を共有します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【課題】

- 地域移行を考えていく上で、地域住民が「障がいの有無に関わらずみんな同じ地域住民である」といった風土を育む地域づくりが必要です。
- 常に空床を確保し、緊急時の受入に対応可能な短期入所機能と、利用者が障害福祉サービス事業所に慣れるための日中一時支援の機能をあわせもつ障害福祉サービス事業所の整備が必要です。
- 重度身体障がいのある施設入所者が地域生活に移行するためには、自立生活体験室等を利用することにより、地域生活のイメージが描けることが必要です。
- 夜間や緊急時等に対応できる地域定着支援を充実させていくことで、地域生活への移行をより推進する必要があります。
- 夜間等の時間帯に勤務できる人材の確保に努める必要があります。

【今後の取組】

- 障害福祉関係機関の情報共有や連携をさらに強化するために、障害保健福祉圏域内の事業所間のネットワークにより機能を分担する「面的整備型」の地域生活支援拠点を検討します。
- 具体的事例の対応により、課題を明確にし、抽出された課題に対する対策について、障害保健福祉圏域の（自立支援）協議会において、検討します。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- 就労移行支援、就労継続支援の利用者における、一般就労に対するニーズを把握する必要があります。
- 計画相談部会において、一般就労に対するニーズを集約するとともに、計画的に一般就労へつなげる仕組みづくりを検討する必要があります。

【今後の取組】

- サービス等利用計画作成時に、就労系障害福祉サービス利用者の一般就労に対するニーズを把握します。
- 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所から一般就労につながる仕組みを構築します。
- 就労継続支援事業所から一般就労へつながるケースが少ないため、就労継続支援事業所に対する一般就労移行への研修会を開催します。
- （自立支援）協議会の就労部会において、障がい者を雇用する一般企業を対象とした、障がい者についての理解を促進するための研修会を開催します。
- 就労継続支援A型事業所連絡会において、事例検討を行うとともに、一般就労へステップアップする仕組みづくりを構築します。
- （自立支援）協議会において、就労継続支援A型の障害福祉サービスとしてのあり方を、事業所とともに検討します。
- 障害保健福祉圏域として、現在ある障害福祉サービス事業所に対して、就労系障害福祉サービスの開設に向けた働きかけを行います。

④ 途切れのない支援

【課題】

- 障害児入所施設の加齢児について、関係機関が連携し、施設の方向性を協議し、それぞれの処遇方針に沿う支援を行う必要があります。

【今後の取組】

- 障害児入所施設における加齢児の障害福祉サービスへの移行および、障害者支援施設における高齢者の介護保険施設への移行について、円滑に移行できるよう関係機関と協議します。
- 特別支援学校における課題や進路希望を集約するとともに、障がい福祉分野との情報共有を図るためのネットワークづくりについて、関係機関と協議します。

3 鈴鹿・亀山障害保健福祉圏域プラン

(1) 鈴鹿・亀山障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：鈴鹿市、亀山市
- 障害保健福祉圏域人口：247,697人（県全体に占める割合 13.6%）
- 面積：386 km²（県全体に占める割合 6.67%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	9,167人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	1,561人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	1,144人

(3) 障害保健福祉圏域における平成29年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	24人
	減少見込	9人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	1か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	24人
就労移行支援事業の利用者数	48人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	60%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 63 か所	4,840 時間	5,562 時間	5,856 時間	6,839 時間
		242 人	260 人	275 人	292 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 17 か所	9,414 人日分	9,634 人日分	10,067 人日分	10,728 人日分
	定員 450 人	472 人	506 人	526 人	547 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	62 人日分	141 人日分	141 人日分	141 人日分
	定員 0 人	4 人	7 人	7 人	7 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 2 か所	336 人日分	369 人日分	369 人日分	369 人日分
	定員 58 人	16 人	23 人	23 人	23 人
就労移行支援	事業所数 2 か所	462 人日分	746 人日分	841 人日分	936 人日分
	定員 16 人	24 人	38 人	43 人	48 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 11 か所	4,274 人日分	4,099 人日分	4,230 人日分	4,360 人日分
	定員 236 人	219 人	217 人	224 人	231 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 17 か所	5,788 人日分	5,772 人日分	6,104 人日分	6,354 人日分
	定員 369 人	309 人	323 人	340 人	358 人
療養介護	事業所数 2 か所	30 人	28 人	28 人	28 人
	定員 220 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 5 か所	466 人日分	378 人日分	400 人日分	422 人日分
	定員 20 人		74 人	78 人	82 人
短期入所 (医療型)	事業所数 1 か所	96 人	75 人日分	96 人日分	123 人日分
	定員 1 人		11 人	12 人	13 人
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 8 か所	104 人	120 人	134 人	148 人
	定員 92 人				
施設入所支援	事業所数 4 か所	167 人	186 人	183 人	180 人
	定員 150 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 12 か所	110 人	172 人	208 人	244 人
地域移行支援	事業所数 4 か所	2 人	6 人	7 人	8 人
地域定着支援	事業所数 4 か所	2 人	6 人	7 人	8 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 3 か所	620 人日分	540 人日分	560 人日分	580 人日分
	定員 45 人	155 人	145 人	149 人	153 人
放課後等デイサービス	事業所数 9 か所	1,172 人日分	1,134 人日分	1,340 人日分	1,512 人日分
	定員 80 人	129 人	133 人	150 人	169 人
保育所等訪問支援	事業所数 1 か所	2 人日分	2 人日分	2 人日分	2 人日分
		2 人	2 人	2 人	2 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数 8 か所	22 人	44 人	65 人	72 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- 地域移行支援、地域定着支援をはじめとするさまざまな障害福祉サービスの活用により、地域移行につなげていく必要があります。
- 障害者支援施設に入所している障がい者や保護者に対して、地域生活のイメージが描けるよう、支援する必要があります。

【今後の取組】

- 本人の意向を確認し、地域生活への移行を進めるため、指定一般相談支援事業所の充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援を活用した流れや手順を確立します。
- 相談支援専門員、施設の担当者、サービス管理責任者等に対して、地域生活への移行に関する意識を啓発するための研修を行います。
- 地域生活を支援するために必要なヘルパーの資質の向上を図る研修を行います。
- 入所待機者の保護者等に対して、障がい者本人の意思を尊重して、地域で支える、地域で生活することの大切さを共有できる場を作ります。
- 入所施設や指定特定相談支援事業所等の関係者により、優先的に地域生活へ移行する人の支援等を検討する退所調整会議を試行的に開催します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【課題】

- 障がい児・者一人ひとりに支援ができるよう、地域との協働により、地域生活力を推進するための機関を設置し、地域生活力の向上に向けた支援体制の構築を図る必要があります。
- 地域における協働の取組を広げるため、相談支援専門員、入所施設職員およびサービス管理責任者等に対して、地域生活支援に必要なスキルを習得する機会を確保する必要があります。
- 地域生活への移行を希望する施設入所者に対して、説明会の実施や障害福祉サービスの利用体験の場の確保が必要です。
- 地域住民に対して、地域生活への移行に関する理解促進を図る必要があります。
- 医療的ケアが必要な方が利用できる重度訪問介護や、強度行動障がいのある方に対応できる日中活動系の障害福祉サービス事業所を拡充する必要があります。

【今後の取組】

- 重度訪問介護やグループホームの拡充を図ります。
- 必要に応じて、地域住民を対象とした研修会や説明会を開催します。
- 強度行動障がいに対応できる人材の育成を図ります。

- 障害保健福祉圏域において、グループホームの設置による居住支援機能および、コーディネーターの配置による障害福祉サービス等の社会資源をネットワークでつなぎ、地域支援機能を有する地域生活支援拠点について、市町や障害福祉関係機関の役割を整理し、機能を分担する「面的整備型」としての設置に向けて、検討を行います。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- 福祉施設から一般就労への移行に向けて、就労系障害福祉サービス事業所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携した取組が必要です。
- 就労移行支援事業所が少なく、就労移行率も低い状況となっているため、一般就労への移行に向けた取組を強化する必要があります。

【今後の取組】

- 企業および障がい者がお互いを知る機会を提供します。
- 障害保健福祉圏域の(自立支援)協議会就労部会で構築した事業所間のネットワークを活用し、一般企業との連携を図ります。
- 就労移行支援事業所の充実を図るため、事業所への働きかけを行います。
- 就労系障害福祉サービス事業所の職員を対象に、事業所の本来の目的である「自立」や「一般就労に向けた訓練の場」であるという意識の向上を図るための研修を行います。

④ 相談支援の提供体制

【課題】

- 相談内容が複雑化しているため、「社会参加」、「自立生活」、「就労生活」の支援を重層的に組み合わせながら、支援していく必要があります。

【今後の取組】

- 専門的な相談支援により、障がい種別や各種ニーズに対応するとともに、地域の相談機関との連携を強化し、重層的な相談体制の充実を図ります。
- 権利擁護・虐待防止について、市と連携して、積極的に介入できる体制を構築します。
- (自立支援)協議会を活用し、指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所の質の向上および、連携やサポート体制の充実を図ります。

⑤ 障がい者虐待の防止

【課題】

- 虐待対応について、障害保健福祉圏域の各関係機関が連携して、対応できる体制づくりを進める必要があります。

【今後の取組】

- 虐待に対して、迅速に介入するため、地域の支援に係るあらゆる機関との連携の強化を図ります。
- 権利擁護に関する関係機関と定期的な情報交換を行います。
- 身近な支援者である居宅介護事業所、福祉施設事業所職員のスキルアップや虐待に対する意識の向上のための研修を行います。
- （自立支援）協議会を通じて、事例を共有し、虐待対応のスキルアップを図ります。

4 津障害保健福祉圏域プラン

(1) 津障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：津市
- 障害保健福祉圏域人口：280,647人（県全体に占める割合 15.4%）
- 面積：711 km²（県全体に占める割合 12.3%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	11,369人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	1,875人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	1,682人

(3) 障害保健福祉圏域における平成29年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	33人
	減少見込	8人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	1か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	21人
就労移行支援事業の利用者数	49人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み
(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 105 か所	10,104 時間	10,240 時間	11,125 時間	12,010 時間
		368 人	349 人	371 人	393 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 27 か所	12,292 人日分	11,689 人日分	11,785 人日分	11,880 人日分
	定員 782 人	617 人	612 人	617 人	622 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 1 か所	205 人日分	174 人日分	174 人日分	174 人日分
	定員 29 人	12 人	9 人	9 人	9 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 3 か所	444 人日分	488 人日分	488 人日分	488 人日分
	定員 30 人	20 人	24 人	24 人	24 人
就労移行支援	事業所数 3 か所	561 人日分	528 人日分	710 人日分	892 人日分
	定員 46 人	29 人	29 人	39 人	49 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 7 か所	2,814 人日分	2,592 人日分	2,592 人日分	2,592 人日分
	定員 150 人	138 人	133 人	133 人	133 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 28 か所	8,479 人日分	8,502 人日分	8,968 人日分	9,433 人日分
	定員 489 人	441 人	475 人	501 人	527 人
療養介護	事業所数 1 か所	45 人	44 人	44 人	44 人
	定員 50 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 12 か所	556 人日分	550 人日分	563 人日分	576 人日分
	定員 30 人		78 人	80 人	82 人
短期入所 (医療型)	事業所数 2 か所	95 人	31 人日分	31 人日分	31 人日分
	定員 人		10 人	10 人	10 人
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 25 か所	200 人	205 人	217 人	229 人
	定員 259 人				
施設入所支援	事業所数 10 か所	287 人	275 人	271 人	267 人
	定員 466 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 25 か所	154 人	416 人	458 人	500 人
地域移行支援	事業所数 5 か所	0 人	12 人	12 人	12 人
地域定着支援	事業所数 5 か所	0 人	23 人	23 人	23 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 11 か所	493 人日分	410 人日分	431 人日分	451 人日分
	定員 95 人	111 人	100 人	105 人	110 人
放課後等デイサービス	事業所数 13 か所	1,580 人日分	1,442 人日分	1,722 人日分	2,002 人日分
	定員 125 人	191 人	206 人	246 人	286 人
保育所等訪問支援	事業所数 0 か所	0 人日分	8 人日分	8 人日分	8 人日分
		0 人	2 人	2 人	2 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数 12 か所	49 人	105 人	123 人	141 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- 施設入所者がどこで誰とどのように暮らしたいかのニーズを把握する必要があります。
- 入所施設および支援機関が、地域生活への移行について、具体的にどのように取り組んでいくかの指針が必要です。
- 1人ひとりに合った生活の場や、地域生活を支えるための社会資源を拡充する必要があります。
- 施設入所者が抱く地域生活への不安感を解消する必要があります。

【今後の取組】

- 支援者が地域生活への移行の視点を共有し、サービス等利用計画の作成等の機会を通じ、施設入所者およびその家族の地域生活への移行に関する意思を確認します。
- モデルケースを通じた取組の拡充を図るとともに、その取組を通じて地域生活への移行に係る課題を抽出します。
- 積極的な地域生活への移行の取組が進むよう、マニュアルやガイドラインの作成を進めます。
- 地域生活に必要な社会資源を拡充する取組を推進します。
- 地域移行支援、地域定着支援の拡充を促進します。
- 施設入所者が、施設退所後の地域生活をイメージできるよう、体験的に利用できる社会資源の拡充を推進します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【課題】

- 地域生活を支える障害福祉サービスを効果的に利用できるよう、基幹型相談支援センターの整備と指定特定相談支援事業の拡充を含めた相談支援体制の整備を図る必要があります。

【今後の取組】

- 地域生活への移行のモデルケースの取組を通じて、地域生活のための必要な障害福祉サービス等の社会資源の把握や拡充に向けた取組を推進します。
- 地域生活支援機能をさらに強化するため、地域における訪問系サービスに、居住系サービスを加えた地域生活支援拠点づくりの支援を進めます。また、重度の障がい者にサービス提供が可能な日中活動系サービスの充実や地域生活支援拠点との連携について検討します。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- 障がい者や企業がお互いを知るための機会および、実習や体験をする機会を確保する必要があります。

- 関係機関が、就労支援に関する具体的な取組についての役割分担を明確にし、連携を強化する必要があります。
- 関係機関が、就労移行に関する意識を高めるための取組を行う必要があります。

【今後の取組】

- 関係機関と連携し、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の利用者と企業のマッチングの機会を創出します。
- 関係機関と連携し、一般就労への移行をめざす障がい者と企業等がお互いを知る機会として、職場体験や実習先の開拓を進めます。
- 関係機関と連携し、企業見学会や就労準備支援等、障がい者に具体的に一般就労をイメージできる機会を創出します。
- 障害福祉サービス事業所の支援にとどまらないよう、関係機関の役割について整理し、それぞれの強みを活かした連携体制を構築します。
- 就労移行支援事業所の役割を明確にし、目標数値の設定を求め、達成度を検証します。
- 指定特定相談支援事業所等への研修により、一般就労への移行をめざす支援のあり方に関する啓発を行います。

5 松阪多気障害保健福祉圏域プラン

(1) 松阪多気障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：松阪市、多気町、明和町、大台町
- 障害保健福祉圏域人口：213,429人（県全体に占める割合 11.7%）
- 面積：1,131 km²（県全体に占める割合 19.57%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	8,743人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	1,430人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	1,103人

(3) 障害保健福祉圏域における平成29年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	27人
	減少見込	10人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	1か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	14人
就労移行支援事業の利用者数	9人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 104 か所	10,014 時間	10,779 時間	12,081 時間	13,563 時間
		324 人	398 人	435 人	478 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 24 か所	10,333 人日分	10,279 人日分	10,554 人日分	10,909 人日分
	定員 614 人	487 人	519 人	533 人	551 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	77 人日分	224 人日分	224 人日分	224 人日分
	定員 0 人	4 人	12 人	12 人	12 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 2 か所	403 人日分	620 人日分	660 人日分	680 人日分
	定員 32 人	20 人	31 人	33 人	34 人
就労移行支援	事業所数 2 か所	109 人日分	140 人日分	140 人日分	180 人日分
	定員 12 人	8 人	7 人	7 人	9 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 6 か所	2,022 人日分	2,142 人日分	2,325 人日分	2,529 人日分
	定員 95 人	98 人	106 人	115 人	125 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 23 か所	6,213 人日分	6,840 人日分	7,152 人日分	7,479 人日分
	定員 402 人	356 人	356 人	372 人	389 人
療養介護	事業所数 2 か所	31 人	32 人	33 人	34 人
	定員 40 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 9 か所	454 人日分	419 人日分	451 人日分	494 人日分
	定員 28 人				
短期入所 (医療型)	事業所数 1 か所	71 人	57 人日分	57 人日分	61 人日分
	定員 10 人				
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 13 か所	160 人	170 人	183 人	202 人
	定員 167 人				
施設入所支援	事業所数 5 か所	226 人	225 人	220 人	215 人
	定員 205 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 13 か所	116 人	321 人	367 人	386 人
地域移行支援	事業所数 2 か所	0 人	6 人	13 人	13 人
地域定着支援	事業所数 2 か所	2 人	5 人	7 人	7 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 5 か所	621 人日分	728 人日分	827 人日分	940 人日分
	定員 70 人	121 人	155 人	175 人	199 人
放課後等デイサービス	事業所数 6 か所	791 人日分	879 人日分	975 人日分	1,053 人日分
	定員 70 人	102 人	157 人	176 人	190 人
保育所等訪問支援	事業所数 0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数 12 か所	46 人	90 人	97 人	100 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- グループホームや重度訪問介護などの障害福祉サービスの充実や、相談支援および緊急対応できる体制の充実等地域の受け皿を整備する必要があります。
- 障害者支援施設と連携し、地域移行に向けた個別支援計画や地域における支援計画の作成に取り組む必要があります。
- 地域生活支援のサービス調整、地域生活のきめ細かなモニタリングなどができるように相談支援体制の強化を図る必要があります。

【今後の取組】

- 介護保険事業所等に対する障害福祉サービス事業への参入の促進等により、重度訪問介護、行動援護、共同生活援助等のサービスへ移行する障がい者を、地域で支える基盤の充実を図ります。
- 指定特定相談支援事業所の拡充と相談員の確保に努めるとともに、事業所等と連携しながらサービス等利用計画の充実を図ります。
- サービス等利用計画、地域定着支援、地域移行支援等の相談支援体制の充実について検討します。
- 指定特定相談支援事業所や指定一般相談支援事業所の相談員を対象とした研修や検討会を実施し、相談支援の質の向上を図ります。
- (自立支援)協議会等において、入所施設から地域生活への移行が可能となった事例に関する支援方法の共有化を図ることなどにより、地域生活への移行の推進を図ります。
- 重度障がい者に対する支援が可能な人材育成のための研修の実施について、検討を行います。

② 地域生活支援拠点等の整備

【課題】

- 地域定着に必要な24時間365日対応できる相談支援やサポート体制が必要です。
- 地域生活を体験できる場の確保が必要です。
- 障がいの特性やニーズに応じたサービスが提供できる体制が必要です。
- 介護者の疾病等による緊急時の受入体制の調整機能が必要です。

【今後の取組】

- 指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら、地域移行や地域定着に取り組み、24時間の連絡調整、サポート体制ができる地域生活支援拠点の設置について検討します。
- 各市町の相談支援において、グループホームの体験利用等一人暮らしの体験の場の活用を促進します。
- 障害保健福祉圏域において、緊急時の受入先の調整を図る体制の整備について検討します。

- 障害保健福祉圏域において、ヘルパー等の障害福祉サービス従事者が、幅広い専門性や総合的な支援ができるよう研修体系を構築し、人材育成を図ります。
- 障害保健福祉圏域の（自立支援）協議会等において、障害保健福祉圏域の既存の障害福祉サービスを活用して、機能を分担する「面的整備型」の地域生活支援拠点について検討します。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- 個別支援計画に基づく支援の推進とともに、生活全体を支えるトータルプランの作成とそれに基づくサービス提供者等のチーム支援の推進を図り、生活、職場両面での継続的なモニタリングや支援が必要です。
- 関係者が個々の障がい者の適性を見極めるとともに、一般就労後のジョブコーチ等によるモニタリングや支援の継続、職場への障がい理解の啓発支援が必要です。
- 今後、特別支援学校卒業生や福祉施設からの一般就労が見込まれる中で、障害保健福祉圏域における就労移行支援事業所の設置促進を図る必要があります。

【今後の取組】

- 一般就労した障がい者への相談支援や一般企業への助言等、支援の充実を図ります。
- 特別支援学校等の関係機関と連携し、障害保健福祉圏域で一般企業を訪問するなど、企業の障がい者雇用への理解を促進します。
- 障がい者就業・生活支援センターによる、一般就労した障がい者の定期的な現況把握を強化します。
- 一般就労へ移行が可能になったケース等の事例について、その支援方法について情報共有する等、障害保健福祉圏域の協議会等において、一般就労について議論する機会の拡充を図ります。
- 地域障がい福祉サービス事業所連絡協議会等で、就労継続支援B型事業所から一般就労に移行した事例やできなかった事例について、各事業所から報告を受け、その支援方法について、検討、確認するなど、事業所間の情報共有を図ります。
- 就労系障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、ハローワーク等が参加する行政関係機関連絡会議や障害者雇用支援関係機関連絡会議等において、障がい者雇用情報や雇用事例を共有し、松阪公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等との連携強化を図ります。
- 就労継続支援事業所の活用や充実および、就労継続支援や就労移行支援から一般就労へステップアップできる体制づくりを検討します。

④ 相談支援の提供体制

【課題】

- 施設入所者のサービス等利用計画やモニタリングなど、地域生活への移行に向けた相談支援体制づくりの取組が必要です。
- 相談件数の増加や困難ケースの相談があるため、各関係相談支援事業所の協力体制の強化や役割分担の整理を行う必要があります。

【今後の取組】

- 障がい者就業・生活支援センター、療育相談、指定特定相談支援事業所および、各市町の相談センターの協力や連携体制の強化を図ります。
- きめ細かなニーズの把握、ニーズに応じたサービス等利用計画の作成および、モニタリングの質の向上を図るため、研修等により相談員の資質の向上を図ります。また、困難事例ケースの検討会を実施するとともに、スーパーバイズを受けることができる体制を整備します。
- 相談員を確保するため、障害保健福祉圏域内の法人等に指定特定相談支援事業所への参入を働きかけます。

⑤ 障がい者虐待の防止

【課題】

- 虐待対応のためのスキルの向上および、関係機関の連携強化を図る必要があります。

【今後の取組】

- 市町間において、ケース対応事例や虐待対応の課題を共有するとともに、課題の解決に向けた検討を行います。

6 伊勢志摩障害保健福祉圏域プラン

(1) 伊勢志摩障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
- 障害保健福祉圏域人口：244,265人（県全体に占める割合 13.4%）
- 面積：1,145 km²（県全体に占める割合 19.88%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	11,954人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	1,682人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	1,170人

(3) 障害保健福祉圏域における平成29年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	22人
	減少見込	10人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	7か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	21人
就労移行支援事業の利用者数	51人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	57%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 101 か所	4,337 時間	4,406 時間	4,569 時間	5,168 時間
		283 人	297 人	308 人	327 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 17 か所	11,586 人日分	11,633 人日分	12,076 人日分	12,433 人日分
	定員 492 人	579 人	602 人	625 人	644 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	41 人日分	99 人日分	99 人日分	134 人日分
	定員 0 人	2 人	5 人	5 人	7 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 2 か所	965 人日分	1,042 人日分	1,134 人日分	1,169 人日分
	定員 30 人	43 人	44 人	48 人	50 人
就労移行支援	事業所数 4 か所	437 人日分	600 人日分	745 人日分	893 人日分
	定員 38 人	23 人	36 人	44 人	51 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 3 か所	1,541 人日分	1,733 人日分	1,773 人日分	1,773 人日分
	定員 50 人	74 人	87 人	89 人	89 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 31 か所	11,306 人日分	10,755 人日分	11,221 人日分	11,659 人日分
	定員 714 人	627 人	629 人	654 人	679 人
療養介護	事業所数 0 か所	25 人	28 人	28 人	28 人
	定員 0 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 9 か所	510 人日分	537 人日分	608 人日分	676 人日分
	定員 29 人		97 人	110 人	121 人
短期入所 (医療型)	事業所数 0 か所	85 人	34 人日分	34 人日分	34 人日分
	定員 0 人		12 人	12 人	12 人
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 8 か所	155 人	164 人	182 人	203 人
	定員 144 人				
施設入所支援	事業所数 4 か所	302 人	306 人	300 人	293 人
	定員 240 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 15 か所	146 人	357 人	426 人	466 人
地域移行支援	事業所数 6 か所	0 人	5 人	8 人	11 人
地域定着支援	事業所数 6 か所	1 人	5 人	7 人	9 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 4 か所	407 人日分	421 人日分	430 人日分	446 人日分
	定員 55 人	107 人	102 人	105 人	108 人
放課後等デイサービス	事業所数 6 か所	838 人日分	840 人日分	919 人日分	994 人日分
	定員 75 人	164 人	191 人	217 人	241 人
保育所等訪問支援	事業所数 0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数 10 か所	13 人	84 人	93 人	102 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- 障がい者が望む地域生活の確認を進め、家族および支援者と地域生活への移行という意識を共有する必要があります。
- 地域生活への移行が進むよう、指定一般相談支援事業所を確保するとともに、指定一般相談支援事業所が活動するための環境を市町が主体的に整備する必要があります。
- 地域生活を支えるサービス、特に重度の障がい者を受け入れる居宅介護等（重度訪問介護・行動援護）、生活介護、短期入所事業所を確保する必要があります。

【今後の取組】

- 入所調整会議を発展的に改良し、市町が実施した意識調査やニーズ調査の結果から障害保健福祉圏域としての課題を抽出するとともに、入所待機者等について特定相談支援を通じて、地域生活の継続や可能性を検討します。
- 地域移行支援・地域定着支援事業所の活動を支援し、推進するために、モデルケースを通じて関係機関との連携のあり方や、実践的な課題を協議するための部会を組織します。
- 地域で障がい者が生活するために必要なサービスを把握し、足りないサービスの確保に向けて施設、病院、介護保険事業所等の協力が得られるよう連絡会を開催します。
- 不足する介護人材の確保や育成および、資質の向上のため、事業所を支える仕組みづくりや研修会の実施について検討します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【課題】

- 市町の地域生活支援拠点整備構想の検討と同時に、障害保健福祉圏域の課題も検討し、把握する必要があります。

【今後の取組】

- 地域生活支援拠点の整備に関する標準的イメージの共有化を図るとともに、既存の社会資源の役割分担の確認および、不足している社会資源の確保に関する展望や方策などについて検討を行います。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- 障がい者の就労支援について、関係機関がお互いの強みや課題に関する共通理解を図った上で、連携する必要があります。
- 一般就労への移行が進むよう、就労に関する相談体制をわかりやすく整理し、関係機関が連携して着実に支援が続けられる体制づくりが求められています。

- 障害保健福祉圏域内では就労継続支援B型事業所は充足していますが、障がい者の就労に関するアセスメントを適切に行い、一般就労も視野に入れた支援を行うためには、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所を確保する必要があります。
- 一般就労につながる企業が少なく、多様な働き方を模索する必要があります。

【今後の取組】

- 障がい者の雇用に積極的な企業、ハローワーク、県雇用対策課、県就業・生活支援センター、市町（委託）相談支援事業所、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、特別支援学校等から構成する就労支援のための部会を組織します。
- 就労支援のための部会において、就業・生活支援センターが中心となり、相互理解と情報共有を進めるとともに、就労に関する相談に対して、各機関の役割分担や引継の方法等について、わかりやすいマニュアル等を作成します。
- 市町で確保が難しいとされる就労移行支援事業所について、その確保や利用に関する広域調整を運営部会で検討します。あわせて、市町の第1次産業の6次産業化のしかけなどの情報を共有し、地域での多様な働き方の機会の拡大に向け、連携を強化します。

④ 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

【課題】

- 医療的ケアが必要な重度心身障がい児・者等を受け入れる短期入所や生活介護事業所を障がい者の身近な地域で確保する必要があります。

【今後の取組】

- 地域生活への移行を進める部会において、生活介護事業所の広域利用調整の仕組みづくりや病院、老健、特養、通所介護、高齢者短期入所事業所などへの働きかけ等を行い、障がい者が身近な地域で生活できるような協力体制について検討します。

⑤ 相談支援体制の充実

【課題】

- 障がい者の多様なニーズや課題に対応するため、地域の相談支援の質の向上を図り、各地域の相談支援体制が充実、活性化していく必要があります。
- さまざまなノウハウの蓄積や、専門的、専属的に対応できる人材を確保する必要があります。

【今後の取組】

- 相談支援部会において、相談支援事業所間の連携を図り、さらに事例検討会等を開催することにより、地域の相談支援事業所における相互のスーパーバイズが可能になるような体制を構築します。
- 相談支援部会において、メンタルヘルス研修等を開催することで、地域で相談支援従事者が孤立しないよう、人材育成を行います。

7 伊賀障害保健福祉圏域プラン

(1) 伊賀障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：伊賀市、名張市
- 障害保健福祉圏域人口：171,538人（県全体に占める割合 9.4%）
- 面積：688 km²（県全体に占める割合 11.91%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	8,102人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	1,332人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	1,141人

(3) 障害保健福祉圏域における平成29年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	13人
	減少見込	7人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	1か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	26人
就労移行支援事業の利用者数	45人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	75%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 63 か所	4,154 時間	4,105 時間	4,386 時間	4,675 時間
		263 人	250 人	260 人	269 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 18 か所	7,846 人日分	8,592 人日分	8,870 人日分	8,994 人日分
	定員 410 人	384 人	405 人	417 人	424 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	0 人日分	85 人日分	85 人日分	85 人日分
	定員 0 人	0 人	4 人	4 人	4 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 1 か所	223 人日分	310 人日分	310 人日分	310 人日分
	定員 11 人	11 人	15 人	15 人	15 人
就労移行支援	事業所数 4 か所	458 人日分	670 人日分	814 人日分	937 人日分
	定員 38 人	23 人	32 人	39 人	45 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 4 か所	940 人日分	1,340 人日分	1,528 人日分	1,718 人日分
	定員 70 人	49 人	64 人	73 人	82 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 24 か所	6,345 人日分	7,780 人日分	8,504 人日分	8,996 人日分
	定員 469 人	355 人	368 人	402 人	425 人
療養介護	事業所数 0 か所	15 人	16 人	16 人	16 人
	定員 0 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 9 か所	700 人日分	729 人日分	785 人日分	841 人日分
	定員 40 人		98 人	105 人	112 人
短期入所 (医療型)	事業所数 1 か所	99 人	24 人日分	24 人日分	24 人日分
	定員 人		3 人	3 人	3 人
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 11 か所	169 人	170 人	180 人	190 人
	定員 201 人				
施設入所支援	事業所数 4 か所	144 人	144 人	142 人	137 人
	定員 155 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 10 か所	143 人	179 人	189 人	199 人
地域移行支援	事業所数 3 か所	4 人	11 人	11 人	11 人
地域定着支援	事業所数 3 か所	0 人	3 人	3 人	3 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 3 か所	207 人日分	275 人日分	305 人日分	330 人日分
	定員 36 人	51 人	55 人	61 人	66 人
放課後等デイサービス	事業所数 5 か所	1,242 人日分	1,120 人日分	1,240 人日分	1,360 人日分
	定員 70 人	105 人	112 人	124 人	136 人
保育所等訪問支援	事業所数 1 か所	26 人日分	36 人日分	38 人日分	40 人日分
		13 人	18 人	19 人	20 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数 4 か所	38 人	28 人	30 人	32 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- 障がい者が望む地域生活を確認するとともに、地域生活に必要なさまざまな情報を提供する仕組みと本人のエンパワメントを高める取組が求められています。
- 施設入所者の地域生活への移行に関する意向を確認するための機会を確保する必要があります。
- 入所施設職員をはじめとする支援者が、障がい者のできることを考える等意識改革をする必要があります。
- 重度の障がい者が利用できる住まいの場の確保が求められています。

【今後の取組】

- 施設入所者への情報提供のため、地域の社会資源見学会を開催するとともに、施設入所者の家族への理解を求めます。
- 特定相談支援事業所が、入所者の方に対して、年1回のモニタリング時に現状確認と今後の生活への希望の聞き取りを行います。
- 障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員等が参加するワーキンググループを立ち上げ、障がい者の地域における生活を考えることにより、意識の醸成を図ります。
- 現在の入所者から、モデルケースとして、地域生活への移行に取り組むとともに、地域における課題等を抽出します。また、モデルケース等を通して、地域生活への移行のためのガイドラインを作成します。
- 入所調整会議において、入所施設職員の参画を働きかけるとともに、入所待機者の地域生活の可能性を検討します。
- 地域で生活するために必要な地域支援等を考える機会を設け、幅広い支援者が参画できるよう調整等を行います。

② 地域生活支援拠点等の整備

【課題】

- 地域移行支援を行う指定一般相談支援事業所が不足しています。また、指定特定相談支援事業所でサービス等利用計画を作成した入所者の意向を、指定一般相談支援事業所につなげる必要があります。
- 24時間の相談支援体制がなく、緊急時の受入について、各相談支援事業所が入所施設に空き状況の確認を行っているため、コーディネートする機能が必要です。
- 障がい児・者の相談機能を、高齢者の地域包括ケアシステムに取り入れていく可能性について検討する必要があります。

【今後の取組】

- 地域生活支援の推進のため、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備の検討を行い、地域生活支援拠点を設置します。
- 各市における地域生活支援拠点の機能と地域包括ケアシステムの機能の連携に関する検討状況を視野に、障害保健福祉圏域における地域生活支援拠点のあり方を検討します。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- 就労系障害福祉サービス事業所に対して、利用者を一般就労につなげていくという意識を啓発する必要があります。
- 障がい者を雇用する企業を増やす必要があります。
- 就労継続支援事業B型の利用に係る就労移行支援事業所におけるアセスメントの必須化および、さらなる就労の推進のため、就労移行支援事業所の拡充を図る必要があります。

【今後の取組】

- 障害保健福祉圏域の就労部会の就労系福祉サービスWGにおいて、就労系障害福祉サービス事業所に対して、取組等の情報共有を行うことにより、就労系障害福祉サービス事業所の意識改革等を進めます。
- 特定相談支援事業所が行う年1回のモニタリング時に、現状確認と本人の就労意欲の聞き取りを行います。
- 企業に対して、企業訪問や研修会を開催することにより、障がい者雇用の啓発を行います。
- 個々の就労系障害福祉サービスの機能を活用し、利用者を一般就労へつなげていく体制を構築します。

④ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【課題】

- 地域生活への移行を促進するため、地域住民の精神障がいに対する理解を深める必要があります。
- ピアサポーターとの協働により、病院や地域に対する啓発活動等を進めていく必要があります。

【今後の取組】

- ピアサポーターによる講演会等を通じて、地域住民に対して精神障がいについての理解の啓発を行います。また、地域の民生委員と精神障がい者との交流会を開催し、精神障がいについての理解を深めます。
- 入院中の精神障がい者を対象に、地域で利用できる社会資源の見学会を行います。
- 入院中の精神障がい者の地域生活への移行が、着実に進むよう、指定一般相談支援事業所の確保を図ります。

8 紀北障害保健福祉圏域プラン

(1) 紀北障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：尾鷲市、紀北町
- 障害保健福祉圏域人口：35,367人（県全体に占める割合 2.3%）
- 面積：450 km²（県全体に占める割合 7.79%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	2,155人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	309人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	175人

(3) 障害保健福祉圏域における平成29年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	5人
	減少見込	2人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	1か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	4人
就労移行支援事業の利用者数	6人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訪問系サービス						
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数	14 か所	827 時間	1,372 時間	1,673 時間	1,724 時間
			63 人	80 人	87 人	91 人
日中活動系サービス						
生活介護	事業所数	4 か所	2,228 人日分	2,586 人日分	2,681 人日分	2,776 人日分
	定員	96 人	116 人	123 人	128 人	133 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	0 か所	0 人日分	44 人日分	66 人日分	66 人日分
	定員	0 人	0 人	2 人	3 人	3 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	0 か所	165 人日分	222 人日分	222 人日分	248 人日分
	定員	0 人	7 人	9 人	9 人	10 人
就労移行支援	事業所数	0 か所	0 人日分	132 人日分	132 人日分	132 人日分
	定員	0 人	0 人	6 人	6 人	6 人
就労継続支援 (A型)	事業所数	1 か所	545 人日分	638 人日分	682 人日分	704 人日分
	定員	25 人	25 人	29 人	31 人	32 人
就労継続支援 (B型)	事業所数	3 か所	950 人日分	1,034 人日分	1,122 人日分	1,210 人日分
	定員	40 人	46 人	47 人	51 人	55 人
療養介護	事業所数	0 か所	4 人	5 人	5 人	5 人
	定員	0 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数	1 か所	86 人日分	113 人日分	135 人日分	147 人日分
	定員	4 人		16 人	19 人	21 人
短期入所 (医療型)	事業所数	0 か所	12 人	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人		0 人	0 人	0 人
居住系サービス						
共同生活援助	事業所数	1 か所	35 人	37 人	41 人	45 人
	定員	9 人				
施設入所支援	事業所数	1 か所	50 人	51 人	51 人	49 人
	定員	30 人				
相談支援						
計画相談支援	事業所数	2 か所	44 人	38 人	42 人	46 人
地域移行支援	事業所数	2 か所	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	事業所数	2 か所	0 人	1 人	3 人	3 人
障がい児支援のためのサービス						
児童発達支援	事業所数	1 か所	0 人日分	80 人日分	80 人日分	80 人日分
	定員	10 人	0 人	10 人	10 人	10 人
放課後等デイサービス	事業所数	1 か所	68 人日分	400 人日分	400 人日分	400 人日分
	定員	10 人	7 人	20 人	20 人	20 人
保育所等訪問支援	事業所数	0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
			0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童発達支援	事業所数	0 か所	人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人	人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数	2 か所	3 人	4 人	4 人	4 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- 地域生活への移行を視野に入れた上での適切なアセスメント等、支援者側の視点の見直しが必要です。
- 地域における生活を支援するため、住む場所と日中活動の場の確保が必要です。また、地域移行支援、地域定着支援の利用を進める必要があります。

【今後の取組】

- 支援者側の視点の見直しのため、入所希望者に対して、入所の必要性を再度アセスメントするとともに、入所調整会議のあり方を検討します。
- 地域生活の視点を考慮し、サービス等利用計画を作成するとともに、計画相談やモニタリングの際に、地域生活への移行についての意向を継続的に確認していきます。
- 親が高齢になる前から、生活訓練を提供する障害福祉サービスを利用し、地域で生活できる能力を身につける支援を行うなど、長期的な視点による支援を行います。
- 利用者の意向に応じた地域生活が可能となるよう、協議会等を活用し、グループホームや重度訪問介護等の障害福祉サービスの拡充について検討します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【今後の取組】

- コーディネーターの役割を備えた地域支援機能を有する地域生活支援拠点としてのグループホームの設立の推進に努める一方で、既存の障害福祉サービスで機能を分担する「面的整備型」の地域生活支援拠点について検討します。
- 障がい者やその家族のグループホームへの理解を促進するため、研修などを開催するとともに、グループホームの利用等に関する意識調査を行います。
- 緊急時の受入に対応するため、介護保険施設の基準該当としての利用の可能性について検討します。
- グループホームの不足から、地域生活への移行先が自宅や賃貸住宅になることが想定されるため、訪問系サービスと地域移行支援が併用できる仕組みづくりに努めます。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- (自立支援)協議会の就労部会において、就労移行支援事業所の設置を検討する必要があります。
- 一般就労への移行後、障害福祉サービスを利用しなくなるため、就労を継続できる支援が必要です。

【今後の取組】

- 就労関係機関等代表者による紀北地域の就労に関する検討会議を定例的に開催します。
- 就労移行支援事業所の設置に向けた検討を行うとともに、就労移行支援事業所を障害保健福祉圏域で支援できる仕組みを構築します。
- 一般就労の定着支援のため、医療機関との連携を図るとともに、ジョブコーチやジョブサポーターを育成します。また、就労後の継続的な支援のための仕組みを構築します。
- 就労系障害福祉サービス事業所の利用者が一般就労へステップアップできるよう、サービス等利用計画作成の際に一般就労に向けた意向の確認を行います。
- 社会的事業所が今後も安定して運営できるよう、継続的な支援を行います。
- 就労に向けた実習先を開拓します。

④ 相談支援の提供体制

【課題】

- 障がいがあっても、障害福祉サービスを利用していない方については、サービス等利用計画の作成等を通じた状況把握ができないことから、状況を把握する必要があります。

【今後の取組】

- 市町と指定一般・特定相談支援事業所が連携し、障害福祉サービスを利用していない障がい者の状況を把握するとともに、必要な支援を行います。また、明らかになった地域の課題を整理し、（自立支援）協議会で検討します。

9 紀南障害保健福祉圏域プラン

(1) 紀南障害保健福祉圏域の現状

- 障害保健福祉圏域構成市町：熊野市、御浜町、紀宝町
- 障害保健福祉圏域人口：38,138人（県全体に占める割合 2.1%）
- 面積：542 km²（県全体に占める割合 9.37%）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（平成26年4月1日現在）	2,137人
療育手帳所持者（平成26年4月1日現在）	336人
精神障害者保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在）	196人

(3) 障害保健福祉圏域における平成 29 年度の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

成果目標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	5人
	減少見込	4人

② 地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標

成果目標	目標値
地域生活支援拠点の数	1か所

③ 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

成果目標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	3人
就労移行支援事業の利用者数	3人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (H27.1.1現在)	サービス量実績 (H26年10月分)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数 36 か所	790 時間	1,300 時間	1,344 時間	1,392 時間
		49 人	62 人	65 人	68 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 4 か所	2,276 人日分	2,610 人日分	2,748 人日分	2,788 人日分
	定員 112 人	109 人	132 人	139 人	141 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 0 か所	64 人日分	66 人日分	110 人日分	110 人日分
	定員 0 人	3 人	4 人	5 人	5 人
就労移行支援	事業所数 0 か所	0 人日分	22 人日分	22 人日分	66 人日分
	定員 0 人	0 人	1 人	1 人	3 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 0 か所	142 人日分	154 人日分	176 人日分	198 人日分
	定員 0 人	7 人	7 人	8 人	9 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 3 か所	1,564 人日分	1,533 人日分	1,597 人日分	1,640 人日分
	定員 75 人	73 人	72 人	75 人	77 人
療養介護	事業所数 0 か所	6 人	7 人	7 人	7 人
	定員 0 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 2 か所	117 人日分	142 人日分	142 人日分	142 人日分
	定員 6 人		7 人	7 人	7 人
短期入所 (医療型)	事業所数 0 か所	11 人	5 人日分	5 人日分	10 人日分
	定員 0 人		2 人	2 人	3 人
居住系サービス					
共同生活援助	事業所数 3 か所	44 人	46 人	46 人	48 人
	定員 43 人				
施設入所支援	事業所数 2 か所	68 人	68 人	67 人	65 人
	定員 60 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 9 か所	25 人	47 人	49 人	49 人
地域移行支援	事業所数 1 か所	1 人	2 人	2 人	3 人
地域定着支援	事業所数 1 か所	0 人	2 人	2 人	3 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 1 か所	382 人日分	378 人日分	396 人日分	414 人日分
	定員 20 人	18 人	21 人	22 人	23 人
放課後等デイサービス	事業所数 2 か所	329 人日分	385 人日分	387 人日分	402 人日分
	定員 20 人	24 人	28 人	28 人	29 人
保育所等訪問支援	事業所数 1 か所	0 人日分	2 人日分	1 人日分	1 人日分
		0 人	2 人	1 人	1 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数 6 か所	1 人	6 人	5 人	5 人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【課題】

- 地域生活への移行を促進するため、本人の家族や地域住民が、障がい者を理解するための取組が必要です。
- グループホームをはじめ、地域生活を支えるための障害福祉サービスの拡充を図る必要があります。
- 市町や指定特定相談支援事業所等が情報共有するとともに、本人のニーズに応じたサービス等利用計画を作成する必要があります。

【今後の取組】

- 地域生活への移行について、家族の意識改革等のための研修会を開催します。また、指定特定相談支援事業所の拡充を図るとともに、サービス等利用計画を通じて、施設入所者の地域生活への移行の可能性について、アセスメントを行います。
- 障害福祉サービスへの参入を働きかけることにより、重度訪問介護、行動援護、グループホーム、指定一般相談支援事業所等の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図ります。
- (自立支援)協議会において、不足している資源などを確認するとともに、相談支援体制の強化や体制づくりについて、協議します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【課題】

- 障害保健福祉圏域において、24時間対応の相談や緊急時等の受入が可能な障害福祉サービスが必要です。
- 市町により資源に格差があるため、障害保健福祉圏域単位で障害福祉サービスを整備する必要があります。

【今後の取組】

- 障害保健福祉圏域において、既存の障害福祉サービスを活用して、それぞれの機能を分担する「面的整備型」の地域生活支援拠点を検討します。
- 3障害に対応できる指定特定相談支援事業所の設置の可能性について検討します。
- 空き家等の情報提供を行うことで、グループホームの整備に向けた支援について検討します。
- 24時間対応可能な居宅介護等の訪問系サービスの拡充を検討します。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【課題】

- 障がい者の雇用先となる一般企業の、さらなる開拓が必要です。

- 就労系障害福祉サービスを利用している人で、一般就労が可能な人のリストアップを行い、障がい者就業・生活支援事業へつなげる仕組みづくりが必要です。
- 就労部会を通じて、就労に向けたシステムづくりや就労継続支援B型事業所の意識の向上に取り組む必要があります。

【今後の取組】

- (自立支援)協議会の就労部会で、一般企業の障がい者雇用への理解のための研修を行います。
- サービス等利用計画の導入により、就労継続支援事業所利用者の一般就労に対するニーズ把握を行います。
- 就労継続支援事業所と連携を図り、障がい者の適性にあった就労先を選定するとともに、定着支援を行います。
- 障害福祉サービス事業所に対し、就労移行支援事業所の開設を働きかけます。
- 就労部会において、関係機関の連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた支援を行います。

④ 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

【課題】

- 障害保健福祉圏域内の短期入所事業所において、在宅の重症心身障がい児・者の利用が可能となるよう、短期入所利用時における、日常的に関わりのある支援員の確保について検討する必要があります。

【今後の取組】

- 障害保健福祉圏域内の病院等において、重症心身障がい児・者の短期入所の利用が可能となるよう、(自立支援)協議会の身体・知的部会等において、短期入所利用時における支援員の確保について検討するとともに、医療型短期入所事業を実施している事業所の事業実施方法等を把握します。
- 在宅の重症心身障がい児・者を支援するため、県の重症心身障がい児(者)相談支援事業との連携を図ります。

第5編 計画の推進

第1章 計画の推進体制

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念を実現するため、さまざまな主体との「協創」により計画を推進します。

1 県における推進体制

本計画に基づく障がい者支援施策を着実に推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、労働、教育などそれぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

2 県民力による「協創」

本計画を推進するため、県、市町、団体、県民等が、それぞれの役割を果たし、協創により、共生社会を実現する必要があります。

(1) 県の役割

県は、市町で行うことが困難な広域的・専門的な事業の実施や、市町への助言・指導などを行います。また、積極的に情報提供を行うなど、共生社会に向けた意識啓発を行います。さらに、県域を超える広域的な課題について、国や地方自治体との緊密な連携を図ります。

(2) 市町の役割

市町は、県民に最も身近な立場から、ニーズを的確に把握し、地域生活を支える基礎的でニーズにあったきめ細かいサービスを提供することが求められています。そのため、福祉、医療、労働、教育、住宅などそれぞれの分野の連携による障がい者施策の計画づくりやその推進などが求められています。

(3) 団体の役割

社会福祉法人等の福祉や医療に関する各種団体のほか、企業等が積極的に参加し、地域を支えることが期待されています。また、さまざまなサービス提供を実施する団体については、多様で質の高いサービス提供が求められています。さらに、当事者団体等については、利用者のニーズにあったサービス提供のための連携が求められています。

(4) 県民の役割

共生社会の実現の主役は、そこに住み地域をよく知っている県民一人ひとりです。福祉サービスの利用者であり担い手でもある県民一人ひとりの声やニーズ、行動がその地域の共生社会を実現します。県民一人ひとりが自ら力を発揮する機会を見だし、主体的に共生社会づくりに参画することが求められています。

第2章 計画の進行管理（PDCA サイクル）

本計画を着実に実施していくため、各施策の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。

1 計画（Plan）

本計画により、県の障がい者施策の基本的方向を定めます。

策定にあたっては、「障害者基本法」に基づく三重県障害者施策推進協議会や、「障害者総合支援法」に基づく三重県障害者自立支援協議会で意見を聴くとともに、県議会の健康福祉病院常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

2 実行（Do）

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。

施策の展開にあたっては、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、労働、教育などそれぞれの分野が協議・連携し、総合的に推進します。

3 評価（Check）

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。

とりまとめた年次報告について、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会において、報告し、施策の達成状況について、調査等を行います。

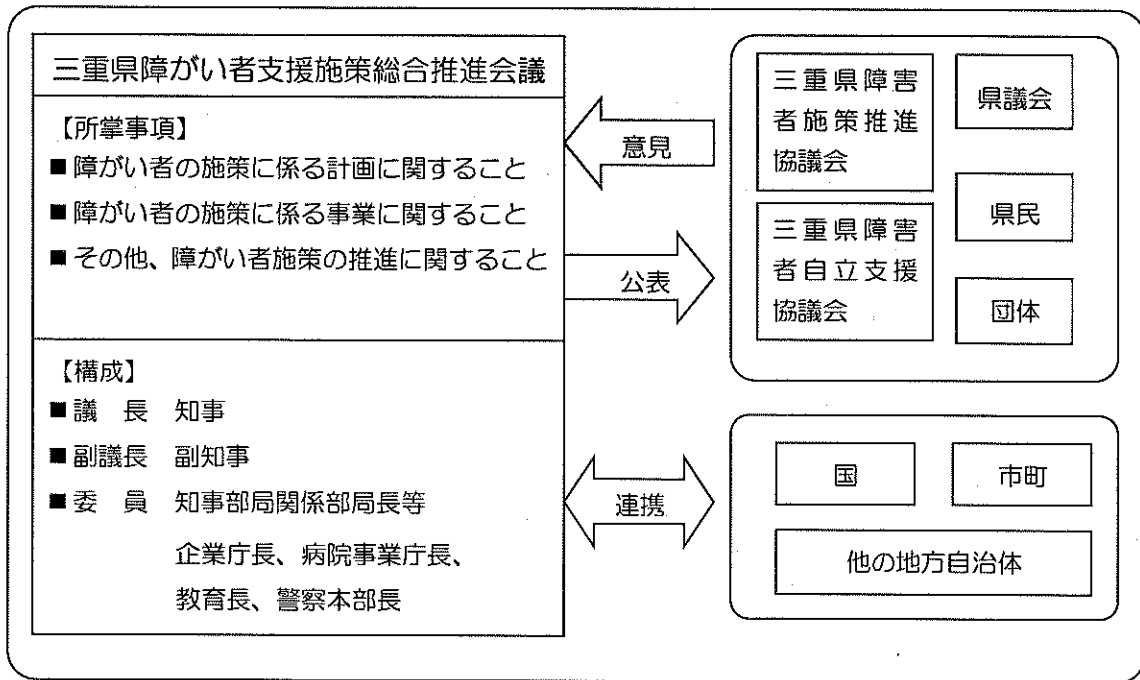
障害保健福祉圏域の取組については、地域の（自立支援）協議会において、実施状況を把握し、分析・評価を行います。また、地域の取組では解決できない課題について、三重県障害者自立支援協議会に報告し、協議を行います。

これらの協議会において、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

4 改善（Act）

評価によって、明らかになった施策等の課題について、次年度の施策展開に反映します。また、必要に応じ、三重県障がい者支援施策総合推進会議において協議・検討を行います。

障害保健福祉圏域の取組については、地域の（自立支援）協議会の運営を支援することにより、改善を図ります。



計画の推進体制と進行管理

第3章 計画の見直し

本計画は平成 29 年度を目標年度として策定するものですが、計画の進捗状況や法制度の改正等さまざまな状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても、適宜、必要な見直しを行います。

参考資料

1 到達目標一覧

目標項目	選定理由	平成29年度 目標値の設定理由	現状値	目標値
			(平成25)	(平成29)
1 権利の擁護に関する取組				
障害者差別解消法に基づく県および市町等における職員対応要領の策定率	障がい者差別の解消に向けて、地方公共団体における率先的な取組が求められるとともに、波及効果も期待できることから選定しました。	プランの計画期間内に、県（地方独立行政法人を含む）および、県内市町において、職員対応要領の策定が完了することを目標として設定しました。	—	100%
市町等への障がい者虐待防止専門家チーム派遣事案件数（累計）	障がい者虐待の防止のためには、虐待対応の専門性の強化を図ることが、効果が高いと考えることから選定しました。	専門家によるアドバイスが必要な事例を対象に、毎年、2～3件派遣することを目標として設定しました。	2件	7件 （平成27年度から平成29年度までの累計）
2 障がい者雇用に関する取組				
県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数	プランにおける、県の一般就労に向けた取組の成果を、直接的にあらわすことができると考えることから選定しました。	平成25年度実績から平成26年度の実績見込（550人）の増加分をもとに、毎年度20～30人ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	528人	620人
障害福祉サービス事業所から一般就労への移行者数	就労に向けた訓練を提供する障害福祉サービスから、一般就労に移行することが重要であることから選定しました。	県内市町が策定する障害福祉計画において設定した目標値の合計として、設定しました。	85人	191人
3 障がい者スポーツに関する取組				
全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	障がい者スポーツの裾野の拡大、選手等の育成、強化を図るためには、全国障害者スポーツ大会で実施される全ての団体競技への参加が重要であることから選定しました。	プランの計画期間内に、全国障害者スポーツ大会で実施される全ての団体競技（12競技）において、予選会に出場することをめざし、目標値を設定しました。	50%	100%

目標項目	選定理由	平成29年度 目標値の設定理由	現状値 (平成25)	目標値 (平成29)
		4 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組		
地域生活移行者数（累計）	本重点的取組のうち、障害者支援施設から地域生活への移行に取り組んだ結果を、直接的にあらわすことができることから選定しました。	県内市町が策定する障害福祉計画において設定した目標値の合計として、設定しました。	—	184人 (平成27年度から平成29年度までの累計)
長期在院者数減少率	本重点的取組のうち、精神科病院から地域生活への移行に取り組んだ結果を、直接的にあらわすことができることから選定しました。	「障害者支援施設入所者等意向調査」の結果から、推計される地域生活が可能な長期入院精神障がい者を、本プランの計画期間内に、地域生活へ移行することをめざし、目標値を設定しました。	—	18% (平成24年6月末時点から平成29年6月末時点までの減少率)
5 途切れのない相談支援に関する取組				
広域的・専門的な相談支援事業の登録者数	途切れのない相談支援体制を構築する上で、県が実施する広域的・専門的な相談支援事業が重要な役割を担うことから選定しました。	平成26年度の実績見込7,290人に、これまでの取組実績を勘案し、毎年度270人ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	7,022人	8,100人
6 災害時の対応に関する取組				
福祉避難所または代替避難場所確保市町数	大規模災害時に、避難所生活が困難な障がい者等に、確実な支援を行うためには、福祉避難所等の確保が重要であることから選定しました。	プランの計画期間内に、県内全ての市町において、福祉避難所等を確保することをめざし、目標値を設定しました。	25市町	29市町
県の補助制度を活用し、スプリンクラー設備を設置した障害福祉サービス事業所数（累計）	スプリンクラー設備設置義務の対象施設が拡大されたことにより、スプリンクラー設備未設置の障害福祉サービス事業所における早期設置が重要であることから選定しました。	スプリンクラー設備未設置の障害福祉サービス事業所の意向と、これまでの取組実績を勘案し、毎年、2施設程度、設置することをめざし、目標値を設定しました。	3施設	6施設 (平成27年度から平成29年度までの累計)